

2 中世賀来氏史料集

賀来秀三編著 (加来利一追加編纂)

1159 地頭紀氏

保元四年五月廿五日 由原宮宮師僧院清解 柞原八幡宮文書 19、賀来莊史料 9
(秀三註) 地頭散位紀氏に対し、由原社内の桑五十本及び畑三十丁の免除を申請したものの。この頃の地頭は紀氏であった。

「件桑伍拾本、任先例、以由原桑可免用之状、如件、

地頭散位紀 (花押)」

「八幡由原宮宮師僧院清解 申請 管長殿御裁事

請被特任先例裁定上、由原社内桑内五十本帽額並法服料、又畠三町毎年三介度 御幸払除料可令免除事

副進代代証文一通

右、謹檢旧儀、放生会之帽額料並宮師之法服料者、当宮御領内以小原之桑、被宛下事、往古例也、雖然先年之此、依為便宜、以由原之内桑、帽額料卅本、法服料廿本配分畢、又社頭畠地毎年三介度御行御宝前掃除料、令免除事、其証文明白者、任代々免判之旨、令加証判者、朝帝鎮護之祈誓也、□致信心陳渴仰之輩、其利益顯然也、何況備地頭預官長職事、忝 神明之計也、仍且為”御祈禱、任先例、可令免除耳者、勒子細言上如件、以解、

保元四年五月廿五日

僧院清 上 」

1159 地頭紀氏

平治元年閏五月十五日 地頭紀某下文 柞原八幡宮文書 20 賀来莊史料 10

(秀三註) 由原宮領地頭紀氏は、由原宮社頭内の名畠を募り精治料に立用せしむ。

「下久武□

可早立用募除、名畠参町事

右件麦畠、為由原宮社頭之内御精治、依先例可募立用状、所仰如件、

散位紀 (花押) 」

1164 地名賀来

(秀三註) 由原宮宮師職料田の嫡子への譲状で地名賀来の初見である。

長寛二年九月三日 由原宮宮師僧院清讓状 柞原八幡宮文書 22、賀来莊史料 11

「讓与

宮師職事

所分田坪々事

祭文田一丁

灯油田 一丁在植田

読師田 五段在笠和

潤月田 二段生石迫

季供田 一丁在笠和

法花講田 一丁

同 一丁在笠和

安居田 三段生石迫

新立仁王講田 一丁在賀来

荏隈早田 三段

又菌 〃 払除料畠式町

石本参口加菌 安主菌 真藏房菌 仁王講 五段在生石迫

東 深谷 水尾

居菌 清次郎菌 平野 今山 垣弘菌

又二番三味田同譲了

右、僧定清依嫡子、所譲与実、更以後日之相論可停止之、仍所分如件、

長寛二年九月三日

僧 (花押)

所分定明白也、仍神官等加判

御馬所伴

權大宮司

辨 官 (花押)」

1177 賀来社

治承元年八月十六日

官宣旨

柞原八幡宮文書 27 賀来荘史料 14

(秀三註) 由原宮を賀来社と称する初見。

「下 賀来社神官住人等

可令早以故守高後家次房 執行神田以下世帯事

右 以件次房 可令執行守高之状、所仰如件、神官住人等宣承知、不可違失、故下、

治承元年八月十六日

左中弁藤原朝臣 (花押) 」

1177 賀来御庄

(秀三註) 賀来荘荘名の初見である。由原宮の荘園であったとみられる。

治承元年八月十八日 大春日立並下文 柞原八幡宮文書 28 賀来荘史料 15

「下 賀来御庄神官百姓所

右弁官職習先例、後家並次房、神事無懈怠勤仕状、仰所如件、

治承元年八月十八日 大春日立並下文 (花押)」

1177 賀来百姓

増補訂正編年大友史料 1-110

賀来社政所八月十一日相撲配分注文

八番 賀来百姓

1179 佐伯惟康 佐伯三郎惟康

正応二年(1289)三月 日

大宮司平經妙申状案

柞原八幡宮文書 47

鎌倉遺文 16946 賀来荘史料 28

(秀三註) 由原宮大宮司平經妙申状の中に、賀来氏の祖先佐伯三郎惟康が、初めて賀来荘下司職となり、子息惟頼に相伝したと云う。1289 經妙申状 参照。

「云々、凡当社者、為大宮司一円之地、令管領之處、鳥羽院御時、大宮司大神廣房蒙

勅勘畢、仍贈左大臣家平時信 拜領之、有次第御相伝、解解由少路殿（一条前左大臣家御後室権太夫殿御女）御領也、於大宮司職者、養和元年(1181)平章妙令拜任以来、至于頼妙・盛妙・有妙・經妙五代相伝、更以無相違、爰願蓮之曾祖父佐伯三郎惟口治承三年(1177)、始而自領家被補任于下司職畢、同四年上表之、文治三年又不可背領家所命之由、書進起請文、令以還補、令相伝于子息惟頼云々」以下略

1179 惟康 願蓮之曾祖父佐伯三郎惟康

正応二年(1289)三月 日 大宮司平經妙申状案 柞原八幡宮文書 47
鎌倉遺文 16946 賀来莊史料 28

「1289 經妙申状 参照、治承三年(1179)被補任于下司職云々」

1184 佐伯惟康 佐伯三郎維康

元歴元年 一谷城構事 源平盛衰記卷 36
一代要記、百練鈔、東鑑

(秀三注) 元歴元年、平家は一谷に城を構え楯籠る。これを攻める源氏方のなかに、佐伯三郎惟康、尾形三郎惟義あり。

一代要記。元歴元年二月十日条云。「正月比。平家悉赴西国福原南群居。以一谷為城廓。其勢六万騎。云々。」

百練鈔。元歴元年正月八日条云。「西国武士平氏。又超来福原辺。云々」

東鑑。元歴元年二月四日条云。「平家日来。相從西海山陰兩道軍士数万騎構城郭於摂津與播磨之境一谷群集。云々。」とあり、参考源平盛衰記卷 36 に、

「平家は播磨国室山備中国水島。二個度の合戦に討勝てぞ。會稽の恥を雪ける。懸りければ、山陽道八個国・南海道六個国都合一四個国の住人等悉に靡き、軍兵十餘万人に及べり。木曾討たれぬと聞こえければ、平家の人々は、讃岐国屋島をば漕出して、摂津国播磨の境、難波渦、一谷に籠ける。去正月より、此能所也とて城廓を構えたり。

東は生田森を城戸口とし、西は一谷を城戸口とす。云々。南は巨海漫々として浪繁く、北は深山峨々として岸高し。云々、海には兵船数万艘を浮て、算を散せるが如し。陸には赤旗立並て其数を知らず、春風に吹れて天に飜る。猛火の燃上るに似たり。誠に夥し共云計なし。云々。平家年来の伺候の人、伊賀伊勢近国に死残りたる輩、云々。先播磨国には津田四郎 高基、美作には江見入道豊田権頭、備前には難波次郎経遠、同三郎経房、云々、鎮西には菊池次郎高直、原太夫種直、松浦田老高俊、郡司権頭真平、佐伯三郎維康、坂三郎維良、山鹿兵藤次秀遠、坂井兵衛種遠也。豊後国には尾形三郎維義一党、伊予国には河野四郎道信が伴類の外は、弓矢に携はる宗徒の輩大略参ければ、其次の者共も、必志はなかりけれ共、何かは是を攻落さんとぞ見えたりける。」

1187 惟頼 願蓮之曾祖父佐伯三郎惟康、子息惟頼

正応二年三月 日 大宮司平經妙申状案 柞原八幡宮文書 47
鎌倉遺文 16946、賀来莊史料 28

「1289 經妙申状 参照、文治三年令相伝于子息惟頼云々」

1188 賀来庄

文治四年十一月 日 豊後国留守所帖案 柞原八幡宮文書 29、賀来莊史料 16

(秀三注) 由原宮造職米には賀来庄年貢米及び平丸所当米を当てること。

「留守所帖 八幡宮由原社.

欲被任先例国行事官相共催勤造宮当宮仮殿事

權介小野朝臣秀隆

帖、当宮仮殿者、本自雖不被下別之官符宣旨、守本宮宇佐宮日時之官符、令造
宮例也、即至于造職米者、以賀来庄年貢米並平丸所当米等、令勤造例也者、守先例、相共
国行事官、欲被催勤造之状、帖送如件、以帖、

文治四年十一月 日

權介藤原朝臣 在判

權介美奴宿祢 在判

權介小野朝臣 同

權介平 朝臣 同

目代散位藤原朝臣 同

□□□□□□□□ 同

(以下欠) 」

1216 賀来惟頼

正応二年三月 日 大宮司平經妙申状案 柞原八幡宮文書 47

鎌倉遺文 16946、賀来莊史料 28

(秀三注) 集 1 8 の由原宮大宮司平經妙の申状に、賀来莊地頭の出自を述べている。

「 云々、 爰 願蓮之曾祖父佐伯三郎惟康、治承三年(1179)
始而 自領家、被補任于下司職畢、同四年上表之、文治三年(1287)又不可背領家所命之由、
書進起請文、令還補、令相伝于子息惟頼之处、依背領家所命、建保四年(1216)被改易惟頼、
以文章生清隆、被・補任、令造進東大門一畢、 云々」

1216 惟頼 父佐伯三郎惟康、子息惟頼、

正応二年三月 日

大宮司平經妙申状案

柞原八幡宮文書 47

鎌倉遺文 16946、賀来莊史料 28

「1289 經妙申状 参照、建保四年(1216)被改易惟頼云々」

1224 惟綱 願蓮之亡父小次郎惟綱法師順阿

正応二年三月 日 大宮司平經妙申状案 柞原八幡宮文書 47

鎌倉遺文 16946、賀来莊史料 28

「1289 經妙申状 参照、貞応三年(1224)始而雖給地頭職御下文云々」

1226 地頭鬼丸

嘉禄二年(1226)八月十八日 関東下知状案

柞原八幡宮文書 31 賀来莊史料 17

(秀三注) 賀来庄地頭鬼丸(惟綱)の濫行を止め、子細を言上せしむ。惟綱は賀来惟康の子にして、賀来莊賀来氏の初代地頭である。この文書は、北条時房及び泰時の下知状で、由原宮宮師等の訴えによる。神人の給田を押取し、また講田を押取して、これらを地頭の所従に宛行うことを停止せしめた。柞原八幡宮文書 46 にこれら講田の記載がある。

「可令且相從停止、且言上子細、豊後国賀来社訴申地頭鬼丸濫行条々事

(中間略)

(秀三注： 且は まさに～せんとす と読む)

一 押取神人等給田、宛行所従事

右、如同解者、神人給田者、往古旧例也、而恣 押取彼給田等、宛行郎從之上、 押取御馬所神馬、五月会時不引之、当社草創以来、已四百余歳之間、未有事也

云々者、押取神人等往古給田之条、子細何様事哉、早可令言上、縦有罪科者、相触社家可・糺断之處、無左右點定給田、宛行所従条、頗非沙汰法、早返 与本主、有田緒者、可蒙上裁、兼又押取神馬、違例神事之条、事若実者、罪科難遁、早可令弁申子細矣。

一 押取最勝講田並仁王講田、宛給郎従事、

右、如同解者、為・聖朝安穩天下泰平御祈禱、国司奉寄之後、相計器量之輩、 所令補也、而鬼丸押取彼講經田、宛行所従之間、己令断絶恒例不退之御願云々者、国司奉免講經田、地頭輒不可進退之處、剩 宛給郎従之条、甚 以自由也、
慥可從停止矣。

以前条々依鎌倉殿仰 下知如件

嘉禄二年八月十八日

北条泰時 武蔵守平 御判

北条時房 相模守平 御判

1230 国司庁宣

寛喜二年八月 日 豊後国司庁宣案

柞原八幡宮文書 32 賀来莊史料 18

大分県史料 9-32、

(秀三注) 賀来社大神宝用途として阿南郷を一円不輸の神領とし、阿南本郷と平丸名を用途に当てた

「

在判

庁宣 豊後国在庁官人等

可奉寄当国一宮八幡賀来社大神宝用途料以阿南郷為中一円不輸神領事

右件社者、当国無双靈神、 公家崇祭一宮、而国司每任大神宝並御初拜用途一千余果、愛國中諸郷所当濟物、併為面々地頭被押領之間、彼大神宝及闕怠之故、依社家之 謹責、目代難令安堵、仍不全国務“、難下眼代、然者為彼大神宝用途以阿南郷永所奉寄也、適彼郷内平丸名者、本自所奉寄神宝修理用途也、以本郷並平丸 名、可為彼用途者、在庁官人等宜承知、依宣用之、以宣、

寛喜二年八月

大介惟宗朝臣

」

1233 阿南莊文書 1

平丸名

天福元年七月十八日 豊後国阿南荘文書案 柞原八幡宮文書 33-1 賀来荘史料 19-1
(秀三注) 阿南郷平丸名を不輸神領となし、賀来社大神宝役を勤仕せしむ。

「一官宣旨案

佐弁官下太宰府

応以管豊後国阿南荘平丸名等、為不輸神領、令勤同国一宮賀来社六箇年一度大 神宝・
同初拝神宝等事、

右、得彼社雜掌等今月十七日解状称、件子細見于先進解状並国司序宣、仍不能一

二、賀来社者、為宇佐別宮当国一宮、故如宇佐宮、六箇年一度大神宝自国衙被調

進、国司每任者例也、而其用途既一千果云々、爰近来作法、郷郷地頭未合期故、於大神宝
役、每任難調達、然間以阿南郷、自寛喜二年、被寄補彼神宝用途畢、雖然当郷所当僅五十
余果、□九牛一毛濯□、但不請取此郷者、又依難成大神宝、且存天長地久御祈祷之由、慙
以令請取畢者、為全向後牢籠、被成下官符宣者、於自明年御輿唐鞍已下神宝無退轉可令勤
行者也、及宣下遲遲者、神事又及闕如□者、望請 天恩早以阿南郷為一円不輸神領、可令
勤行賀来社大神宝之由、欲被・宣下者、権中納言藤原朝臣家光宣、奉勅、宣以・阿南郷・
平丸名等為不輸神領、令勤六箇年一度大神宝・同初拝神宝等者、府宣承知、依宣行之。

天福元年七月十八日

大史小槻宿祢 在判

権右中弁藤原朝臣 在判 」

1233 阿南荘 一向不輸

天福元年七月十八日 豊後国阿南荘文書案 柞原八幡宮文書 33-2 賀来荘史料 19-2
(秀三注) 阿南郷を一向不輸の地となし、官府使の入部を停止せしむ。

「二、一条前太政大臣家政所下文案

一条前太政大臣家政所下 豊後国阿南郷地頭名主等

可早任国司序宣、為一向別納不輸地、停止官府使入部、致所当公事沙汰事

右、件郷者、為国領、然而有子細、可為当家御領之由、国司被成進序宣畢者、地頭・名主
等、各守彼状、為一向別納不輸之地、可致所当公事沙汰之状、所仰如件、郷民等宣承知、
不可違失、故下、

寛喜二年(1230)九月 日

案主 右史生 紀

令前 大和守 大江朝臣 在判

知家事左衛門府生紀

別当主税兼陸奥守三善朝臣 ”

大従左衛門志 惟宗 在判

前若桜守 橘 朝臣 ”

前壱岐守 藤原朝臣 ”

算博士 三善朝臣 ”

前上野介 高階朝臣 ”

丹波守 橘 朝臣 ”

右近将監 藤原朝臣 ” 」

1233 阿南荘文書

天福元年七月十八日 豊後国阿南荘文書案 柞原八幡宮文書 33-3 賀来荘史料 19-3
(秀三注) 賀来社大神宝用途として阿南郷を一円不輸の神領となさしむ。

三、豊後国司庁宣案

(柞原八幡宮文書 32 に同じ、1230 国司庁宣 参照)

四、豊後国司庁宣案

「 在御判
庁宣 豊後国在庁官人等
可早任庁宣状、於阿南郷者、停止官符使竝国衙催促、由原宮神事外
為一向不輸別納地事

右件郷者、有子細、一条太政大臣家為御沙汰、仍停官符使竝国衙使入部、一向可為彼御沙
汰者也者、在庁官人等宜承知、依宜行之、以宣、

寛喜二年(1230)八月 日

大介惟宗朝臣 』

1233 平丸名

天福元年(1233)七月十八日

豊後国阿南荘文書案 柞原八幡宮文書 33 賀来荘史料 19

(秀三注) 平丸名は平安室町期に見える名である。始め阿南郷のち賀来荘に属す。保延五年
(1139)八月の柞原八幡宮文書が初見。豊後国田帳に平丸名三十町とある。応永二十年(1413)
八月の文書が終見であるが、比定地不明。

一官宣旨案

(この文書は、阿南郷平丸名を不輸神領となし、賀来社大神宝役を勤仕せしめたもの、
1230 国司庁宣 参照)

一 一条前左大臣家政所下文案

(この文書は、阿南郷を一向別納不輸の地として、官府使の入部を停止せしめたもの、
一条前左大臣は藤原公経である。賀来荘も一条家の領地であった。前出 柞原八幡宮
文書 33 参照)

一豊後国司庁宣案

(これは柞原八幡宮文書 32 に同じ、1230 国司庁宣 参照)

一、豊後国司庁宣案

(右庁宣案を簡略化したものである。裏書があり、一任国司上奏を経ずして甲乙人に充
て賜わるといふ。)

1234 幸俊・地頭連署

文暦元年(1234)四月十日 幸俊・地頭連署置文 柞原八幡宮文書 35、鎌倉遺文 4706

(秀三注) 幸俊は平丸名の領家幸秀か?。地頭は平丸氏か

「 正宮師猪郷御米当職可被□□□、
豊後国賀来社権宮師得分之事、

右、依正宮師社頭御神事、賀来符中出符時者、弊用途可被付無違儀、正宮師其外当病、又者以私自秣河外出行時者、權宮師当職而、社頭得分被取時、不可有違乱同黒尾祝職之事、可須之、但御行之時、命婦者付本職田地可被勤也、依任先例、所置定如件、

文曆元年四月十日

幸俊 (花押)

地頭 (花押) 」

1234 賀来平丸 平丸名、賀来莊

天福二年(1234)卯月一日 法橋上人位幸秀寄進状 柿原八幡宮文書 34、賀来莊史料 20 (秀三注) 法橋上人、由原宮正月三ケ日の御共田を寄進す。

「奉寄

一宮由原社正月三箇日御共田事

合

- 一日 阿南庄料田五段
- 二日 平丸名御米単式石式斗
- 三日 加来庄式町御共米内式石式斗

右、件料田御米、雖有幸秀得替永不可有違乱、若於致其妨之輩者、八幡大菩薩可蒙御罰之状、如件、

天福二年卯月一日

法橋上人位 (花押)

1236 法橋上人 平丸名、大宮司地頭、平丸預所地頭

嘉禎二年(1236)十一月 日 法橋上人幸秀寄進状案 柞原八幡宮文書 38 賀来莊史料 20 (秀三注) 大宮司は法橋上人幸秀、地頭は平丸氏？

「寄進

一宮由原社新料田事、

- 一 正月一日、御供米二石五斗以阿南御□□□□□□行之、料田五段也、
- 一 同日、毎月法花問答合料田一丁二段、阿南御庄立之、
- 一 同日、御壇供百五十枚料田一段、平丸立之、
- 一 同二日、御八講御布施料、阿南御庄料田八段重色可募之賀来御庄料田四段、
- 一 同御八講御布施桑代布二段、講師問者料壇供□料紙二帖、阿南預所役也、
- 一 同二日、御供米二石五斗、二町御供田役也、
- 一 同三日、御供米二石五斗、平丸役下心行之、

(以下八行省略)

- 一 鞍以下細工料田二段、平丸權二郎太夫可募之、
- 一 大神宝無尽米得田二丁内、平丸一丁、阿南一丁、

右料田立用者、奉為天長地久並撰政家將軍家又一条大政入道殿御一門繁昌御息災安穩、永代所寄進也、向後敢不可有牢籠、但一条殿相伝本家仰之外、不可依大宮司地頭之成敗、又不可及阿南・平丸預所地頭等之進退、速以神事勤行為先、以將軍家並本家御祈禱、可□

□□宗於致寄進料田之妨者、八幡大菩薩四所善神王、定有御照覽嗽、仍所・寄進一如件、

嘉禎二年十一月 日

法橋上人位（幸秀） 在判」

1248 地頭惟綱 賀来地頭惟綱

宝治二年(1248)五月 関東下知状案 柞原八幡宮文書 41、賀来莊史料 14、鎌倉遺文 6969
(秀三注) 妙念に対する賀来惟綱の訴訟に関し、関東は下知を与えた。破損部分の項目は六波羅施行状案に見える。

「(首部破損)

弁之由、妙念雖令申之、不及沙汰嗽、次所□□□□□先例倣、早可致沙汰、次悪□事、無指証□□□・・(破損)

一 麥檢畠算失事

右、如惟綱申者、寄事於新畠、抑留有限地頭□□□□□陳者、地頭給參町者勿論也、而刈ゞ取預所下大作麥壹□□□□令立用畠云々者、為地頭身、令刈取 預所 下人作麥之□□□由所行倣、於作毛者、可被糺返、雖須有其咎、預所不鬱 申之間、不及沙汰倣、次預所以有限地頭給、押募新畠之条、所行之至、頗忘 沙沙之法倣、所詮、於新畠者、地頭令取有限地子、預所亦可致領家得分沙汰 倣、於地頭給畠者、如元可引募參町矣、

一 妙念致京方由事

右、承久兵乱之時、妙念父章妙法師、參籠当国一宮、奉呪咀関東之上、妙念程候

按察家（光親卿）之間、致京方畢、云々妙念陳者、云京方、云奉呪咀関東事、共以無実也、但令祈天長地久云々者、妙念為程候按察家（光親卿）之身、令祈天長地久之由、自称之上、奉呪咀関東之条、非無疑殆倣、然而緯既及違期、今更非沙汰之限矣、

一 被准新補、可宛賜給田加徵由事

右、惟綱者、則雖為先祖相伝本領、為勲功之賞、惟時令拜領畢、然者可被准新補傍例、妙念亦所職懇望之時者、号本領之、望申給田加徵之時者、新補之旨遁之事、争以乎、

(宝治二年五月十六日)

左近将監平朝臣

相模守 平朝臣

1248 賀来惟綱 賀来庄地頭小次郎維綱

宝治二年七月廿七日 六波羅施行状案

柞原八幡宮文書 41 賀来莊史料 21

鎌倉遺文 6991

東京大学史料編纂所々蔵文書

「豊後国賀来庄地頭小次郎維綱與左衛門尉頼妙法師法名妙念相論条々

一 小野津留郷加徵並井料事

一 鬼藤名田畠事

一 次郎丸名事

一 庄民等不安堵由事

- 一 麥檢畠算失事
- 一 妙念致京方由事
- 一 被准新補、可宛賜給田加徴由事
- 一 公文職事

右、任去五月十六日関東御下知旨、可致沙汰之状、如件、
宝治二年七月廿七日 左近将監平 在御判 』

1262 地頭惟綱

弘長二年(1262)二月 一条摂政家下文 柞原八幡宮文書 44 賀来荘史料 25 鎌倉遺文 8774
(秀三注) これは賀来荘の地頭惟綱が新補率法をもとに加徴・給田を募ることを強請し、由原大宮司頼妙と相論を起こしたとき、領主で時の摂政である一条実經の下した仰書である。神官供僧名主百姓等をして地頭の非法に従わぬよう指示したもの。この様な地頭の非法は「地頭のいろいろ」と言い、安田氏の「地頭及び地頭領主制の研究」に詳しい。

「 造酒正中原朝臣 (花押)

仰豊後国賀来社神官供僧名主百姓等所

不可叙用地頭惟綱非法張行事、

件子細、地頭惟綱、背関東御下知、致条々非法之聞、雑掌盛妙依令訴申、武家度々雖被下召文、更不信用、悪行随日令倍增之由、有其聞、而惟綱適企参洛之間、不日遂対決、可明申子細之由、自武家雖被仰下、全不叙用、竊逃下云々、凡言語道断之次第也、無理之条、顯然者歟、此上猶於致非法者、惣以不可叙用之、背此仰之輩者、定有後悔歟、神官・供僧・名主・百姓等、可存知此旨之状、所仰如件、

弘長二年(1262)二月 日 』

1277 惟綱順阿 賀来小次郎惟綱順阿

正慶元年(1332)正月 佛名経講讚 柞原八幡宮文書 66,67
鎌倉遺文 31661、賀来荘史料 36,37

「1332 併名経講 参照、建治三年(1277)願蓮之亡父順阿差遣数多人勢、云々」

1283 賀来念阿 賀来又二郎入道念阿

弘安六年七月三日 関東下知状案 肥後平川文書、鎌倉遺文 14898

「肥後国御家人平川三郎良貞・同四郎師時申、当国球磨郡永吉地頭並名主事、右、越訴之趣、子細雖多、所詮、如良貞等申者、件永吉地頭並名主職者、八代相伝開発之地也、而曾祖父平河三郎師高右大将家御時、文治三年(1187)給安堵御下文、伊豆藤内遠景令成施行畢、云々、以件御下文、被混領永吉之条、無道之由、良貞等致訴訟之刻、実春朝臣被召上彼西村、賀来又二郎入道念阿拝領畢、件御下文云、肥後国永吉西村地頭職事、念阿以彼状、令知行永吉並西村両所之間、実春朝臣被申云、永吉内西村在之別之地也、仍永吉下並字不被置、然者、念阿拝領者、西村計也、以彼御下文、争可令混領両所哉云々、仍於永吉者、不能念阿知行之由、被仰下畢、然者、念阿所令拝領之御下文与被帶実春朝臣貞応(1222)・嘉祿(1225)御下文、以同前也、何可有

差別哉、実春朝臣日来非分横領、為自称者也、我欲令横領之時者、永吉与西村者稱為一所之由、念阿被改補之今者、又兩所各別之由、以文治本御下文言上之条、變々申状、仰御賢察、彼兩所地頭預所知行格別之条、建久(1190)御下文分明也、云々、依実春朝臣之横領、良貞乍帶御下文等、一類六十余人令佗僚、交山野、永削御家人名字事、生涯愁歎也、云々、
(秀三注 佗僚：あつけにとられるさま)

弘安六年(1283)七月三日 駿河守平朝臣 在御判

(陸奥守平朝臣) 在御判 』

1284 惟永願蓮 賀来地頭五郎惟永法名願蓮、

正応二年(1289)三月 日 大宮司平經妙申状案 柞原八幡宮文書 47

鎌倉遺文 16946、賀来莊史料 28

(秀三注) 由原宮大宮司平經妙申状の中に、賀来莊地頭願蓮の行動を述べている。

「云々、而自去弘安七年(1284)相当於造替年記之間、任先規造替之處、当庄地頭願蓮抑留年々之乃貢之間、就令言上関東、去弘安八年預御下知畢、爰願蓮違背御下知、不致其弁、剩 押取宮大工給田、令押領百姓等田畠、亦当庄内平丸保年貢者、願蓮与雜掌同意抑留之間、造替于今不実行、於前々者、為社家一向進止之地、大宮司平均庄務之故、雖終其大功、於今者、被妨地頭之非法、難給社家之造營者也、云々、

下知、背先例、超亡父非法張行之餘、押領神宮供僧名主百姓等田地、押取宮大工給田之間、造替之違乱、社壇之荒廢、職而莫不由斯、仍注進言上如件

正応二年(1289)三月 日

1284 地頭願蓮 地頭賀来惟永法名願蓮

正応二年三月 日

大宮司平經妙申状案

柞原八幡宮文書心 47

鎌倉遺文 16946、賀来莊史料 28

「1289 經妙申状 参照、弘安七年地頭願蓮抑留年々之乃貢云々」

1285 惟永願蓮 地頭賀来五郎惟永法名願蓮

弘安八年(1285)九月晦日 豊後国岡田帳写

東京大学史料編纂所々蔵文書

賀来莊史料 26、鎌倉遺文 15701

(秀三注) 惟永を惟家とし、願蓮を頼連とするものあるも、以下が正しい。

「(首文略)

弘安八年九月晦日

(大友頼泰)

沙弥道忍 裏判

謹上 信濃判官入道殿

(中間略)

大分郡千八百八十九町 一本作 千三百八十余町

(植田庄・戸次庄・高田庄略)

賀来莊二百三十町

領家一条前左大将家室家 地頭職賀来五郎

惟永法名願蓮

本莊二百町

領家山法師備後僧都幸秀 地頭同前

平丸名三十町

(以下略) 」

1285 岡田帳抄

地頭賀来五郎惟永法名願蓮

弘安八年九月晦日 豊後国岡田帳写

東京大学史料編纂所々蔵文書

賀来莊史料 26、鎌倉遺文 15701

(秀三注) 惟永を惟家とし、願蓮を頼連とするものあるも、以下が正しい。

(1285 惟永願蓮 前出参照)

1285 大田文 賀来五郎惟家法師法名願蓮

弘安八年十月十六日 豊後国大田文案 平林本、鎌倉遺文 15700

「御注進状案豊後国田文事 弘安八年十月十六日 豊後於府中

脚力 菊正 在判

豊後国中神社仏寺権門勢家庄園国領公田及領家・預所・地頭・弁済使等交名事

注進合田代六千七百廿八町余捌箇郡

宇佐宮領千肆百余町 由原宮領二百四十六町余

(以下略)

一豊後国庄公並領主等事、云々 (以下略)

(一 大分郡 □□□□町内) (中間略)

賀来庄式百町 領家 一条前左大将家室家

地頭 御家人賀来五郎惟家法師法名願蓮

(以下略)

一 海部郡八百参拾壹町内

(中間略)

佐伯庄百八十町 領家 毛利判官代波弥四郎殿

地頭 御家人

本庄百式拾町 佐伯総二郎政直法師法名道精

堅田村六拾町内

拾五町 領家

参拾町 佐伯八郎惟資法師法名道法

七町壹段 堅田左衛門三郎惟光法名善大

四段 小原次郎重直法師法名道仏

(以下略)

1285 惟綱順阿 賀来小次郎惟綱法名順阿

正慶元年(1332)正月

佛名経講讚

柞原八幡宮文書 66,67

鎌倉遺文 31661、賀来莊史料 36,37

「1332 佛名經講 参照、弘安八年(1285)惟永亡父賀来小次郎順阿存日、云々」

1285 惟家願蓮 賀来五郎惟家法師法名願蓮

弘安八年十月十六日 豊後国大田文案 平林本、鎌倉遺文 15700

「1285 大田文 参照、地頭 御家人賀来五郎惟家法師法名願蓮」

1287 岡田帳 地頭職賀来五郎惟永

弘安八年十月十六日 豊後国岡田帳 内閣文庫所蔵、鎌倉遺文 15701

「豊後国岡田帳

弘安八年十月十六日 云々 等交名之事、

宇佐宮御神領 千六百余丁

由原宮御神領 二百四十六丁 (以下略)

弘安八年九月晦日 沙弥道忍 裏判(大友親泰)

謹上 信濃判官入道殿

豊後国直人等記申

当国八個郡分 国東・速見・直入・大野・海部・大分・日田・玖珠田数領主等之事、

国東郡 千六百参拾八町

(以下略)

大分郡 千百八十丁

(以下略)

賀来莊式百参拾丁

本莊式百町 領家一条前左大将家室家、地頭職賀来五郎惟永法名願蓮

平丸名参拾町 領家山法師備後僧都幸秀、地頭同前、

(以下略)

海部郡八百参拾壹町

(以下略)

佐伯莊百八拾丁 領家毛利判官代孫四郎殿、地頭職大友兵庫入道殿

本莊百式拾丁 地頭御家人佐伯弥四郎政直 法名道清

堅田村六拾丁 内拾五丁 領家

参拾丁 佐伯八郎惟資 法名道法

七町一段 堅田左衛門次郎惟光

四段 小田原次郎重直 法名道佛

(以下略)

都合田代六千八百七拾三町

沙弥道忍 在判 』

1287 惟永願蓮 賀来惟永法名願蓮

正慶元年正月 佛名經講讚

柞原八幡宮文書 66,67

鎌倉遺文 31661、賀来莊史料 36,37、

「1332 俳名經講 参照、弘安十年願蓮於社頭差遣子息云々」

1287 惟經 賀来願蓮の子惟經

正慶元年正月 俳名經講讚

柞原八幡宮文書 66,67

鎌倉遺文 31661、賀来莊史料 36,37

「1 S 翌 俳名經講 参照、弘安十年願蓮於社頭差遣子息二郎惟經云々」

1287 惟家 賀来願蓮の舎弟惟家

正慶元年正月 俳名經講讚

柞原八幡宮文書 66,67

鎌倉遺文 31661、賀来莊史料 36,37

「1332 俳名經講 参照、弘安十年 舎弟六郎惟家以下之数多人勢云々」

1289 地頭願蓮 地頭賀来惟永法名願蓮

正応二年三月 日 大宮司平經妙申状案

柞原八幡宮文書心 47

鎌倉遺文 16946、賀来莊史料 28

「1289 經妙申状 参照、地頭願蓮抑留年々之乃貢云々」

1289 經妙申状 地頭願蓮、惟康、惟頼、惟綱

正応二年三月 日 大宮司平經妙申状案

柞原八幡宮文書心 47

鎌倉遺文 16946、賀来莊史料 28

(秀三注) これは由原宮大宮司平經妙の申状で、賀来莊地頭との論争を述べたものである。賀来氏の出自を明らかにする他、四代の系譜を知り得た貴重な文書である。

「右、謹考舊記、當社者、

八幡三所之靈廟、四海擁護之神祠也、云々、当社是賀来庄之微力也、田代僅式百參拾町云々、而自去弘安七年(1284)相当於造替年記之間、任先規造替之處、当庄地頭願蓮抑留年々之乃貢之間、就令言上關東、去弘安八年預御下知畢、爰願蓮違背御下知、不致其弁、剩 押取宮大工給田、令押領百姓等田畠、亦当庄内平丸保年貢者、願蓮与雜掌同意抑留之間、造替于今不実行、於前々者、為社家一向進止之地。大宮司平均庄務之故、雖終其大功、於今者、被妨地頭之非法、難給社家之造營者也、凡当社者、為大宮司一円之地、令管領之處、鳥羽院御時、大宮司大神廣房蒙勅勘畢、仍贈左大臣家拜領之、有次第御相伝、解解由少路殿家御領也、於大宮司職者、養和元年(1181)平章妙令拜任以來、至于頼妙・盛妙・有妙・經妙五代相伝、更以無相違、爰願蓮之曾祖父佐伯三郎惟康 治承三年、始而自領家被補任于下司職畢、同四年上表之、文治三年又不可背領家所命之由、書進起請文、令還補、令相伝于子息惟頼之處、依背領家所命、建保四年被改易惟頼、以文章生清隆、被補任、令造進東大門畢、而願蓮之亡父小次郎惟綱法師法名頼阿鬼丸之時、貞応三年(1224)始而雖給地頭職御下文、追祖父親父之跡、可致沙汰之由、被成下御下知畢、且此等子細、關東代々御下知明白也、而願蓮違背御下知、背先例、超亡父非法張行之餘、押領神宮供僧名主百姓等田地、押取宮大工給田之間、造替之違乱、社壇之荒廢、職而莫不由斯、仍注進言上 如件、

正応二年三月 日

大宮司平經妙」

1300 賀来惟政

正安二年(1300)四月六日 鎮西御教書 柞原八幡宮文書 50 賀来荘史料 29
鎌倉遺文 20416

(秀三注) 権大宮司と地頭との相論を裁定し、地頭の横領物を糾返せしむ。

「豊後国賀来社権大宮司信隆與同所地頭惟政相論、鬼藤放和田上名押領物事、重訴状
如此、就去年五月十三日散状、有其沙汰之処、所詮任先下知旨、至押領物者、
不日可糾返之由、可被催促也、仍執達如件、

正安二年四月六日 前上総介 (花押)

戸次孫太郎左衛門尉殿

大炊又四郎殿」

1305 年中神事 賀来越中守、長門守

嘉元三年(1305)二月 日 由原宮年中神事次第案 柞原八幡宮文 53、賀来荘史料 31
鎌倉遺文 22119

(秀三注) この頃、賀来荘地頭は賀来越中守、平丸名地頭は賀来長門守で、正大宮司はまだ賀来氏ではなかった。

「当社八幡宮恒例不退之大小御神事次第

大晦日 云々

正月一日 朝拝 云々

同日国庁 在庁饗膳大上料一前、云々、千代丸役

已上大上料一膳、云々、役所

二分 賀来越中守、一分 万寿寺座主 勤之候

同日朔日三ヶ日於弥勒寺修正、云々、千代丸役 役所

已上分米七斗五升 二分 賀来越中守、一分 万寿寺座主 勤之候

一弥勒寺 円供正月二十日 十月十五日 十二月廿日 に供之

已上分米六斗二升 二分 賀来越中守、一分 万寿寺座主 勤之候

一自朔日散供米二斗七升之事

此内一斗七升者 平丸地頭役 賀来長門守 納之

一斗者 二分 賀来越中守、一分 万寿寺座主 勤之

云々 (以下省略)

1305 越中守 賀来越中守

嘉元三年(1305)二月 日 由原宮年中神事次第案 鎌倉遺文 22119

柞原八幡宮文書 53、賀来荘史料 31

「1305 年中神事 参照」 (賀来越中守は数ヶ所に出てくる)

1305 長門守 賀来長門守 (平丸名地頭)

嘉元三年(1305)二月 日 由原宮年中神事次第案 鎌倉遺文 22119

柞原八幡宮文書 53、賀来荘史料 31

「1305 年中神事 参照」 (賀来長門守は数ヶ所に出てくる)

1310 願誓 賀来小三郎入道願誓

沙弥願誓請文

豊後国大野荘史料 62、志賀文書

(秀三注) 朝倉名の下地を志賀貞朝に打渡す、端裏書に口来小三郎請文とあり。

「志賀太郎貞朝申、豊後国大野庄志賀村内朝倉名事、去十一月廿日御教書副訴状、同廿七日到来、謹拝見仕候畢、

抑任被仰下之旨、欲罷” 向当名候之处、相勞候之間、平愈之時可罷越之由令申候之处、如訴人申者、延引可為難治者也、合御使牧三郎入道念照入部之上、一方御使者雖非正員、不可有相違者口、急速可差遣代官之旨、頻令申候之間、任訴人之所望、差遣代官平三人道蓮光候之处、使節入部以前、豊前又四郎朝親候之处、不存知之由、以使者返答之間、打渡件跡於貞朝候之由、蓮光令申候、此等子細、合御使念照定令注進候歟、以此旨、可有御披露候、恐惶勤言。

延慶三年(1310)十二月廿三日

沙弥願誓 請文

進上 御奉行所

1322 大宮司 (この大宮司は平氏で賀来氏ではない)

元亨二年八月五日

鎮西御教書

柞原八幡宮文書 55、大友松野文書 1-14

北条英時教書

増補訂正編年大友史料 4-237

(秀三注) 元亨二年八月五日、是より先、豊後大分郡植田庄雑掌宗清の由原八幡宮神人狼藉を鎮西探題府に訴ふ・是日、探題北条英時、狼藉の実証無きにより、宗清の訴訟を却下せる旨、由原八幡大宮司に通知す。(弃揖キエン 捨てる)

「豊後国植田庄雑掌宗清申狼藉事、称令打擲同国賀来社神人、文元八月九日、九月四 日、兩度振神宝致` 追捕之由、雖申之、依無実正、被弃揖宗清訴訟口焉者 可被存其旨、仍執達如件、

元亨二年(1322)八月五日

修理亮 (花押) (北条英時)

賀来社大宮司殿」

1324 賀来舊河 賀来舊河五郎次郎、 賀来舊河藤七

元亨四年(1324)正月 日 賀来社神人名帳 柞原八幡宮文書 56、賀来荘史料 33

(秀三注) 人名中に賀来舊河なる名字あり。賀来川はもと賀来駅付近を通り、荏隈より南に大分川に流れていた。この旧川床の地に賀来舊河なる地名ができ、やがてこれを名字となせるものと考えられる、平安期に見える黒田里は、今の賀来川床となつて消えたか? 平丸名も、以後に起きた大分川の氾濫で消失した可能性がある。

「(頭部七十二名略)

長御崎十二人の内

一人松尾三郎

一人生石権太郎

一人賀来舊河五郎次郎
 一人大辰又五郎
 一人小野津留房太郎
 馬帳九人内
 一人行事
 一人大辰六郎太郎

一人秋藤三郎別当 (四名省略)
 一人平丸孫太郎
 一人平丸孫四郎 (中十三名略)
 一人賀来舊河藤七
 一人田上孫太郎 (以下十六名略)

右、注進如レ件

元享四年正月 日

1327 地頭

嘉歴二年八月十五日 宮師僧源清讓状 柞原八幡宮文書 57、賀来莊史料 34
 増補訂正編年大友史料上 130、鎌倉遺文 29923

(秀三注) 由原宮宮師僧源清が宮師職・給免田を舎弟春清に譲る、地頭押妨の地を上訴を経て 興行す。宮師の所領は随分広がったが、次第に地頭らに侵略されて行った。

「讓与

豊後国一宮 八幡賀来者宮主職・同給免田以下事、
 右、当職者、金亀和尚以来、至源清二十代、任神約、所冷領掌也、仍相副代々手継証文並
 田畑注文等、讓渡舎弟春清実也、此内、地頭押妨以下牢籠之地、経上訴、致興行之沙汰、
 佛神事等、任先規、不可有退転、専演法味、倍增威光、可奉祈、天長地久御願円満者也、
 仍讓状如レ件、

嘉歴二年八月十五日

僧源清 判 』

「注与

豊後国一宮 八幡賀来者宮主職給免田並畠地屋敷等事、
 合

壱町季供田 壱町祭文田 (以下略)

僧源清 判 』

嘉歴二年八月十五日

1327 地頭横領

嘉歴二年八月十五日 宮主職給免田並畠地屋敷注文案 柞原八幡宮文書 58、大友史料 131
 賀来莊史料 35、鎌倉遺文 29923、29924

(秀三注) 宮師の領地で、地頭等によって押領された土地が示されている。社寺や公家方の
 領地は次第に守護地頭等の武士によって侵略されて行った。

「注与

豊後国一宮 八幡賀来社宮主職給免田並畠地屋敷等事

合

壱町季供田 壱町祭文田
 二町二段灯油田 二町一段御領田 地頭押領之

四町二段臨時仁王講田 地頭押領之

一町二段四番法花講田 同屋敷

五段四番仁王講田 下口

壺町六番仁王講田

五段読師田

一町二反一番三昧田

壺町二段六番三昧田甲乙人押領之

一町香田

六段大黒尾祭田

五段新開

二反半立山新開

三段造花田

五段小三番香童子田

畠地方

一所居屋敷

一所井屋敷

一所深谷

一所藤檢校屋敷 地頭押領之

一所中山

一所安得

一所鏡法屋敷

一所今山

一所榎菌

一所石本 地頭押領之

平丸保内

一丁大般若修理田

一丁三番仁王講田

第一名内

壺町二段仏性田

三段仏供田

二段黒尾祭田 同屋敷

壺町笠和畠地 同前

合

右、大略注與之、若雖相漏、任先規可令知行之状、如件、

嘉曆二年八月十五日

僧源清 判 』

1328 地頭

由原宮雜掌と阿南庄地頭との争論

五段四番仁王講田 上口

壺町一番大穀若田 地頭押領之

一町二番大穀若田 甲乙人押領之

五段講師田 地頭押領之

三段安居田

壺丁二段四番三昧田

一町三昧勾当田 甲乙人押領之

壺町二段御幣紙田 甲乙人押領之

壺段立山

二段平野新開

二段安得

五段小一番香童子田

一所岡屋敷

一所門菌

一所権二郎屋敷 地頭押領之

一所水尾

一所技楽屋敷 地頭押領之

一所鏡智屋敷

一所東菌

一所平野

一所尾羽祢

一所三郎檢校屋敷 同前

一丁最勝講田 地頭押領之

三段安居田 同屋敷四十九井

二段同承仕田

二丁五番仁王講田

一所塩浜 守護押領之

嘉歴三年八月廿八日

僧有範請文

柞原八幡宮文書、編年大友史料 144

続増補訂正編年大友史料上 9、阿南莊史料

(秀三注) これは由原宮雑掌と阿南庄地頭との争論に関するもので、領主側と地頭との争論の例である。大分郡阿南庄武宮村は由原宮の御神領であった。そこで同社から雑掌を派遣して年貢以下の雑事を執らしめていた。地頭との争論が始まるや、由原宮方からこれを幕府に訴えた。幕府は争論を裁き、僧有範と竈門孫次郎を現地に派遣し、幕府の名を執行せんとした。争論当事者の陳弁を聞くに、互いに道理があつて、幕府の命を執行出来ず、この旨を報告した。この様に争論に対して、地頭側に非がある時は、幕府から罰せられたが、領主側の非に対しては何等の罰を受けることはなかった。

[豊後国一宮賀来社神宝料所阿南庄預所継幸代行兼申、武宮村田畠山野河荒野等事、如去四月十日之御教書者、畑百姓以下悉可沙汰付参分一於雑掌云々、仍任被仰下之旨、竈門孫次郎入道相共、莅彼所、欲沙汰付三分之一於雑掌候之处。如地頭申者、雑掌所指申之畑百姓耆所、宇蕪一所、板屋一所、河角各百姓当住 三箇所者、為地頭知行分、及二十箇年之間、先日申其子細之处、剩今又八箇所分漏之由掠申之条、前後之詞令相違之由称之、如雑掌申者、八箇所内三箇所者、百姓当住也、五箇所者出作人也、而地頭分漏之知行無謂之由申之、爰如地頭申者、預所地頭寄合相分之畢、不可称分漏、且件当住三人百姓者、為地頭分之条、分帳所見分明之由申之、如此依相論不行道候、此条若偏頗申候者、可罷蒙 八幡御罰候、以此旨可有御披露

候、恐惶勤言、

嘉歴三年(1328)八月廿八日

僧 有範 請文 』

1332 地頭願蓮 賀来地頭願蓮

正慶元年正月 由原宮年中行事次第写

柞原八幡宮文書 66,67

鎌倉遺文 31661、賀来莊史料 36,37

(秀三注) 以下地頭願蓮に係わる部分のみを抄出す。

「(正月一日)

匁

一 在庁神官饗膳酒肴千代丸役 云々千代丸役

件料田内、河成多々之上、地頭令押領彼料田段屋敷式ヶ所・百姓田地五段三百歩並当名之接続大辰名、所不勤仕所役也、加之、一庄百姓等平均每神役之時、進以下之雑事等之处、地頭依令抑留之、為神役違例者也、

御炊殿節供 云々

彼御供田式町内、一町式段河成之間、所役難令勤仕者也、加之願蓮自去弘安八年令押領御炊殿別当同田畠等之間、為・神事違例者也矣、

二日

御供備進 料田一町在賀来庄、号新御供田、件御供田所当米地頭抑留之、

(五月五日) (中略)

(紙脱) 由致懇望之間、矣免許之處、願蓮押退大宮司屋形在所構棧敷故、依無居所、難神事執務者也矣、 (以下略)

八月十二日 (一部略)

神宮寺屋形一字三間 料田三段

件屋形者、以彼料田三段所当米、毎年造替之、令勤行法会之處、地頭押領件料田所当米、口造替之間、於舊屋形令勤行法会者也矣、

出居庁一字貳間 神官等役

件出居庁者、祭使大宮司着座之外、於自余在庁神官等者、依為芝居、為雨露成煩之間、大宮司頼妙之時、以浜古御殿八間一造之、所勤神事也、而地頭依押取彼御殿、令滅亡之間、為神事成煩者也、將又四壁針貫、大宮司同以古御殿令立之處、地頭押取御殿故、令転倒畢、

十二月廿日 (これまで中略、欠文あり)

仏名經講讚 (別項所収 1332 仏名經講 参照)

臨時勤行分

尊勝陀羅尼一千反 毎日

(文永十一年(1274)蒙古来襲の際に、奇端を表すこと)

件臨時御祈祷供僧等、令勤行之間、為大宮司之計、宛行供料米三石六斗之處、地頭令抑留年貢之故、令欠如彼供米者也矣、」 (下略)

1332 佛名經講 賀来小次郎順阿、願蓮、子惟經、弟惟家

正慶元年(1312)正月 佛名經講讚

柞原八幡宮文書 66,67

鎌倉遺文 31661、賀来莊史料 36,37

(秀三注) 佛名經講讚は由原宮年中行事の内十二月の行事である。地頭賀来氏の系譜に重要な記載がある。地頭の土地横領によって、年中行事であった佛名經講讚の行事が不可能になったという。賀来地頭父子の名前が出ていて貴重な文書である。

「佛名經講讚 僧膳千代丸役

上件神事以去建治三年(1227)九月十六日、願蓮之亡父順阿差遣数多人勢、依令打擲刃傷当社供僧一和尚宮師定圓以下之供僧等、不勤心行神事之聞、訴申関東之處、如去弘安八年(1285)十一月八日御下知者、惟永亡父賀来小次郎順阿存日、令刃傷当社供僧一和尚定圓之間、打止神事畢、任先規、被。清祓之後、可行神事之由、有妙等雖申之、順阿御沙汰未断之最中、令死去之上者、今更不及罪科敷、仍於神事者、早可令遂行也、云々取詮但於神事默止時之神用物者、云国衙、云社家役人等 各所拘持也、將又去弘安十年十一月十五日黒尾祭之時、願蓮於社頭差遣子息二郎惟經・舍弟六郎惟家以下之数多人勢令、打擲蹂躪相從神事神官惣別当宗近之間、依為奇代浪籍不遂行神事故、訴申守護所之處、或召渡下手人等、或遂行神事之後、有子細者、殊可申沙汰如此被加下知之間、所執行神事也、依之自守護所可召渡下手人等之由、雖被度々催促、願蓮拘惜之不出者也、凡地頭之濫行非法、隨日而倍增之間、

社家大略如無罷成畢、仍云造替之神役共以為難堪者也矣、」

1335 守護代 賀来五郎入道

建武二年(1335)九月廿八日 大友貞載書状 増補訂正編年大友史料 5-184

永弘文書 248

(秀三注) 建武二年九月廿八日、豊後の守護大友左近将監貞載、去る十日の雑訴決断所の牒状により、守護代に命じて伊美五郎四郎と共に現地に至り、係争の地を神主宣基に沙汰し付けしむ。守護代は賀来五郎入道なり。同年十月十五日付の竹田津文書によれば、守護代は竹田津諸次郎入道となっている。交替したか？要検討。守護代所は豊後高田にあり。

「八幡宇佐若宮権擬神主宣基申、豊後国田染庄内田地八段号颯加牟 法光濫妨事、去十日決断所御牒(副解状具書)如此、早任被仰下之旨、伊美五郎四郎相共莅彼所、止其妨、先可沙汰日付下地於宣基、若有子細者、帯文書正文、可令参洛由、相触法光、可令申散状之状、如件、

建武二年九月廿八日

左近将監 在判 (大友貞載)

守護代 』

1335 賀来五郎 賀来五郎入道

建武二年九月 (雑所決断所牒並長兼執達状) 増補訂正編年大友史料 5-181、182

(秀三注) 建武二年九月十日、是より先、八幡宇佐宮の神官田染宣基、田染庄内永正名の田地屋敷の事により、田原盛直入道法光野家人兵衛次郎某を訴ふ。是日雑訴決断所、豊後国衙に移牒して兵衛次郎等の濫妨を停止し、下地を宣基に沙汰し付けしむ。永弘文書足245,246、

247 参照。これら文書は到津文書にもあり。

(181 号文書)

「 雑所決断所牒 豊後国衙

八幡宇佐若宮権擬神主宣基申当国田染庄内永正名田地屋敷荒野等法光並家人兵衛次郎等濫妨事解状具書

牒、帯正和興行之鎮西下知、当知行之処、法光等致濫妨云々、当知行有無就被尋貞載、彼散状分明也、然者止其妨、先可沙汰付下地於宣基、若有子細者、帯文書正文、来月中可参洛之由、宣相触法光等者、以牒、

建武二年九月十日

勘解由判官

三善朝臣 (花押)

前 筑後守

藤原朝臣 (花押)

中納言東大東左京太夫大判事侍從 藤原朝臣 (花押) 明法博士東左衛門権少尉左京大進中原朝臣 (花押)

修理 太夫 藤原朝臣

右少辨 藤原朝臣

信濃 守 藤原朝臣

右中辨 藤原朝臣 』

(182 号文書)

「八幡宇佐宮若宮権擬神主宣基申、豊後国田染庄内永正名田地屋敷荒野等法光並家人兵衛次郎等濫妨事、決断所牒解状具書如此、早任牒送之旨、先沙汰付下地於宣基、若有子細者、帶文書正文、来月中可令参洛之旨、可被相触法光等之旨、国 宣所候、仍執達如件、
建武二年九月十二日 散位 長兼 在判
賀来五郎入道殿
伊美五郎四郎殿 』

1335 守護代

建武二年(1335)十月十五日 大友貞載書状 碩田叢史収載竹田津文書
増補訂正編年大友史料 5-185

(秀三注) 建武二年十月十五日、是より先、河越治重、伊美五郎四郎及び長尾野藏人房以下の輩を率いて、豊後国東郡香々地庄に乱入し、其の所務を濫妨す、同所地頭田原貞広、同貞挙之を訴ふ。是日豊後守護大友貞載、竹田津諸次郎入道に令して、守護代並びに都甲弥次郎入道等と共に狼藉を鎮めしむ。建武二年九月十二日の文書からして、守護代は賀来五郎入道ならむ。守護代宛の同様文書が竹田津文書にある。

「豊前六郎貞広、同七郎貞挙等申、豊後国香々地庄事、解状 副具書 如此、河越安芸小次郎治重引率伊美五郎四郎、長尾野藏人房以下輩、乱人当庄、濫妨所務、致種々狼藉云々、早守護代並都甲弥次郎入道相共莅彼所、且相鎮狼藉、且召進交名輩宜令申誓文散状也、仍執達如件、

建武二年十月十五日 左近将監 (花押)
竹田津諸次郎入道殿 』

「豊前六郎貞広、同七郎貞挙等申、豊後国香々地庄事、解状 副具書 如此、河越安芸小次郎治重引率伊美五郎四郎、長尾野藏人房以下輩等へ乱也人当庄、濫妨所務、致種々狼藉、早竹田津弥次郎入道並都甲弥次郎入道相共莅彼所、且相鎮狼藉、且可召進交名輩之状、仍執達如件、

建武二年十月十五日 左近将監 (花押) (大友貞鑑)
守護代 』

1335 五郎入道 賀来五郎入道

建武二年九月廿八日 大友貞載書状 増補訂正編年大友史料 5-184 2
永弘文書 248

「1335 守護代 参照、豊後高田の守護代は賀来五郎入道」

1336 掃部助 掃部助入道

建武三年六月 日 沙弥寂円軍忠状 伊東東文書、大分県史料 13-72
植田荘史料 19

(秀三注) 玖珠南軍の高国府来襲の時、賀来氏一派は南軍に属していた。掃部助入道は賀来氏か

「自正月九日府中警固仕候之处、去六月十四日、玖珠城凶徒等、分手乱入国府之由風聞候之間、馳尚路次宮瀬候之刻、凶徒等隔河付渚下候之間、追上船岡、自未剋計終日合戦、敵三人射臥候畢、一人掃部助入道・一人伊香又次郎・一人不知名字・、然間子息九郎被射折弓候、又若党侍従房金安被射貫腰候、如此依抽軍忠候上、追落候畢、夜陰事候之間、引方不存知候、以此旨可有御披露候、恐惶勤言、

建武三年六月 日

沙弥寂円

進上 御奉行所 』

「承了 大神重能 (花押)」

1336 寂円軍忠 賀来辨阿闍梨、舎弟孫五郎

建武三年七月廿八日

沙弥寂円軍忠状

豊後今村文書、編年大友史料 399

植田寂円軍忠状

南北朝遺文 704

(秀三注) 大分郡靈山寺に立籠もる玖珠の南軍を攻め落せし軍忠を上申す。この頃、大友氏のみならず賀来氏も南北に別れて戦った。

「豊後国玖珠郡高勝寺凶徒等内、敷戸孫次郎入道普練・賀来辨阿闍梨・同舎弟孫五郎以下輩、忍出当城、楯籠同国靈山寺(大分耶植田)、相語当山衆徒等、今月廿五日押寄植田大之焼払数十字在家など、令打ち取り同莊(植田庄)秋弘大進房父子等、擬令乱入府中高国府(大分郡)之間、翌日廿六日辰時、田吹凶書左衛門入道子息九郎宗綱属、搦手大将古庄宮内丹生堂円阿之手、自当山妙見之尾至同水上山之下、為悪所之間、為歩行、致先懸、片時之間、令責落彼凶賊等、令焼払城郭候之条、大手大將軍筑前次郎殿・当国守護代以下地頭御家人等各所被見知一也、然則預巨細御注進、為浴恩賞、言上如件、

建武三年七月廿八日

沙弥寂円

進上 御奉行所 』

「了承(戸次朝重) (花押) 』

1336 辨阿闍梨 賀来辨阿闍梨、舎弟孫五郎

建武三年七月廿八日 沙弥寂円軍忠状

豊後今村文書、編年大友史料 399

植田寂円軍忠状

南北朝遺文 704

「1339 寂円軍忠 参照、」

1337 賀来庄

建武四年正月 日 由原宮神官社司等申状案

柞原八幡宮文書 75 賀来莊史料 39

(秀三注) 長徳四年(998)賀来庄云々とあるが、この頃「賀来庄」名が有ったかは疑問である。「賀来社」名に就いても同様である。

「豊後国□□□□

(頭部天福年文書は省略)

右当社者、一朝之宗廟 八幡之別宮也、

淳和天皇御宇天長七年(830)、大菩薩御初衣翔大虚、自宇佐宮移賀来社、其形八足之白幡

也、八幡宝号此時忽 顯一天、崇敬遂季弥新、仍右大臣夏野公奉勅宣、仰国司大江宇久、承和三年(836)造進神殿、被寄封戸畢、而一条院御宇長徳四年(998)、以賀来庄為其料所、模宇佐宮之例、迎三十三年所奉造替殿舎也、爰料所狭少、役人緩怠之聞、式年正応(1288)・元享(1321)兩度造替令延引畢、棟梁既及朽損、雨露奉侵神体、再興難期、顛倒待時者也、次大神宝御初拝役者、以当国阿南庄為一円神領、每迎六個年、奉調進之条、天福官符炳焉也、雖相当元弘(1321)三式季、依名主等之不法、于今所令延引也、云々、粗言上如件、

建武四年(1337)正月 日」

1337 成阿 賀来孫五郎成阿

建武四年五月廿六日 小俣道剩書下案

深掘系図証文記録

編年大友史料 479、賀来莊史料 40

(秀三注) 延元二年(1337)十月二日の条に収めたる志賀文書によれば、賀来彌五郎入道生阿とあり、別人ならんか。

「一 建武四年五月廿六日少輔道剩下知状写一通

豊後国敷戸弥次郎入道跡地頭職事、為勲功之賞、所宛行深掘孫太郎入道明意也、守護代相共、可沙汰付明意之由、先度被仰之处、不事行云々、太無謂、急度可被申左右也、仍執達如件、

建武四年五月廿六日

沙弥 判

賀来孫五郎入道殿 (成阿) 」

1337 弥五郎 賀来弥五郎入道生阿

建武四年十月九日 沙弥某遵行状

靈山寺文書 2、大分県史料 25-287

南北朝遺文九州 1060

(秀三注) この文書の宛名を抹消して植木と書き直しているが、元は賀来が正しい。廿三日の御下文は弥五郎 2 にあり。

「植田大輔房有快申、豊後国植田庄靈山寺執行職、上義・乙犬・上乙犬・下永富・吉義・福重・渡地等地頭職知行半分事、去月廿三日御下文・同廿六日御執行如此、早任被仰下之旨、守護代相共守御下文已下、糺明知行際目、可被沙汰付下地有快也、仍執達如件、

建武四年十月九日

沙弥 (花押)

賀来弥五郎入道殿 」

1337 弥五郎 賀来弥五郎入道成阿関係

建武四年(1337)九月廿三日 足利尊氏御判下文写

靈山寺文書 1、大分県史料 25-286

賀来莊史料 26

(秀三注) 植田庄靈山寺執行職、上義名等半分地頭職を植田大輔房有快に返付す。

「下 植田大輔房有快

可令領知豊後国植田庄靈山寺執行職、上義一乙犬・上乙犬・下永富・吉義・福重

渡地等内知行分地頭職事、

右、元弘三年(1333)以来、依被分付領家、如元所宛行也、任相伝文書、可領掌之状、如件、

建武四年(1337)九月廿三日

源朝臣 判」

1337 大宮司

建武四年十一月十二日 戸次頼時書下

柞原八幡宮文書 79 県史料 9-79

大友松野文書 13、県史料 25-191

(秀三注) 入田新蔵人以下の凶徒討伐に馳参るよう大宮司に命ず。しからば大宮司は賀来地頭か?、検討を要す。

「入田新蔵人已下凶徒等打出入田郷、已及合戦之由、今日垣田左衛門入道馳申之間、為誅伐所令発向也、不廻時剋馳向、属此手可被抽軍忠也、仍執達如件、

建武四年十一月十二日

源 (花押) (戸次重時)

大宮司殿」

1337 大宮司 賀来社大宮司

建武四年十一月廿六日 戸次頼時施行状

柞原八幡宮文書 80、県史料 9-80

大友松野文書 12、県史料 9-190

(秀三注) 南北朝の乱で、南軍菊池退治のため一色直氏は肥後国に向かう、豊後地頭御家人を催して年内三十ヶ日肥後国に参勤を命ず。賀来社大宮司は賀来地頭でない。

「可為軍勢三騎候、

為菊池武光以下凶徒等退治、差置宮内少輔孫太郎入道殿於肥後国之間、為警護豊後地頭御家人三百騎催進之、年内三十ヶ日可、勤仕由事、今月四日同十八日御教書如此、

早任被仰下之旨上、不廻時日、可被参勤肥後国候也、仍執達如件、

建武四年十一月廿六日

源頼時 (花押) (戸次)

賀来社大宮司殿」

1337 成阿 賀来孫五郎成阿

建武四年十二月廿四日 沙弥道猷(一色範氏) 書下案

深掘系図証文記録

編年大友史料 481、賀来荘史料 41

「一 建武四年十二月廿四日一色道猷下知状一通

深掘孫太郎入道明意申、豊後国敷戸弥次郎入道寿延跡地頭職事、注進状被見畢、可沙汰付明意之由、先度被仰之处、寿延不去退云々、太無謂、早莅彼所、不日可沙汰居、仍執達如件、

建武四年十二月廿四日

沙弥 判

植 田 大輔房殿(有快)

賀来孫五郎入道殿(成阿) 」

1338 成阿 賀来孫五郎入道成阿

建武五年三月廿八日 賀来成阿請文案

深掘系図証文記録、編年大友史料 483

「建武五年三月廿八日賀来孫五郎入道請文一通

深掘孫太郎入道明意申、豊後国敷戸弥次郎入道寿延跡地頭職事、去年十二月廿四日御教書、今年三月廿二日到来、謹拝見仕候訖、任被仰下之旨上、今月廿四日、植田大輔房相共、莅彼所、欲沙汰居明意之处、如寿延子息又次郎申者、為御方、云京都合戰、云鎮西玖珠城、抽軍忠、將軍家御教書並大將御一見狀帶之、明意不可”依掠申之子細、先度御使入部之時、令申候訖、全不可去退云々、仍不及打渡候、此条偽申候者、八幡大菩薩御罰於可罷蒙候、以此旨、可有御披露候、恐々勤言、

建武五年三月廿八日 沙弥成阿 判(賀来孫五郎)

1338 成阿 賀来孫五郎入道成阿

建武五年三月廿八日

植田有快請文案

深掘系図証文記録、編年大友史料 482

南北朝遺文九州 1157、植田莊史料 30

「建武五年三月廿八日賀来孫五郎入道請文一通

深掘孫太郎入道明意申、豊後国敷戸弥次郎入道寿延跡地頭職事、去年十二月廿四日御教書、今年三月廿二日到来、謹拝見仕候訖、任被仰下之旨、今月廿四日、賀来孫五郎入道相共、莅彼所、欲沙汰居明意之处、如寿延子息又次郎申者、為御方、云京都合戰、云鎮西玖珠城責、抽軍忠、將軍家御教書並大將御一見狀帶之、明意不可依掠申之間、全不可去退云々、仍不及打渡候、若此条偽申候者、八幡大菩薩御罰於可罷蒙候、以此旨、可有御披露一候、恐々勤言、

建武五年三月廿八日 僧有快 判」

1339 生阿 賀来弥五郎入道生阿

歴応二年七月廿三日 沙弥道猶. (一色範氏) 書下 熊本県史料中世 2.編年大友史料 514

志賀文書 140、賀来莊史料 43、鎌倉遺文 1368

「大友志賀藏人太郎頼房代親尚申、豊後国玖珠郡小田次郎入道々覺女子跡内田地拾町地頭職事、為勲功之賞宛行之間、可遵行之由、度々被仰守護代之处、無音之上者、早賀来弥五郎入道相共、莅彼所、可沙汰下地於親尚、至余残者、載起請之詞、可注申也、仍執達如件、

歴応二年七月廿三日 沙弥 (花押)

植田大輔房殿」

1339 生阿 賀来弥五郎入道生阿

歴応二年十月廿六日 沙弥道猶 書下 熊本県史料中世 2 編年大友史料 516

志賀文書 149、賀来莊史料 44 鎌倉遺文 1413

「本書、加来之後裔加来兵右衛門依所望、天明二年(1782)九月十四日遺之矣」

「志賀藏人太郎頼房申、恩賞地豊後国玖珠郡小田次郎入道々覺女子跡田地拾町地頭職事、植田大輔房相共、莅彼所、可沙汰付下地於頼房之由、此度被仰之处、于今無音、何様事哉、不日遂其節、載起請之詞、可被注申也、仍執達如件、

歴応二年十月廿六日 沙弥 (花押) (一色能氏)

賀来孫五郎入道殿 』

1339 生阿 賀来弥五郎入道生阿

歴応二年十月廿六日 沙弥道猶 書下

志賀文書 148、熊本県史料中世 2

賀来莊史料 45、鎌倉遺文 1412

「志賀藏人太郎頼房申、恩賞地豊後国玖珠郡小田次郎入道々覚女子跡田地拾町地頭職事、賀来弥五郎入道相共、莅彼所、可沙汰付下地於頼房之由、此度被仰之处、于今無音、何様事哉、不日遂其節、載起請之詞、可被注申也、仍執達如件、

歴応二年十月廿六日

沙弥 (花押) (一色能氏)

植田大輔房殿 』

1340 生阿 賀来弥五郎入道生阿

歴応三年正月十六日 賀来生阿請文

志賀文書 150 熊本県史料中世 2 賀来莊史料 46

編年大友史料 517、鎌倉遺文 1470

「賀来弥五郎入道請文」

「大友志賀藏人太郎入道□□代親尚申、恩賞地豊後国玖珠郡小田次郎入道々覚女子跡田地拾町地頭職事、任去年七月廿三日・同十月廿六日御教書、種田大輔房相共、莅彼所、親尚随引申致沙汰候之处、古後六郎・魚返又次郎各代官、出向、女子跡無之由、雖支申、任被仰下之旨、沙汰付下地於親尚候畢、若此条偽申候者、八幡大菩薩御罰於可罷蒙候、以此旨、可有御披露候、恐惶勤言。

歴応三年正月十六日

沙弥生阿(賀来) 請文 』

1340 生阿 賀来弥五郎入道生阿

歴応三年正月十八日

植田有快請文

志賀文書 151、熊本県史料中世 2、賀来莊史料 47

編年大友史料 518 鎌倉遺文 1471

「植田大輔房請文」

「志賀藏人太郎頼房恩賞地豊後国玖珠郡小田次郎入道々覚女子跡田地拾町地頭職事、去二年十月廿六日任御教書、賀来弥五郎入道相共、莅彼所、沙汰付下地於頼房候之处、古後六郎・魚返又次郎女子跡無之候之間、不可去退之由雖申候、任被仰下之旨上、遂其節候畢、若此条偽申候者、仏神御罰可蒙候、以此旨、可御披露候、恐惶勤言、

歴応三年正月十八日

僧有快 請文 』

1340 生阿 賀来弥五郎入道生阿

歴応三年五月十六日

大友貞親讓状案裏書

志賀文書 67、賀来莊史料 48

編年大友史料 627

「ゆつりわたす せんくま丸かところ
ふんこのくになをりかうのうち、にうたはんぶん・大くまのむら付くほたむら の事、やうしとして、ゆつりあたふるところ也、関東御かうしいけ、いこくけいこの事、嫡家大友まこ大郎きたむねかめいにしたかいて、きんしすへきしやう、如件

延慶三年(1310)六月五日 (大友) 貞親 (花押)

「於此正文者、京都隨身之間、為後証遂校正、処加判也、

歴応三年五月十六日 宗能 (花押)

沙弥生阿 (花押)

僧 有快 (花押)

このゆつりしやう、後日にふしんあらしかために、しひつにてうらかきをくわふる所也、
大友貞親 』

1341 生阿 賀来弥五郎入道生阿

歴応四年六月十二日 沙弥道猷書下 志賀文書 154 賀来荘史料 50,鎌倉遺文 1675

編年大友史料 519,熊本県史料中世 2

「大友志賀藏人太郎頼房申、豊後国玖珠郡小田次郎入道々覚女子跡田地拾町地頭職事、
為勲功之賞、被沙汰付頼房処、古後六郎・魚返又次郎致・押妨狼藉云々、太無謂、早賀来
弥五郎入道相共、莅彼所、退狼藉人等、載起請之詞、可被注申也、仍執達如件、

歴応四年六月十二日 沙弥 請文(一色範氏)

植田大輔房殿 』

1342 薬師女 賀来地頭順阿女子薬師女

康永元年六月二日 駿河権守・沙弥某連署料足支配状 柞原八幡宮文書 83,賀来荘史料 52

増補訂正編年大友史料 6-177

(秀三注) 造賀来社料物三十二貫余を支配し、究済を命ず。

「支配

豊後国賀来庄地頭順阿女子薬師女跡拾町漆段小肆拾歩事、

造当国一宮 八幡賀来社料物

合参拾貳貫貳百三十三文者、

右、来月廿日以前可被究済、仍且支配之状、如件、

康永元年六月二日 沙 弥 (花押)

駿河権守 (花押)』

1346 角違一揆

貞和二年五月十七日 尊氏下文 大友家文書録、立花家藏大友文書

編年大友史料 746,747

(秀三注) 尊氏公西国御下向、大友屋形に御落着なられ、翌春御上洛の時、大友より人数を
付

けられ、この者供に角違一揆の盟約書を作った。尊氏は角違一揆と大友貞順に地頭職を宛
行う。この頃、佐伯山城守、草野筑後入道等は、官方と成りしものと察せらる。

「 御袖判 (足利尊氏)

下 角違一揆中

可令早領知、豊後国佐伯荘佐伯山城守殿 同国小佐井郷草野筑後入道殿 等地頭職事、

右、依參御方、所宛行也、守先例、可致・沙汰之狀、如件、

貞和二年五月十七日 』

「 (花押) (足利尊氏)

下 大友豊後守貞順、

可令早領知、本知行地頭職□-----□事、

右、依參御方、所宛行也、守先例、可致沙汰之狀、如件、

貞和二年五月十七日 』

1346 角違揆

貞和二年五月

角違一揆盟約書 1

編年大友史料 748、南北朝遺文 6848

豊後田北文書、速見郡史

「 契約条々

一鎮西安全者、依当家御武略之間、各被為同心之人数、堅結一揆、成英雄之 思、可廻
韜略之謀事、

一合戰之時者、張陣於一所、内外加談合、可調儀、於不応衆者、敢不可拔怒儀、既背一
揆之旨不功者、畜匪其身之楚忽、可及惣衆之調儀、然每事隨 合戰奉行之意見、守御方之
大儀戰功、若於其場、或者未練之仁出来、或手負以 下見棄輩者、不謂親子兄弟、令披露
衆中、速惟聊非儀、殆互嗜弓箭道、可立公方之事故也、可守堅規式之準的事、

一諸方御寿策御勢仕之事、此衆中者、隨時宜、可有其沙汰、不可背多分之儀事、

一此衆中或討死或病死之時、幼稚之子孫等、可加養育、若称幼少、就他人之所望、 被
没収彼跡者、各扶持可歎申事、

一此衆对余人、所務以下珍事出来之時者、縱為理運、憑衆力聊不”致狼藉、慎經上訴、
宜仰御裁許、若又及不慮之御沙汰者、各成自訴思可執申事、

一此衆各守一諾之本意、永不可有異變之儀、互成水魚之思、万事不殘心底、可申談之、次
此人数中、若不慮之儀出来時者、惣衆先馳塞中途、加諷諫、可廻和睦之方便、愛其仁上、
於未練不弁理非、不拘教訓、猶以令強行無理之嗽儀者、一同可見繼理運之仁事、

一或依遊宴之與、或就当座之儀而、致博奕輩、前々在之者、公私之大綱、打入馬物具、失
発途之儀、職而由斯於此衆者、堅令禁遏者也、繼依酒宴、醉狂口論以下珍事出来歛、為闊
論之基上、外聞不可然、若有如然輩一者、一篇加教訓、猶以不承引者、經惣衆之辭儀、可
出此衆事、

右、以前条々、為勿違失、所定規式也、然則各可嗜武略之功名者也、若此衆中、雖一事、
構紆曲、存矯飾者、神名云々 (以下神文省略)、

年号月日 』

1346 角違揆 賀来治部丞大神惟世

貞和二年五月 角違一揆盟約書 2

編年大友史料 748、南北朝遺文 6848

豊後田北文書、速見郡史

「角違一揆連署 次第不同

挟間兵庫助藤原英直 筑後守
吉弘八郎入道沙弥一曇 丹後守
高崎七郎左衛門藤原親千 尾張守
疋田左近将監 藤原利重 淡路守
林小次郎入道沙弥応盛
長野新左衛門尉清原言房 長門守
疋田修理亮藤原利資
広瀬工藤三郎藤原致長 兵庫助
都甲九郎左衛門尉大神惟輔
松木孫太郎清原言卿 修理允
伊美五郎入道沙弥一梵
田原右京亮藤原泰隆 肥前守
宇野三郎 源朝治 河内守
豊前藏人太郎藤原氏政 遠江守
沼右京亮三枝輔盛
矢野次郎左衛門橘匡行
舞三郎 藤原輔光 長門守
高山又七 平泰忠
壇五郎 清原公卿
佐保掃部助藤原佐容 備前守
恒松左衛門太郎入道覚貞 沙弥平時貞
岡屋彦太郎平時利
柴山大藏丞大神親幸
一万田太郎左衛門尉藤原貞政
野津権五郎藤原直秀
薬師寺九郎橘清世 伊予守
城四郎左衛門尉源義茂
神崎弾正忠大神惟兼
田口秀三郎藤原氏貞 左近将□
小田原秀三郎藤原氏利 新左衛門尉
佐保左衛門尉藤原貞作
田口修理亮藤原泰直
後藤次郎藤原泰久
後藤三郎藤原親明 」（以上67名）

1346 角違揆 賀来治部丞大神惟世
貞和二年五月 角違一揆盟約書3

木付大炊入道沙弥広輔
六郷山執行 僧 円蔵
矢野掃部助 橘 公貞 長門守
林藤内兵衛尉藤原秀綱 美濃守
薬師寺八郎次郎橘泰房
田口彦六 藤原泰貞 駿河守
帶刀右京亮藤原輔直
市河五郎入道沙弥先庸
賀来治部丞大神惟世
田代兵庫助大神治綱
木付大炊助藤原直世
向三郎次郎入道沙弥正邦
挟間新藏人入道沙弥覚宗
今村八郎左衛門尉藤原泰経
橘爪掃部助大神惟為
今村七郎藤原泰勝 修理亮
牧兵衛三郎 藤原經泰
御沓八郎五郎藤原宇治朝
佐藤主計允 藤原十信
挟間又三郎藤原友直
首藤八郎次郎藤原輔道
厚與一 藤原直茂 彈正忠
野津七郎藏人入道宝秀
笠良木弾正左衛門尉藤原頼重
荒木右京亮宇佐盛親
下郡縫殿入道沙弥直秀
江彦八大江景義 八郎左衛門尉
軸丸弥三郎藤原利彦
下藤左衛門四郎大神惟行
田原左京亮藤原氏高
津久見兵部左衛門入道信護
薬師寺伊豆守橘義業
津守筑前守藤原宇治貞

編年大友史料 748、南北朝遺文 6848

「角違一揆御旗並合戦奉行内談衆事、

一御旗役人、

| | | |
|-------|--------|---------|
| 挟間筑前守 | 木付大炊入道 | 一万田越前入道 |
| 田原肥前守 | | |

一、合戦奉行、

| | | |
|--------|--------|-------|
| 高崎尾張守 | 疋田淡路守 | 林 美濃守 |
| 長野長門守 | 佐藤主計入道 | 木付大炊助 |
| 薬師寺伊豆守 | | |

一衆中、

| | | |
|---------|--------|--------|
| 一万田越前入道 | 木付大炊入道 | 挟間越後守 |
| 高崎尾張守 | 田原肥前守 | 疋田淡路守 |
| 林 美濃守 | 長野長門守 | 下郡縫殿入道 |
| 宇野河内守 | 佐保備前守 | 木付大炊助 |

一奉行人、

| | |
|------------|-------|
| 下郡縫殿入道 | 宇野河内守 |
| 朽網郷一揆方支配之事 | |

一、上分廿人、

| | | |
|--------|--------|---------|
| 挟間筑後守 | 吉弘左近将監 | 木付大炊入道 |
| 佐保肥前守 | 疋田淡路守 | 木付大炊助 |
| 吉弘弾正忠跡 | 神崎弾正忠 | 賀来治部丞 |
| 伊美 五郎 | 市川 五郎 | 松木修理亮 |
| 長野長門守 | 佐保左衛門尉 | 佐藤主計入道 |
| 帯刀右京亮 | 津守筑前守 | 津久見兵部入道 |
| 疋田修理亮 | 六郷山執行 | |

一、「中分九人、 (略)

一、下分三十三人、 (略) 」

速見郡史曰、右一揆は、建武二年足利尊氏叛旗を翻し、軍敗れて西国に走り、延元元年春再び東上に際し、大友屋形の人數中尊氏に扈從上洛せし武家団体なりとす。

1353 惟光 賀来小二郎惟光

文和二年(1353)二月二日 円成寺五輪塔 増補訂正編年大友史料 7-193

(秀三注) 大分郡賀来村大字賀来(大分市賀来)の円成寺所在五輪塔に左記の銘あり。

「賀来小次郎惟光 生年廿二 法名光口 於筑前国針磨打死

文□□年二月二日 」

大友家文書録に、「是月、貞広、氏貞1. 及其族類多戦ゞ死於筑前国針摺原」とある。

又、大友史料の註記に、「正平八年正月二十二日、北党一色範光等、肥後千栗船隈に楯籠る。

是日、南党菊池武光の兵之を攻む。ついで一色氏は直冬の党小弐頼尚を太宰府浦城に攻む。菊池武光は直冬と提携して頼尚を援護す。二月二日、一色氏の軍、武光の援軍と筑前針摺原に於て戦う。一色の軍敗退し、田原貞広等戦死す。」とある。尚、この戦いは、太平記、鎮西要略、太宰管内志等にも見える。

南朝の正平八年は北朝の文和二年である。豊後の大友氏は北朝に属していた。

1353 惟光 賀来小二郎惟光

文和二年二月二日

円成寺五輪塔

増補訂正編年大友史料 7-193

嶽北の文化財

大分市植田公民館編集発行の「嶽北の文化財」には、惟光に付いて次の様に云う、「云々、十四代惟光の文化二年三月云々、一色党の大友一族田原貞広、賀来惟光等は、足利尊氏に弓を引く小弐頼尚軍を太宰府に攻めたが、菊池氏の救援に敗れて針摺原で何れも戦死した。惟光は時に二十二才の若さであった。円成寺裏に墓碑がある。碑面に、賀来小二郎惟光、生年二十二、於筑前針摺原戦打死、文化二年三月二日、とある」と。

前記編年大友史料とは多少異なるが、前記の二月が正しい。

円成寺現住職岐津浩氏母堂の話によると、先住職の大拙（岐津静夫氏）が、円成寺裏を流れる賀来川に沿った竹藪の中で、古い墓石を発見、竹葉が深く積もった中に石碑を発見した。ここに墓があったと言伝えは前から有ったが、この処の川には深い湿があり、危険なため子供等は近寄ることがなかったと言う。石碑は五輪塔の一部の地輪で、石には刀傷があり、文字はかなり明瞭で有ったが、現在は風雨に晒され、見えにくくなっているという。現在の賀来川の堤防は広く、大きくなっているが、円成寺の墓地は流れの近く迄あって、広大であったという。

雉城雑誌、賀来系譜によると、円成寺は地頭賀来氏の菩提寺であり、享和三年(1530)の氏姓之乱で、賀来館と共に焼失し、この時累代の墓石も破壊されたという。惟光墓石の刀傷は当時の戦闘の激しさを物語っている。

1356 黒木城戦

建武三年(1336)三月 将軍西国御下向、御上洛之事

豊筑乱記

菊池責並将軍御帰洛之事

北肥戦記

(秀三注) 建武の戦いは、九州も豊後も南北に別れて戦った。

豊筑乱記に云う「去建武の合戦に、将軍父子、新田、楠木に討負させ給ひ、筑前国に御下向被成しに、肥後国菊池父子宫方にて、筑前に馳向かひて、将軍父子と合戦す。菊池多勢の者なれば、将軍危く見えさせ給ひけれ共、大友刑部氏時、豊前、豊後両国の軍兵を引具し、筑前、筑後へ発行して、菊池が大勢を一戦に追払ふ。筑後の国へは、田北彦太郎親直を、黒木の城に差置く。将軍御上洛の御用意に、大船数千艘拵らへ、数万騎の軍兵取乗て、将軍父子を守護したてまつり、順風に帆を上げて、云々、都を指して攻めのぼる。」

北肥戦記に云う「斯て尊氏公太宰府へ御陣を居られ、御敵御退治の評定区々也。中にも、

少式頼尚を御前へ被召。九国の侍どもを被召けるに、我先にと馳参る。將軍さらば先菊池掃部助武敏が筑後国黒木の城へ在けるを被責べしと、同三月十三日上野三馬助頼兼ねを大将にて、軍兵を差向らる。同十七日、筑後国人等、末安又三郎兼親以下、上野に馳加り、黒木へ押寄る。菊池防戦かないがたく、当城を去て豊後国へ引退き玖珠の城へ入る。」

1380 掃部助 賀来掃部助

康歴二年十二月八日 豊後国直入郷給人注文 肥後志賀文書、南北朝遺文 5628

「直入郷□□給人注文 御恩帳

賀来掃部助 (中略)

一所 埴田名別給大背戸内五貫文

平田名之内薬師寺分拾貫文

以上拾五貫文

(以下略)

康歴二年十二月八日

1384 掃部助 地頭賀来掃部助

至徳元年十一月十六日 吉弘氏郷等連署奉書 柞原八幡宮文書 94、賀来荘史料 55

増補訂正編年大友史料 8-368

県史料 9-64、南北朝遺文 5859

(秀三注) 地頭賀来掃部助をして、千代丸名役として由原宮祭礼を勤仕せしむ。

至徳の頃には大友親治無し、従って備前守は他者なり。

「由原社八ヶ度祭礼事、為千代丸名拾三町之役、地頭賀来掃部助令勤仕哉否、被尋下当社宮師房等之处、各捧宝印裏誓文之上者、不及子細、任先規一可令勤仕之旨、所被仰地頭也、得其意可被致催促之由候也、仍執達如件、

至徳元年十一月十六日

前備前守 (花押)

左近将監 (花押)」

1412 五郎四郎 小津留代官賀来五郎四郎

応永十九年十二月十五日 大友親著書下

柞原八幡宮文書 104

賀来荘史料 59

(秀三注) 供僧の訴えにより、小津留代官賀来五郎四郎の段銭切副を停止せしむ。小津留代官職は屋形御意として仰せつく。段銭は社寺等の費用に充てるため、臨時に特定の田地に対して課税するもの。

「由原社供僧等申状並注進状被見候了、如申候者、社訴度売り候歎、堅可有成敗候、次国中平均段銭事、定員数之处、小津留代官賀来五郎四郎平均之外に切副之由、社家より申候、事実候者、不可然候、但其身分領にいたてハ、よろしく領主計たるへく候かな、或公領、或他人知行分を、任推意沙汰候事、無勿体候、被尋究候て、可有成敗候、此事ハ、任理運可致沙汰之上者、不可有子細候、社頭番役以下事ハ、無怠転可勤仕之由、可被申付候、小津留代官職事者、屋形御意として被仰付候之間、自是非可相斗事候、此分社僧等に、

申あたへられ候べく候、其外申事をハ、任理運、厳密可有其沙汰候、小津留事者、任明宗之時沙汰之旨、自寺家も可被斗事候、其分可被心得候、恐々勤言、

十二月十五日 (大友) 親著 (花押)

ぶんご在府衆中 」

1414 地頭

応永廿一年閏七月廿五日 善直長弘連署状案 1 柞原八幡宮文書 106、賀来荘史料 60

「御神事之次第一

賀来社八月御神事十一日市渡御試楽・饗膳酒肴役並十三日藤末之酒肴役・十五日百僧膳役事、一二分地頭同造營方生石方役として、可有勤仕之处、去々年 御神事居祭りたるによて、各役等無沙汰候云々、既御輿御造替候て、去年より如前々御神事とけられ候上者、怠転候諸役等事、其時のことく可有沙汰候、事久成候事ハ、物物ニよてさしおかれ候共、去々年分の事者、其沙汰候て可目出候、たいてん候とて、其のまゝすてられ候ハズ、後々のため不可然候、役所役所二可被相触候、恐々勤言、

応永廿一年閏七月廿五日

長弘 在判

善直 同

宮師御房 」

1414 掃部入道 賀来掃部入道

応永廿一年閏七月廿五日 善直永弘連署状案 2 柞原八幡宮文書 106、賀来荘史料 60

「御神事之次第二

賀来社八月放生会御神事之時、十四五兩日供僧神官御台飯米事、秋藤名役貳斗有其沙汰之处、二分役無勤仕之上者、秋藤分も無沙汰候云々、於二分役者、領家年貢を賀来掃部入道御恩に拝領候之間、不預替御沙汰候者、難勤仕之由申、此事者及訴訟之間、可被經御沙汰候上者、争可依一二分法候乎、怠転之条無勿体候、任先規、厳密可被勤仕之由候、恐々勤言、

応永廿一年閏七月廿五日

長弘 在判

善直 同

生石三郎殿 」

1414 五郎四郎 小津留代官賀来五郎四郎

応永廿一年閏七月廿五日 善直永弘連署状案 3 柞原八幡宮文書 106、賀来荘史料 60

「1414 掃部入 参照 」

1422 小次郎 賀来小次郎、地頭

応永廿九年卯月十三日 賀来社神官等給田知行注進状案 柞原八幡宮文書 108、25-4

大分県史料 25-174、9-108

「注進

賀来社神官等給田知行等事

一宮司

一権大宮司
 一弁官 但四丁九段三口参内壺町知行、其余ハ造営奉行方一二分田一二分地知行
 一擬大宮司 給田夸町内□□□□知行、一二分地知行
 一御馬所別当 給田桜町大宮司知行
 一惣別当 給田鬻町□□堵知行、苙殿□□知行
 一正小宮司
 一淵野貫首
 一貞清貫首 給田夸町□五段知行、二段平丸□知行、苙段□□知行
 輪田苙履一二分地顛知行給田□□□□分地葦知行
 一小原貫首 給田五屋一二分地知行 供僧給地他人知行地事数多候、先日就・社家
 御使言上仕之間、令省略候、重而御尋
 之時明申候へく候、
 懈怠神官等事
 一惣檢校 給田夸町一二分知行
 一大檢校 帖田町内八段こ一分地行、二段賀来小次郎行
 一権擬大宮司 給田警町一二分地行
 一権御馬所別当 給田夸町・二分地知行
 一二郎丸貫首 給田五穀大宮司与地皿詔
 一黒午貫首 給田五及内三殿一二分地、二履大官可知行
 右注進言上如件、

応永廿九年(1422)卯月十三日

幸栄
 重妙 』

1436 姫岳着到 賀来六郎五郎、賀来次郎
 永享八年六月九日 大友持直方姫岳着到交名写 柳河大友家文書 14, 県史料 26-504
 大友持直方姫岳着到交名 大友家文書録 1-305

(秀三注) 永享八年、大友持直は足利に反す。海部郡の姫ヶ岳による。
 大友家文書録に「六月九日親綱攻州姫岳城、十一月城陥時、在我軍士着到」と。
 「永享八年六月九日 姫岳著到次第不同」

(頭部八十四名略)

| | | | |
|-------|--------|-------|--------|
| 田原下総守 | 大津留次郎 | 丹生弾正忠 | 生石宮内少輔 |
| 生石右京亮 | 吉岡上総守代 | 石垣紀伊介 | 松武民部丞 |
| 牧治部丞 | 賀来六郎五郎 | 岩屋彦次郎 | 能一小次郎 |

(中間三十四名略)

| | | | |
|-------|--------|---------|--------|
| 都甲三郎 | 御手洗大膳亮 | 薬師寺四郎三郎 | 今村次郎四郎 |
| 都甲加賀守 | 倉成六郎次郎 | 倉成歳若代 | 賀来次郎 |

(以下二十四名略)

姫岳城衆

(以下二十三名略)

死去人数

(五名略)

十一月十七日

大友親治 在判

田北六郎殿 』

1436 六郎五郎 賀来六郎五郎

永享八年六月九日 大友持直方姫岳着到交名写

大友持直方姫岳着到交名

「1436 姫岳着到 参照、豊前賀来氏か？」

1469 加来主税 加来主税 (豊前)

文明之役 秋吉頼泰系譜

秋吉系図；杵紀秋吉政治氏所蔵

増補訂正編年大友史料 33

「頼泰 秋吉五郎三郎、主殿亮

文明之役、父直泰討死、舎兄房泰負深手、将被討頼泰與能安親子並良從加藤五兄弟五騎再入敵軍遂得逢房泰、至加来主税下津留小大膳入野太郎左衛門其外宇都宮工藤永松二宮寒田大神岩尾等十余騎救来吾軍、云々、」

「豊後全史曰、応仁三年(1467) (文明元年) 大友政親は兵五千を以って、城井右衛門佐等を討ち 竜王に陣す、」

1489 神九郎 賀来神九郎

延徳元年 大友親勝系譜

大友氏系図 植田村秋岡常東考蔵本

増補訂正編年大友史料 33

「親勝 大友七郎、政親の弟、父は親繁

文明七年十月始、七郎親勝企野心、違父兄、延徳元年己酉秋兄政親在京都、其留守親勝依逆心、九月於肥州山中誅戮、行年二十七歳、賀来神九郎介錯、」

1489 治綱 加来五郎左衛門尉治綱 (肥後賀来氏)

寛永貳年霜月七日 加来氏家伝

肥後古記集覧 5-6

東京大学史料編纂所々蔵文書

「1625 加来家伝 参照 』

1489 神九郎 治綱次男神九郎 (肥後賀来氏)

寛永貳年霜月七日 加来氏家伝

肥後古記集覧 5-6

東京大学史料編纂所々蔵文書

「1625 加来家伝 参照 』

1490 賀来采女佐

延徳二年(1490) 大内氏関係者 道傾から立札について指示 永弘文書 1207

増補訂正編年大友史料 12-337

1495? 親治書状 賀来五郎左衛門尉治綱、賀来社大宮司

明応四年?七月廿六日 大友親治書状 大友家文書録 1-599、県史料 31
増補訂正編年大友史料 13-357
山口市八幡馬場矢嶋寿雄氏所蔵

(秀三注) 1492-1501年の文書。この時より以後、賀来氏が由原宮の大宮司となる。

大友家文書録に「○親治以州賀来社大宮司職、命賀来五郎左衛門尉、在書」と。

「賀来社大宮司之事、就盜賊成口前代不聞之儀、非沙汰之限候、然者可改被職否之事、神監不及凡慮之条、彼大宮司子孫與面々以御鬮致祈念之処、其方所勘之通下御鬮候、早々可然以名代、有限社役等、可被致其覚悟候、武家奉公之事者、不可准社職候間、依勤勞追而可扶持候、恐々勤言、

七月廿六日 大友親治 在判]

賀来五郎左衛門尉殿 』

1495 治綱 賀来五郎左衛門尉治綱

明応四年?七月廿六日 大友親治書状 大友家文書録 1-599、県史料 - 31
増補訂正編年大友史料 13-357

「1495? 親治書状 参照、以州賀来社大宮司職、兪賀来五郎左衛門尉云々」

1501 惟秀 惟秀、重家 {大蔵}、真直、重泰、重記 (宗師) (房畑賀来氏)

嘉永七年六月 賀来宗師墓碑 佐田郷土史

「1854 宗師墓碑 参照、1500頃、惟秀豊後賀来荘より来る」

1501 藤兵衛尉 賀来藤兵衛尉

明応十年二月十日 大内義興書状 宇都宮文書枚 26

(秀三注) 尾立維孝曰、城井日向守は宇都宮十四代常陸介弘房 (初名秀堯) 弟直重也。本荘城は本荘村に在り、宇都宮氏代々の居城なり。

「城井日向守已下殘党等之事。去九月攻落築城郡本庄城悉追伐合戦之時。郎從賀来藤兵衛尉被矢疵之由。注進到来。神妙。弥可抽戦功之状如件。

明応十年二月十六日 (花押) 義興

佐田次郎泰景殿

1501 神兵衛尉 賀来神兵衛尉、

文亀元年正月 佐田某系譜 宇都宮佐田系図 肥後佐田長三郎蔵本
増補訂正編年大友史料 33 宇都宮文書枚 6

「某 左衛門大夫、俊景の弟、文亀元年正月、大友親治之兵拔宇佐郡妙見岳城、據之 左衛門大夫與泰景之郎等賀来神兵衛尉先登、(泰景は俊景の子) 』

宇都宮文書所収の内川野佐田氏系図では、

「文亀元年正月大友親治拔・宇佐郡妙見岳城、某與泰景郎等賀来神兵衛尉共防之。」

1503 神兵衛尉 賀来神兵衛尉

文亀元年正月 佐田某系譜 宇都宮佐田系図 肥後佐田長三郎蔵本

「某 左衛門大夫、俊景の弟、

文亀元年正月、大友親治之兵拔宇佐郡妙見岳城、據之左衛門大夫與泰景之郎等賀来神兵衛尉先登、(泰景は俊景の子) 」

1505 神兵衛尉 賀来神兵衛尉

永正二年七月 佐田泰景軍忠状

佐田文書 113、熊本県史料中世 2

宇都宮文書枚 27、佐田文書 113p218

(秀三注) 尾立維孝曰、云々、文亀元年正月大友親治(政親子)小次郎資元を援けて豊前に出て妙見岳城及び馬ヶ岳城を陥る。左衛門大夫は泰景父俊景弟也、其の名詳ならず。中津河は今の下毛郡中津也。此時馬岳城将仁保左近将監平護郷仲津郡沓尾崎に戦ふて死す。義興更に神代余三右衛門尉貞綱に命じて馬岳城を守らしむ。云々。

「一見候。 (花押) 義興

軍忠

佐田 次郎 泰景

一去明応七年十月二日。豊後勢至佐田莊云々 (略)

一同十六日御人体着郡以後。云々 (略)

一明応八年七月廿五日令渡海。云々 (略)

一依`彼思案豊後罷越事。云々 (略)

一文亀元年正月当郡衆渡海儀。任御奉書旨申調。士三日各乗船為名代同名左衛門大夫 相副人数至中津河着岸之、廿九日妙見尾伐取時。我世者賀来神兵衛尉太刀討。郡衆所`被`致存知也。

一右之渡海御前勢無人之通注進之時。重而神代紀伊守方被相催之条。泰景事正月廿九日 中津河罷渡。船衆申合二月九日至城井城涯分馳走焉。

一同年七月廿三日馬岳合戦時者云々 (略)

右条々粉骨之次第達上聞。御感御書三通併御奉書数通頂戴仕畢。同以此一卷仁申請御証判。備後胤龜鏡弥為抽” 忠勤粗注進如件。

永正二年七月 日

進上 御奉行所 」

1507 五郎左 賀来五郎左衛門尉治綱、

永正四年卯月廿一日 大友親治書状案

柞原八幡宮文書 181、賀来莊史料 69

(秀三注) 由原宮の寄進布施物は太官司の沙汰とす。

「由原宮敬進馬・武具・衣類等者、大般若經・仁王經、雖為布施、任先規之旨、為太官司職可執沙汰事、肝要候、不可有聊爾之儀二候、恐々勤言、

永正四年卯月廿一日

親治 在判

賀来五郎左衛門尉殿

(御証判賀来藤左衛門所持) 」

1508 五郎左 賀来五郎左衛門尉

永正五年？十月廿五日 大友義長書状 柞原八幡宮文書 155、賀来荘史料 69
「前日以賀来五郎左衛門尉、於社頭方々祈念之通申候、定而其分候哉、御辛存候、弥 精
誠憑入候由為可申、平林弾正忠進之候条、不能詳候、賀事、恐々勤言、
十月廿五日 大友義長 (花押)
宮師御坊 」

1508 城山八幡社

永正五年十二月廿三日 大友親治書状 永弘文書 1419
城山八幡社勸請
実相寺等玉禪師

1509 境界争 賀来大蔵少輔之(惟秀)、善右衛門尉、神左衛門尉

永正六年 境界論議 速見郡史 p634

「宇佐郡佐田荘古川村と速見郡山香郷山浦村川床との境論議あり。山香郷より郷司志手加賀守・野原対馬守、佐田荘より同地頭佐田左衛門大夫・同代官加来大蔵少輔立会いし、檢議の上解決せり。

【山香圖跡考】 久木野尾村□野尾 右此所に大山あり。同木松木斗、豊前宇佐郡古川に近し、川底村四さし有、年歴は嘉歴三年八月廿二日岩尾弾正忠越智道成とあり、同川底古川境の争論有之。古川村より境を狼藉に及、野原対馬昌久・志手加賀守泰久兩人より、宇佐郡の役人加来大蔵少輔・佐田左衛門大夫兩人に当る書状の写あり、其後又論争有之、右書状の写しを差出し、兩村之役人相談の上裏書有之、年号は大永四年卯月十三日とあり。双方役人は野原孫左衛門尉在判、志手美濃守在判、其次に賀来善右衛門尉在判、加来神左衛門尉在判なり。境は越智道成四方指に有之石仏を限る。 」

1511 備中守 賀来備中守

永正八年六月十九日 大友親照系譜 大友氏系図 竈田村秋岡常東寺蔵本
増補訂正編年大友史料 33

「親照 戸次又五郎(親繁の末子)

始号親豊、義長知世時、親照謀叛、故永正八辛未年六月十九日夜月將出時、於豊後大野郡藤北生害、介錯賀来備中、 」

1512 大膳亮 賀来大膳亮

永正九年六月 大友親治知行預状 大友家文書録 1-665
賀来斎藤連署打渡状 大友家文書録 1-666

大友家文書録に「永正九年六月親治授采地於家臣原尻藤十郎、以□□賀来大膳亮・斎藤土佐守亦寄書於藤十郎、」とあり、続いて次の書状を載す。

「□□□□□六郎丸之内、先以少分以坪付預進候、可在知行候、恐々勤言、

六月卅日 親治 在判

原尻藤十郎殿 」

「六郎丸之内、浮免田畠壺町御給候、任御判之旨以坪付打渡申候、殊諸御公事少分候

間、□□□□□為御存知候、恐々勤言

永正九年六月廿日 原尻藤十郎殿

(賀来) 大膳亮 在判
土佐守 在判

1512 左京亮 賀来左京亮

永正九年十一月四日 大友義長書状 柞原八幡宮文書 155 賀来莊史料 69

(秀三注) 社当留守番を賀来左京亮及び賀来庄内の者に申し付けた。

「御在宮以後可令申候処、旁取乱、乍存候、仍就山被之御幸、社当御留守御番之事、
任旧記賀来左京亮可勤段、申預候、同庄内者共申付候、然者要脚等事、巨細寒田掃部助可
令申候、尚御辛勞儀、自是可申述候、恐々勤言、

「永正九年」十一月四日 (大友) 義長 (花押)

実相寺 』

1512 賀来大蔵惟秀 賀来大蔵惟秀

永正九年十二月十三日 四方指案

宇都宮文書枚 82、速見郡史 p635

豊前国宇佐郡佐田村内川野佐田友雄蔵

(秀三注) 宇佐郡佐田莊吏賀来大蔵惟秀、庄内古川四方指案を作成して、同地莊官古川三郎
左衛門に交付す。(惟秀は豊後賀来氏より分かる治綱の弟か従兄弟ならん)

尾立維孝曰、古川村は豊前宇佐郡佐田莊に属し、同郡内川野村の東南に位す。河床
村は豊後速見郡山香郷に隸す。屋圖は宇佐郡矢津村なり。「みおを」は水尾を也。「とゝ
ろき」は轟にて地名なり。山家は山香を一に山家又山鹿とも書く。山家郷は速見郡の内な
れども地続きの事なれば宇佐郡古川村の内をも押なべて山家と云うならむ。「みなふ」は
水尾也。賀来大蔵は大蔵丞也。又曰以下傍註は皆佐田友貞が施す所也。

「 古川山野之内事。

東とふは川をかきり。むかへたは一本松をかきり。南は山の後の葉山をかきり。西は屋
圖の西のゑほし石をかきり。下は仁田尾をかきり。井手原のみおを、とゝろきは山辻の尾
をかきり。山東平は下は谷わけ。木わしはかちかひらをかきり。其他山家はこなた進退。
大つぶれは赤畠をかきり。とふみ石はみなふ水走をかきり。ほのきりをかきり。古川之内
無其疑候。此趣は為後日此前相違有間敷候也。

永正九年十二月十三日

賀来大蔵

惟 秀 (花押) 』

「 古河三郎左衛門殿

惟 秀 』

(友貞註) 三郎左衛門は古川村庄官なるべし。古川は佐田殿領分にて豊後河床との境に
あり。賀来大蔵は佐田殿代官也。河床古川争論の事文に見えたり。

1513 柚原社宮師殺害

永正十年十一月九日 柚原社宮師殺害清祓料

増補訂正大友文書 13-318

1520 右衛門大輔 賀来右衛門大輔

永正十七年? 九月十四日 大友義鑑知行預状写 大分宮成万里文書 2 大分県史料 9-499

(秀三注) 親父戦死に依り、筑後国の内四町分を預け置く。

「親父戦死忠義寔無比類候、為其賞筑後国之内四町分坪付在別紙 事、預置候、可有知行“候、恐々勤言、

九月十四日

義鑑 (花押)

賀来右衛門大輔殿」

1521 加賀守 賀来加賀守

大永元年十二月三日 大宮司隆重覚書 1 柞原八幡宮文書 161 賀来荘史料 71

「社用為末代之付置也、

大宮司

其時大永元年。

隆重 (花押)

(其時大雨ふりなり、又其時老者大神遠江守・豊饒常陸介・木上筑前守・津久見左馬助・小原四郎左衛門尉・臼杵民部少輔なり)、

一本社むねあけ之事、屋形様御社山御仕立之事、造営奉行役、やかたのハ五はんさい、其しやけ数はんしやう数ハ三はんさい、其時守護八親あつの御代也、社奉行ハ豊饒常陸介

方□□□□権大宮司社奉行二つる一さうとりさかなにて遣候也、□□□□にハあたる事もなし、就社用出物もなし、□□年あけの時、進宮之馬之事、屋形様ニハはん□□

□□□に給候、其時親治殿ハ御いんきよにて候へ□□□□ん宮候也、御老中各々より

□□□□以上七疋なり、大宮司方はんしやう□□□□ろん申候処、はんしやうニ三

疋給候、大宮司□□□□疋給候也、

一屋形様むねあけニ付、御社参之時、役者事ハ田尻方御へいの役、是八かりとの□□之事也、本社にて八竈門新左衛門方御へい之役也、御進宮之御馬ハ、賀来加賀守方へ渡也、にわにて御馬所へわたすなり、

一むね上之弓之事、はんしやうハ二張と申なり、宮師ハ一張と申さるゝ、さうろん返々六惜敷候処、一張にすむの間、むね上、其時大永元年かとのみ十二月三日ニめさるゝ也、

一むね上にかけ□□事、守護御役なり、廿貫、云々 (二枚目後半破損)

之時、われわれかさきにとはし御とも申なり、

一御馬かわり之時、こん大宮司正二たち候間、かわりの御馬こん大宮司給候也、其時御屋形様ハ親治様御代なり、こん大宮司八親盛か代なり、」 (以下隆重覚書に続く)

1521 隆重覚書 賀来左京進、将監

大永元年十二月三日 大宮司隆重覚書 2 柞原八幡宮文書 161 賀来荘史料 71

一御炊殿御竈われ候時ハ、正御供田にてきりせんを仕かい候、其時大永元年八月十日から也、かまぬし惣大工と賀来左京殿、余分のかまぬし、かまのさうろん仕候処、賀来方余分のかまうりのをかう也、同かましろ之事、こん大宮司より五れん程出候也、賀来殿一分役として口も出さる也、けんけう三人してきりせんのみ、一貫程出候なり、色々わひこと申間、此分に候、同かまのはらいのこと、一分立合候て仕候也、

一□□□□とい丈あけすの戸の下より入候て、□□□□にて子をうみ候、其時つちをのけ候て、一分申合、きよめ仕候也、かいはらいにて候、一分は賀来将監頭役なり、

一於生石へいようと之事、生石大宮司方とられず候也、大永二年六月おんはらい之時、守護親あつさま、御いもとこさま御参宮之時、宮師とられ候、其時大津留刑部少輔方、生石大宮司役二付被申候へ共、きよくなく候口、

一若宮みや作之事、近日宮師方へ尋候へとも、しかしか造営奉行役ト申されず候間、一度はくわんに仕候なり、又一度かうをむすひ候て、かたのこたく権大宮司仕候なり、一本社再興時、賀来庄五十文通之段銭、寺社者無錢何茂進納仕候、殊外きひ敷催促候き 同奉行之事、賀来左京進方田尻□□方□□方其時大永元年、

(四枚目後半破損欠)

一守護御社参之時八、賀来庄之役人・宮師・造営奉行・権大宮司、合一こん申、こん大宮司八せうふけんに候間、賀来殿造営奉行などに八出物かわるなり、すこしつゝせんとするなり、一こん申事、親治さま御代之時より賀来将監頭仕はしむるなり、

一御らんに御座候金の御しやうたい同力あまたほうくわう坊・みさぬきにらく坊・しんさう坊三人して盗候しなり、何もからめとり候て、府内へ下、はるばるさらし候て、いきなからうみにいれさせ候なり、二楽坊八うせ候なり、成敗之儀、しせん用所も候する間、かき置なり、三人共其時香音寺を仕候処、如此之子細候なり、」 (以下文書省略)

1521 左京進 賀来左京進、将監

大永元年十二月三日 大宮司隆重覚書 2 柞原八幡宮文書 161、賀来荘史料 71

「1521 隆重覚書 参照」

1521 将監 賀来将監

大永元年十二月三日

大宮司隆重覚書 2 柞原八幡宮文書 161、賀来荘史料 71

「1521 隆重覚書 参照」

1524 条々手記 賀来善右衛門尉、神左衛門尉 (房畑賀来氏)

大永四年二月六日 条々手日記 宇都宮文書枚 83、豊前宇佐郡佐田村内川野佐田友雄蔵(秀三注)古川村領主佐田因幡守の庄官古河三郎左衛門より佐田方役人に差し出した手記。

友貞日、小原殿は後文に見えたる小原長述の事なるべし。此時分豊後河床の領主として着陣ありしとの文意なるべし。

「 河床孫兵衛方対古川名狼藉条々。

一従河床至古川名往古以来代々勤来候山野夫并八朔、歳暮納物事。去々年大永二分一円無沙汰沿う劳事。

一右先例無沙汰之子細可申究ために。去年大栄三至当山野従河床村入候牛馬事。可有停止由申候処。結句改古境新傍示指候事。非緩怠候哉。仍放牛放馬追退候事。

一同年四月二日古川名内井手二個所切落候事。

一度日重而多勢を相催彼野二打入候事。依之始中終至山香御役人被仰究候間。被成御分別既井手を被挙候事。

一右井手事山香御両役人自身為御奉行被挙候事。同四月九日にて其夜やかて河床切落 候

事。

一彼井手切落候次第致披露候事。既御兩人自身御光儀乞、被挙候井手を切落候事者。

偏奉対御役人緩怠迄候間。追而可申極由候間。井手事則挙乞。用水用候事。

一彼井手事重而八月廿三日切落。以多人数作稻踏損候事。当日令披露被下[^]身暇候者。田代二はまるべき候由雖言上候“。小原殿御着陣砌候間。不可然候由被仰下候間。堪忍仕候事。

右条々聊私曲虚言不申上候。彼作稻損毛、井手落候次第則山香御兩役所え被遣御状候之处。于今無返事候間。致所望進上仕候。一途於不致被仰達者。古川兩名事可為。不作候哉。外聞 儀迷惑至候。恐惶勤言。

二月六日

古川三郎左衛門

賀来善右衛門尉殿

賀来神左衛門尉殿 』

1521 大蔵 加来大蔵、善左衛門尉、神右衛門尉 (内河野賀来氏)

大永四年四月

山香郷土史 p165

「○大永四年四月宇佐郡古川村と本郡久木野村との間に境論争あり、本郡より野原源右衛門尉、志手美濃守の兩人、宇佐郡の吏加来善左衛門尉、同神右衛門尉の兩人と相会し、之より曩き同所争論に於て、本郡の吏野原対馬守、志手加賀守宇佐郡の吏加来大蔵少輔、佐田左衛門と会し、其際協定せし定状に擦り、之を決定落着を告げたり。」

(大永四年二月十七日の佐田文書、速見郡史 p221 参照)

尾立維孝氏日、大角宮内少輔は河床領主小原長述の代官なるべし。六借敷はむつかしく也。佐田方役人は或は賀来善左右衛門尉賀来神左右衛門尉敏、当郷司兩人は野原志手也と。されど佐田方両役人は加来大蔵少輔佐田左衛門大夫ならん。山香図跡考口の尾村の条を参照すべし。

1524 善左衛門 加来大蔵、善左衛門尉、神右衛門尉 (房畑賀来氏)

大永四年四月

山香郷土史

「1524 大蔵 参照」

1524 神右衛門 加来大蔵、善左衛門尉、神右衛門尉 (房畑賀来氏)

大永四年四月

山香郷土史 同前

「1524 大蔵 参照」

1524 賀来八郎 賀来八郎大神鑑綱

大永四年四月十八日

義鑑加冠状

長州賀来家文書

名字事承候、以別紙認遣之候 恐々

謹言

卯月十八日

義鑑 (花押)

賀来八郎殿

加冠 名字事

大神鑑綱

大永四年卯月十八日

1524 藤兵衛尉 賀来藤兵衛尉

大永四年五月廿八日 古河景助書状案文

宇都宮文書枚 84

豊前宇佐郡佐田村内川野佐田友雄蔵

(秀三注) 尾立維孝曰、此書は三郎左衛門より領主佐田因幡守泰景の代官賀来大蔵丞惟秀若く

は其下司賀来善右衛門尉、賀来神左衛門尉に差し出したる案文ならむ。塗抹改作の処多し「畏言上候。抑古河名田之内小野分之事。昌佐殿御代に浦篠孫七方へ至畑居屋敷等“御扶持下賜候。其時彼在所者不被分所にて候。賀来藤兵衛尉殿于今御押領可被召之由書候間従・以前不被分子細を申候へ共。不及是非被仰懸候。迷惑至極之折節従兩所承候へハ。就他国河床内縁御同心候て。吾等可有御成敗之通粗風聞候。刺吾等成敗之後者有境目而謀略人與被仰成候て。別而百姓を可被攻之由其聞候。我等人に聊無申懸事候。人々被仰懸候へば不及覚悟候。少々御窟中緩怠不現之通率度斯様御耳入度候。此趣御取合□□□奉頼候。誠其惶□□不少候。恐惶勤言。

大永四年カ

五月廿八日 古川三郎左衛門景助 (花押)

1529 左衛門 賀来左衛門大夫

享祿二年?九月十四日 田北親員等連署条

増補訂正編年大友史料 16-155

賀来惟義氏家蔵文書

(秀三注) 田北等は義鑑の老中である。

「御用之子細候、急度可有出府之由、可被得其意`候、恐々勤言、

九月十四日

(山下和泉守) 長就 (花押)

(吉岡左衛門大夫) 長増 (花押)

(田北大和守) 親員 (花押)

賀来左衛門大夫殿 』

(同様文が植田三郎にも出されている。 植田俊吉氏家蔵文書)

1530 右衛門大夫 賀来右衛門大夫

享祿三年

氏姓の合戦之事

大友家文書録

増補訂正編年大友史料 15-364

□豊後士有論其氏姓国俗□子孫曰□士之□国衆屢々合戦之事一日清田越後守攻本庄但馬守、中村左衛門佐国衆共大神氏宅、本庄、中村自刃、清田七郎左衛門越後守弟亦戦没其後越後守与清田遠江守率兵一千五百余攻賀来右衛門大夫、賀来殆危、橋爪左衛門大夫鑑種、大津留常陸介鑑康、来為賀来援、賀来大撃清田勢破之、賀来患創死、大津留匿豊前、後年謝罪得本領□

以下別記

享祿三年

氏姓の乱

豊後全史

| | | |
|-------|--------|----------|
| 享禄三年春 | 氏姓遺恨之乱 | 速見郡史 |
| 享禄三年春 | 氏姓遺恨之事 | 豊筑乱記 |
| 享禄三年春 | 氏姓遺恨之乱 | 雉城雑誌、九州記 |

1530? 民部少輔 賀来地頭民部少輔、八房丸、豪栄

元和六年頃 賀来社宮師跡由来書 柞原八幡宮文書 219、賀来荘史料 99
「1620 宮師由来 参照、1530 頃、賀来の地頭民部少輔に妻無きに因りて云々」

1530 氏姓遺恨の事と国衆

享禄三年春 (田北氏註) 増補訂正編年大友史料 15・p 264

(田北註) 豊後国内大友氏麾下の士に、三種の出身家門別あり、その一は大友氏の二族分家六十二家を始め、建久の昔、大友氏の入部に随従して、豊後に下り来れる諸氏にして、これらは大友宗家の紋杏葉の使用を許されるに依りて、御同紋衆又は御紋の衆と称せり其の二は、大友能直が豊後守護職に補任の以前より豊後に土着し、土豪として其の威を振りし大神緒方の一族三十七家之に属す。この二族は主として大分郡以南直入海部郡に大なる勢力を張り、新来の大友一族と拮抗せり、其の三を新参衆と称し、百五十家在り。

これら三門閥の間に常に派閥争い勢力争い行なわる。享禄三年春、重大なる氏姓間の闘争勃発す。従来この乱に関する直接の古文書の裏づけ史料無かりしが、今回発見されたる植田広氏家蔵文書中に、後掲四月三日付の史料を発見した。序に記す。在来の郷土史籍にては大神緒方の二族三十七家を国衆と称す。これは誤りなり。後掲、永禄四年九月廿九日の到津文書を見よ。「二老国衆の返事案文一なり、而して二老とは、連署八名中の吉岡長増と臼杵鑑連の兩人を指す。而して国衆とは残りの六名、即ち一万田鑑実、木付鎮秀、朽網鑑康、清田鑑述、志賀親度、田原親宏の事なり。而してこの六名は全部大友一族の分家にして、大友家臣中重要なる家のみなり。されば国衆とは、大神緒方一族の意には非ず。

「南北の国衆」なる表現を用いた例もある。南は豊後の南部大野直入海部郡の事にして、大野直入二郡の事を大友時代には南部と呼べり。大野直入の大友分家中の大身両志賀戸次田北一万田入田清田等を南部衆あるいは南部の国衆とよぶ。北は豊後の北部即ち東西国東速見郡を指す。云々。

又、増補訂正編年大友史料 21-146 の到津文書では、二老とは吉岡長増・臼杵鑑連で、他の六名は御判衆・国衆と言う、これよりして、犬神一族を国衆と言うは誤説である。

1531? 大宮司 権大宮司

享禄四年? 正月廿八日 助運等連署状 柞原八幡宮文書—165

(秀三注) 朔日の八幡講を怠転なく勤めらる様に催促す。大宮司、権大宮司ともに賀来氏か。

氏姓の乱以来大宮司賀来氏が一時不在となった為と見られる。

「当社毎月朔日 八幡御講、無・退転一可勤之由、度々 義鑑様以。竹田津方被仰出“候、任其旨御兩人被仰合、御執行可、目出候、恐々勤言、

| | |
|-------|---------------|
| 正月廿八日 | 幸弘 (花押) (西房) |
| | 栄琳 (花押) (香林房) |

権大宮司殿 生准 (花押)
御宿所 栄紹 (花押) (宮迫房)
大宮司 殿” 助運 (花押) (耕耘房)

1531 大宮司 正大宮司

享祿四年卯月十九日 社奉行津久見常清書状 大友松野文書 1-6、大分県史料 25-184
津久見常清打渡状 杵原八幡宮文書 163、県史料 9-163
津久見常清書状 増補訂正編年大友史料 15-390

(秀三注) 享祿四年四月十九日 大友家の社奉行津久見常清は、由原宮に奉納の武具、衣類、馬以下について、大宮司職として賀来社正大宮司に之を管理せしめた

「由原宮敬進物之内武具衣類馬以下之事者、親治様任後一通之旨、為大宮司職、弥無相違可有執沙汰之由、依社奉行之儀、私迄如比被成下 御書候。為後証進之候、可被得其意候、恐々勤言、

卯月十九日(享祿四年辛卯) 常清 (花押)
賀来社
正大宮司殿 」

賀来社正大宮司殿

1531 宮師御坊 賀来左京亮

享祿四年五月十七日 大友義鑑書状 杵原八幡宮文書 166、県史料 9-166
賀来荘史料 73、増補訂正編年大友史料 18-474

(秀三注) 義鑑は由原宮旧記を返却す、署名と花押とから、1531-1532年頃の。ものである。

「当社旧記に賀来左京亮・中村但馬守返却遣候、能々可被請取置事、専要候、尚竹田津佐渡守可申 恐々謹言、

五月十七日 義鑑 (花押)
宮師御坊 」(由原宮)

1531 田尻中務丞

享祿四年九月十七日 大友義鑑知行預状 増補訂正編年大友史料 15-397
田尻文書 大分県史料

(秀三注) 田尻中務丞は去年春の氏姓の乱闘事件に関係して、一旦は安岐郷内の領地を没収さ

れたが、ここに返還された。同家は東植田村田尻に本拠を有した。

「国東郡安岐郷之内、先給式拾貫分坪付有別紙 事、今還附候、可有知行候、恐々勤言、
(享祿四年) 九月十七日 義鑑 (花押)

田尻中務丞殿 」

1531 右衛門大夫

享祿四年十月五日 (老中連署遵行状) 増補訂正編年大友史料 15-401

宇佐郡賀来惟義家蔵文書

(秀三注) 享祿四年十月五日、大友義鑑は国東郡安岐郷及び武蔵郷内の地を賀来右衛門大夫に還付せり。この日、大友の家老職等は連署遵行状を郷政所及び検使に授けた。

「国東郡安岐郷の内十五貫分、武蔵郷之内五貫分、(坪付有別紙) 之事、
至賀来右衛門大夫 御還付訖、任御判旨、嚴重可被打渡之由、依仰執達如件、
享祿四年十月五日

(入田親廉) 丹後守
(田口親忠) 伊賀守
(吉岡長増) 左衛門大夫
(田北親員) 本庄右述
(本莊右述) 前伊賀守

政所役

検使中 』

1531 土佐守 賀来土佐守、賀来越中守

天正十～十一年頃 大友家臣城主姓氏録 (抄)

利根一族共同保管文書

増補訂正編年大友史料 15-370

(前略)

(緒方氏族)

| | | | | |
|-----|--------|---------|-------|---------|
| 大神氏 | 天津留常陸守 | 橋爪三郎 | 賀来土佐守 | 植田又四郎 |
| | 雄城上総守 | 胡麻津留弾正忠 | 田尻和泉守 | 上野遠江守 |
| | 佐伯次郎 | 敷戸安芸守 | 田吹安芸守 | 都甲左衛門大夫 |
| | 真玉掃部助 | 阿部弾正忠 | 堅田弾正忠 | 秋岡次郎 |

(その他)

| | | | |
|-----|-------|---------|-------|
| 大神氏 | 中村土佐守 | 小深田左衛門尉 | |
| | 下群次郎 | 芦刈越前守 | 賀来越中守 |
| | 恵良薩摩守 | | |

1531 宮師申状 賀来紀伊守、五郎左衛門、新四郎、大宮司

享祿四年閏五月十三日 宮師外連署申状案 柞原八幡宮文書 164 賀来莊史料 72

(秀三注) 宮師増栄外連署して、賀来地頭等の非行を老中等に訴えた。

「一 当□□□為勅願被定置候経田・番田・諸□□□田等之事、号売得相伝、多分相違候、相残少分宛拘申候、田地迄も不任社家所存候事、賀来紀伊守方御神領ハ私之可為計之様ニ存、毎々至宮師・社僧・神官・其以下、非分之儀申かけられ候、賀来紀伊守方不為私之計証文歴然之事二候、

一 賀来五郎左衛門方香童子給田並三昧田合壺町三段号売地、数年来納錢無沙汰候之間、社家より召放作候、為其覚悟、二位・岩見と申社僧兩人、彼在所二罷越候処、夜中に殺害候、其以後賀来新四郎、親以来之買得と申候て、頻二作仕候、来納錢弥々無沙汰候之間、去年又従社家取放作仕候処二、彼一町三段之苗代悉きりかへし候条、此年来無足之

御神奉公、中々不及一是非候、

一 大宮司背先例当社諸進宮物・大般若仁王經施物等以下迄、為一人可相許之由、掠申請候事、是又前代未聞之事ニ候、彼寄合中、対社家連々悪行、以之外之次第ニ候、不被成御政道候者、於自今以後社家滅亡此事ニ候之条、嘆入存候、以此旨御披露可目出候、恐々勤言、

(享祿四年) 閏五月十三日

(東光坊) 栄玄

伊賀守親忠 田口殿

(以下略)

大和守親員 田北殿

常清 津久見殿 人々御中

丹後守親廉 入田殿

1531 紀伊守 賀来紀伊守、五郎左衛門、新四郎、大宮司

享祿四年閏五月十三日 宮師外連署申状案 柞原八幡宮文書 164 賀来莊史料 72

「1531 宮師申状 参照、賀来紀伊守方御神領ハ云々、」

1531 東光坊 紀伊守。五郎左衛門、新四郎

享祿四年閏五月十三日 東光坊栄玄以下連署連行状 柞原八幡宮文書 164 大分県史料

9-164

増補訂正編年大友史料 15-391

(秀三注) 享祿四年閏五月十三日、由原宮八幡東光坊以下の諸坊主、大友家の家老職に連署状を送り、以て同社大宮司賀来氏の、非分横暴を訴え、大友義鑑に之を披露せられんことを請うた。

「一、当下□□□□□為中頼願被定置一候経田、番田□□□□等上之事、号売得相伝、多分相違候、相残少分宛拘申候田地迄も、不任社家所存候事、賀来紀伊守方御神領は、私之可為計之様に存、毎々至宮師社僧神官其以下非分之儀申かけられ候、賀来紀伊守方不為私之許、証文歴然之事に候。

一、賀来五郎左衛門方香童子給田並三昧田、合一丁三段、号売地数年来納錢無沙汰候之間、社家より召放作候、為其覚悟、二位岩見と由社儀兩人彼在所に罷越候処、夜中に致害候、其以後、賀来新四郎親以来之買得と申候て、頻りに作仕候処、彼一町三段之苗代、悉きりかえし候条、此年来無足之御神奉公、申□□不及是非候、

一、大宮司背先例、当社諸進宮物、大般若仁王經施物等以下迄、為一人可相許之由、掠申請候事、是又前代未聞之事に候、彼寄命中対社家連々悪行以之外之次第に候、不被成御政道候者、於自今以後社家滅亡此事に候之条、嘆入存候、以此旨御披露、可目出候、恐惶謹言、

閏五月十三日

東光坊 栄玄

田口 (義忠) 殿

宮迫坊 栄紹

田北 (親員) 殿

香林坊 栄琳

津久見 (常清) 殿

耕耘坊 助運

入田（観廉）殿

西坊 幸仙
宮師 増栄

1531 神九郎

享禄四年十一月廿四日 大友義鑑知行預状 増補訂正編年大友史料 15-402、403
大友家文書録2-780 大分県史料9-535
柞原八幡宮文書補遺 229

(秀三注) 享禄四年十一月、大友義鑑は領地を賀来神九郎、大津留次郎大郎等に預けた。
これらの文書は、享禄三年の氏姓の乱に関係する。

(大友家文書録 2-780)

「十一月、義鑑授領地 賀来神九郎、大津留次郎太郎 以書、十二月、入田親廉等連署
授賀来氏 」

(柞原八幡宮文書補遺

[阿南庄滝河内内之内拾貫分（坪月有別紙）之事、預置候、可有知行候、恐ぐ勤言、
享禄四年辛卯

十一月廿四日

大友義鑑 (花押)

賀来神九郎殿

1531 神九郎 大津留次郎太郎

享禄四年十一月廿九日 大友義鑑知行預状 増補訂正編年大友史料 15-404
「阿南庄滝河内式貫分（坪月有別紙）之事、預置候、可有知行候、恐々勤言
十一月廿九日 大友義鑑 在判

大津留次郎田老殿 }

1531 神九郎 橋爪、大津留

享禄四年十二月十三日 大友老臣連署連行状 増補訂正編年大友史料 15-406

(秀三注) 宛名兩名は、阿南庄政所役であらう。大津留橋爪は共に阿南庄の土地。御庄の
政所役及び代官職は、地元の有力者をもって之に任じ、郡御庄の検使又ば關所奉行は、臨
時に他より派遣せしものごとし。

この頃は、国東号内の地を多くの者に分与している。何か反乱でもあつて、反乱分子の
領地が闕所に処せられたものと見られる。

「阿南庄滝河内光一松上霧畑之内式貫分之事、被宛行大津留二郎大郎訖、任御判之
旨、嚴重可被打渡之由、依仰執達如件、

享禄四年十二月十三日

丹後守 親廉
左衛門大夫
和泉守 長就
伊賀守 親忠
大和守 親員

橋爪 丹後守 殿

大津留左衛門尉殿

1531 神九郎 賀来神九郎

享祿四年十二月十三日 大友氏年老連署奉書 大友家文書録 2-780、大友史料 1
大津留運家文書 6

「大友家文書録」に、

「○十一月義鑑授領地賀来神九郎・大津留次郎太郎以書十二月有人田親廉等連署書、授賀来氏、義鑑書簡」 とあり。

「阿南庄滝河内光一松之内、栃木七貫分□□□□領家三貫分之事、被宛行賀来神九郎訖、任御判之旨、嚴重可打渡之由、依仰執達如件、

享祿四年十二月十三日 (入田親廉) 丹後守 (花押)
(古岡長増) 左衛門太夫 (花押)
(出口義忠) 伊賀守 (花押)
(本庄右近) 前伊賀守 (花押)

大津留左衛門尉殿

橋爪 丹波守 殿 』

1532 佐田朝景

享祿五年九月 (佐田朝景の動向) 増補訂正編年大友史料 16-
佐田文書

「天文元年九月三日 豊前守護大内義隆は佐田朝景の所領を安堵せしむ。

全年九月四日

全年九月二十四日

全年十月十一月

佐田朝景は大友方の情報を集め大内方へ注進すべく書信す。

大友義鑑は書を送り、佐田朝景を味方に誘う

大友義鑑は兵を送り、佐田朝景を攻めた。 一

1532 神九郎 賀来神九郎

天文元年十一月十二日 大友義鑑感状 増補訂正編年大友史料 16-54 大友家文書録

(秀三注) 大友家文書録 2-784-790 に左記七通あり。豊前国発向における軍労を賞す。

「就今度豊前国発向之儀、従最前、以出陣所□□□軍労感悦候、弥可被励忠貞 事肝要候、何様追而一段可賀申候。恐々勤言。

十一月十二日

義鑑 在判

賀来神九郎殿

文同 貞作儀左同 中村 弾正忠 殿

文同 何様作泌左同 大津留次郎太郎殿

文同 作無足軍労 幸野平兵衛尉殿

文同 十一月廿日 中島内蔵助殿

文同一 森新左衛門尉殿

文司 野上 藤七 殿 一

(同様文 廿二日付) 徳丸四郎三郎殿 (大分県史料 9 徳丸文書 1-4)

(同様文 廿五日付) 中村弾正忠殿 (大分県史料 23 中村文書 1-6)

1532 神九郎 賀来神九郎

天文元年十月十一日 (義鑑豊前進攻) 増補訂正編年大友史料 16-p21

大友家文書録 2-798

(秀三注) 天文元年十月十一月、大友義鑑の兵、豊前宇佐郡に於て大内義隆の兵と戦う。

「大友家文書録」に、

□□義隆、使、斎藤兵部少輔長実等諸士、向豊前□路へ陣白桃 (未詳 豊前国) 敵兵来襲、州土宝珠山主税助防戦、而創被官二人、○十四日、我兵団妙見岳城、木付左馬助氏貞、植田宮内丞惟満、柴田氏等戦死、平井兵部少輔 (初名和泉守) 親宣、上野惟次、大津留次郎太郎、徳丸四郎三郎及平井親宣、中村弾正忠、賀来神九郎等被官亦負創、中島清道、植田新五郎惟実 (惟満子)、森裕貞、野上藤七、丹生彦十郎、幸野平兵衛尉、其余数輩有戦功、攻守論歳、義鑑作感書勞其軍功○云々、(以下略) 」

1532 妙見軍忠 賀来善三郎、右衛門尉、民部丞、亮次郎、次郎三郎、藤七、又三郎

(朝景注文)

天文元年 妙見岳軍忠状 増補訂正編年大友史料 16-94 佐田文書 133

村上文書 、宇都宮文書枚 31

(秀三注) 佐田文書に左記の軍忠状あり。この賀来氏は佐田氏の配下なり、享禄三年の氏姓の

乱以前に、豊後賀来氏と佐田氏とは関係ありしものの如し。次の村上文書参照。

[去十四日至豊前国宇佐郡妙見岳御城、大友勢防戦之時。被疵注文。{中略}]

天文元年十一月十五日 弥富代 山副五郎左衛門尉信次判 村上三郎右衛門殿

一見了 (花押)」

「去十四日、至豊前国宇佐郡妙見岳御城、大友勢取懸防戦之時、大刀討分捕並被疵人数注文、

| | | | |
|-----|--------|--------|-----|
| 頸一、 | 吉岡秀三郎 | 佐田平五郎 | 分捕之 |
| 同一、 | 吉岡九郎 | 佐田外記進 | 分捕之 |
| 頸一、 | 岐木工允 | 賀来善三郎 | 分捕之 |
| 同一、 | 名字不知 | 同人 | ” |
| 同一、 | 吉岡善左衛門 | 賀来右衛門尉 | 分捕之 |
| 同一、 | 名字不知 | 同人 | ” |
| 同一、 | 吉弘 | 永松 神六 | 分捕之 |

以下九行略)

| | |
|-------|----------|
| 賀来民部丞 | 矢疵右之足 |
| 永松主殿允 | 矢疵ニケ所右の脛 |

賀来亮次郎 矢疵二ヶ所左の、脛右の、肘
永松 神六 矢疵右の脛
賀来 藤六 矢疵二ヶ所左の目同脛

以下九行略)

賀来民部書下人
與次郎 矢疵左の膝
賀来右衛門下人
忠 三 矢疵三ヶ所左目同肘右脛
永松主殿允下人
善九郎 矢疵左の足
賀来又三郎下人
秀三郎 矢疵左右の脛
孫左衛門下人
新六 矢疵左の肘
□之坪
太三郎 矢疵腕

已上

天文元年十一月十四日 佐田大膳亮

1532 朝景注文 賀来善三郎、右衛門尉、民部丞、亮次郎、次郎三郎、藤六、又三郎
天文元年十一月十四日 佐田朝景分捕手負注文 佐田文書 133、熊本県史料中世 2
(1532 妙見軍忠 参照)

1533 賀来新九郎

天文二年 義鑑書状 大友家文書録、増補訂正編年大友史料 16-128
天文二年先是、玖珠郡、鹿越有軍事義鑑使吉岡左衛門大夫、賀来神九郎等従功有

1533 賀来新九郎

天文二年 義鑑書状 増補訂正編年大友史料 16-140

1533 賀来鑑重

天文二年 (田北氏註) 増補訂正編年大友史料 16-p93

(秀三注) 宮師文書 1-21 に、鑑重知行預状あり。この鑑重に付いて次のごとく田北氏は賀来鑑重なりと結論せり。この文書は次に示す。

「大分県史料 9 においては、本文書の鑑重を田北鑑重とせるは誤なり。天文十八年卯月廿二日付け田北鑑富自筆の知行宛行状に明らかなる如く、田北鑑重は天文二年には鑑富と称し、未だ鑑重と改名しあらず、又花押を研究するに、本文書の鑑重花押は田北鑑重の花押と同一ならず、尤も花押の相違のみにては、同一人に非ずと断定しがたい場合あり。なんとなれば、同一人にして花押印判等を十回近くも変更する例は珍しくない。大友義鎮入道宗麟の如きは、其の好例なり。

賀来氏は賀来社即ち柞原八幡宮の大宮司家にして、大友氏豊後国除の後、肥後細川侯に仕え、

其の家臣となれり。而して徳川時代に其の家蔵文書の写しを、江戸大友家に提出せり。大友家文書録所収の賀来氏関係文書は、即ちこの家の文書なり。後掲の天文二年四月九日、享祿四年十一月廿四日、天文元年十一月十二日、天文元年十一月廿二日等の文書を見よ。これらは賀来大宮司家の文書なり。左記宮師文書は、またこの大宮司家の文書が何等かの理由によって、宮師家の文書中に混入せるものなり。よって左記文書の神九郎は、賀来氏たるや疑いなし。従って、左記文書冒頭の文句よりして、鑑重は賀来氏たること之また疑いなし。

田北氏に鑑重なる諱の者あるの故をもって、直ちに左記文書の鑑重を田北氏と連想即断すべきに非らず、文書の年代、花押、文書の出所、その文句、内容等々によりて、姓を探求せざるべからず。同一人が諱を数回変更する例は、当時としては珍しからず、大友義鑑の弟(幼名菊法師丸)にして、菊池家を嗣ぎし菊池重治の如く、又戸次鑑連入道立花道雪の養子立花統虎の如くは、諱を頻繁に変更せし好い例なり。異性同名の者多きは、今も昔も変わらず、人物の比定には、慎重を要す。

左記文書の冒頭は、「親にて候者、相続之儀に就いて」と訓ずべきものにして、即ち、「親から相続があったから、御前等面々にも分譲してやる云々」の意味に解すべきなり。

従って、鑑重は家督にして、神九郎の兄、多分長兄、なりと解すべきなり。鑑重の親より鑑重に与えた譲状には、次の如き文句の在りしを想像し得らるるなり。

「舎弟男子息等に対しても惣領の計らいとして、この譲与せる領地の中より、少分宛を分かち取らすべきなり。且つ、舎弟子息等の中、惣領の愈に背き、不儀を表さん者あるときは、その所領をば悔返して、惣領知行すべきなり、云々」と。

「親候者」は、その例多き表現なり。「親候」と書いた例も多し。賀来鑑重は官途には左京亮と号す。後掲の天文七年三月十八日の文書を見よ。 」

1533 鑑重 賀来鑑重、賀来神九郎

天文二年正月吉日 賀来鑑重知行預状 増補訂正編年大友史料 16-111 賀来莊志料 74
宮師文書 1-21、大分県史料 9-244

(秀三注) 大分県史料では、鑑重を田北鑑重と誤認している。

「 就親族相続之儀、至面々分地之事、

一所 植田給地之内田口土貢

一所 来蒔三斗蒔

已上

右、雖預置候、被对我等、於不儀者、可相続候、面々事雖為少分、従上至被蒙御扶持者、存斟酌候へ共、不便候条、合力仕候、重々御扶持候時者、早々堅固可被還渡候、仍為後日之状、如件、

天文貳年正月吉日

鑑重 (花押)

(賀来) 神九郎殿

進之候」

1533 神九郎 賀来神九郎

天文二年 2 月 大友家文書録註 増補訂正編年大友史料 16-p63

大友家文書録 2-p54

(秀三注) 天文二年四月、是より先、大内義隆の党兵、豊後速見郡鹿越に進攻す。大友義鑑の兵、之を撃退す。云々。「大友家文書録」に次の註記あり。

「□□□□、先是、玖珠郡及鹿越有軍事、義鑑使□□□□□夫鑑興卒兵撃之、徳丸右衛門尉、中村弾正忠、中村藤十郎、賀来神九郎等従、有功 ○義隆云々。」

1533 神九郎 賀来神九郎

天文二年卯月九日 大友義鑑感状

増補訂正編年大友史料 16-140

大友家文書録 2-814-816、賀来文書 1-9

(秀三注) 天文二年四月、大内義隆の兵、豊後速見郡鹿越に侵攻す。大友義鑑の兵、之を撃退す。吉岡長増同陣として鹿越凶徒退治の忠節を賞す。

「大友家文書録」に、四月云々○義鑑勞徳丸・中村・賀来等、殊軍功授感書、

(大友家文書録 2-814、大分県史料 9 徳丸文書 1-5)

「至今度鹿越牢人現形之刻、以吉岡左衛門大夫同陣、不日馳走之条、彼悪党即時敗北、先以肝要候、必追而賀可申候、恐々勤言、

卯月二日

義鑑 在判

徳丸右衛門尉殿 』

(大友家文書録 2-815、大分県史料 25、中村文書 2-4)

「文同 卯月三日 中村藤十郎殿 』

(大友家文書録 2-816)

「今度残党現形之砌、不日発足之条、彼悪党即時敗北、先以肝要候、辛勞之段、必追而賀可申候、恐々勤言、

卯月九日

義鑑 在判

賀来神九郎殿 』

1533 神九郎 賀来神九郎

天文二年四月 大友義鑑感状

訂正編年大友史料 16-p63

大友家文書録 2-p54、2-808

(秀三注) 天文二年四月、是より先、大内義隆の党兵、豊後速見郡鹿越に進攻す。大友義鑑の兵、之を撃退す。云々。「大友家文書録」には次の注記に続き、大友義鑑感状 808 あり、神九郎にも同文の感状が出されたものと見られる。

「□□□□、先是、玖珠郡及鹿越有軍事、義鑑使□□□□□夫鑑興卒兵撃之、徳丸右衛門尉、中村弾正忠、中村藤十郎、賀来神九郎等従、有功 ○義隆云々。 』

(大友義鑑感状 2-808)

「今度以吉岡左衛門大夫同陣、為無足於玖珠郡□□ “在陣之脇、至筑後不凶出張、旁以軍勞感悦無極候、以其辻筑後之事、過半属案中之由候、弥忠儀頼入候、必追而一段可賀申候、恐々勤言、

(天文三年) 三月廿日

義鑑 在判

徳丸右衛門尉殿

文同 中村弾正忠殿

(文同 賀来神九郎殿)

「 1533 鑑重 参照」

1533 新左衛 加来新左衛門尉 (豊前)

天文二年四月十八日 中山正資書状

増補訂正編年大友史料 16-143

大幡村太神如好氏家蔵系図

「去天文元年大友出張之刻、於其境依馳走如此御奉書候之間、被下遣候、弥馳走可為肝要之由、可申旨候、恐々勤言、

四月十八日

中山主計正直資 在判

加来新左衛門尉殿 』

1533 新左衛 加来新左衛門尉 (豊前)

天文二年六月廿九日 沼間網中連署軍忠状

増補訂正編年大友史料 16-144

大幡村太神如好氏家蔵系図

「去天文元年大友勢出張之刻、被官加来新左衛門尉馳走之次第、確に被知食一候、此等趣可被申旨之由候、恐々勤言、

天文二年六月廿九日

沼間隼人佐 興国 在判

網中下野守 興勝 在判

杉 三河守殿 』

1534 新九郎 賀来神九郎

天文三年三月廿日 大友義鑑感状

徳丸家文書 1-6 中村家文書 5

大友家文書録 2-808

(秀三注) 天文三年三月、吉岡長増同陣として玖珠、筑後出張の軍労を賞す。

この頃、中村、徳丸、賀来は行動を共にしていた様子が見られ、賀来神九郎にも同様な感状が出されたものと見られる。

「大友義鑑感状 2-808

今度以吉岡左衛門大夫同陣、為無足於・玖珠郡□□在陣之脇、至筑後不凶出張、旁

以軍労感悦無極候、以其辻筑後之事、過半属案中之由候、弥忠儀頼入候、必追而一段可賀申候、恐々勤言、

(天文三年) 三月廿日

義鑑 在判

徳丸右衛門尉殿

(大分県史料徳丸家文書 25)

文同 中村弾正忠殿

(大分県史料 25 中村家文書 5)

(文同 賀来神九郎殿)

(賀来文書に見えず) 』

1534 賀来藤三 賀来藤三、右京進 (房畑賀来氏)

天文三年 佐田隆居討死手負注文

佐田文書 172 熊本県史料中世 2

「1534 隆居注文 参照 (集79)」

1534 大膳 賀来大膳

天文三年三月廿七日

佐田文書

増補訂正編年大友史料 16-253p122,

「又為御祝儀預御訂信候、畏入候、殊召仕之者までも御懇儀過分此事候、其以後御床敷候処、預御御礼候、誠畏入候、仍御給地拝領為御礼、賀来大膳丞上進、尤可然存候、自三州以告文披露被申候御前に候て存知候、御気色可然候、今度御忠節次第、一段御感異于他候、弥御馳走肝要候、御扶助地事、是に不可限候、重々御取合可申候、猶御使者に申候条、不能一二候、恐々勤言、

三月廿七日

興国 (花押)

佐田因幡守殿

御返報」

1534 大膳 賀来大膳

天文三年三月廿三日 沼間興国書状

佐田文書 144、熊本県史料中世 2

(未完)

1534 大膳丞 賀来大膳丞

天文三年三月廿七日 沼間興国書状

宇都宮文書枚 34

(秀三注) 天文三年二月、豊後勢が佐田朝景宅を襲い合戦の時の功績により、大内義隆は豊前国築城郡広幡光重名拾五石地を領地せしめた。この旨を三月十一日杉三河守興重は賀来采女允を通じて委細申すべく通知した。因幡守朝景はこのお礼として御太刀等を進上した。

三州は杉三河守興重である。

「又為御祝儀預御音信候。喜入候。殊召仕之者までも御懇儀過分此事候。其以後御床敷候処。預御音礼候。誠念入候。仍御給地拝領為御礼。賀来大膳丞上進。尤可然存候。自三州以告文披露被申。御前にて存知候。御景色可然候。今度御忠節次第一段御感異于他候。弥御馳走肝要候。御扶助地事是に不可限候。重々御取合可申。猶御使者申候之条不能一二候。恐々勤言。

御辺報

三月廿七日

興国判

佐田因幡守殿

1534 采女允 賀来采女允

天文三年三月十一日 杉興重書状

佐田文書 142 熊本県史料中世 2、宇都宮文書枚 34

(秀三注) 尾立維孝日、雑掌は文中の賀来采女允也。某は興重自ら道ふ。歡樂は病氣保養也。

一所は築城郡広幡光重名拾五石地也。

「就御申之儀。帯杉秀運吹挙之状。以雑掌御注進候通。依某歡樂仕候。以沼間能登掾方具令披露候。然者連々御馳走殊去月廿日於宅所敵数多為被討捕忠賞一所被成・御判候。誠御面目至候。弥御馳走可為肝要候。次壺両送給候。毎々御懇之儀喜入候。委細賀来采女允可申候条閣筆候。恐々

勸言。

三月十一日 興 重 判

佐田因幡守殿

御報 』

1534 隆居注文 賀来藤三、右京進

天文三年 佐田隆居討死手負注文 佐田文書 172 熊本県史料中世 2

「1534 隆居注文 未完 』

1534 新佐門尉 賀来新佐衛門尉 (豊前)

天文三年六月三日 重満重吉連署感状 増補訂正編年大友史料 16-315

大幡村太賀和好氏家蔵系図

「去月十八日、至豊後高田・御働之時、任仁保刑部丞(隆綱)殿仰相働、殊に人数等分過馳走之通今被露候、神妙之至、御感悦之由候、弥可被抽忠節・之旨候、恐々勤言、

六月三日

栗屋治部丞 重吉 在判

庄口左衛門尉重満 在判

賀来新佐衛門尉殿 』

1534 賀来次郎 (豊前)

天文三年六月廿四日 田北親員等連署状 増補訂正編年大友史料 16-354

佐田村賀来惟義家蔵文書

(秀三注) 天文三年六月、田北親員等連署状を賀来次郎に送り、その父の戦死を悼む。

「於下筑後御親父戦死之由、注進到来候、不及是非候、両三人濛気可有御推量候、併御本意之儀候条、御高名無・比類候、猶重々可申述候条、省略候、恐々勤言、

六月廿四日

長就 (花押)

長増 (花押)

親員 (花押)

賀来次郎殿 御宿所

1534 賀来次郎 (豊前)

天文三年六月 大友家文書録註 増補訂正編年大友史料 16-p168

(秀三注) 天文三年六月、大友義鑑、諸士の肥後木山城攻撃に於る軍忠を褒す。大友家文書録に次の文有り。賀来次郎父の戦死は、この時のものならむか？。

「六月、我兵攻肥後木山城、詫磨鑑秀等力戦被疵、義鑑授・感書勞之、且授・書一万

田與二、勞其在陣。 』

1534 新左衛門尉 加来新左衛門尉 (豊前)

天文三年七月二十一日 杉興重感状 増補訂正編年大友史料 16-365

大幡村太賀和好氏家蔵系図

(秀三注) 天文三年 杉興重、加来新左衛門尉の軍忠を褒し、且つ受領を授く

「今度其表所々働馳走神妙之至也、依而任壱岐守之状如件、

天文三年七月二十一日

與重 在判

加来新左衛門尉殿 』

1534 佐衛門尉 加来佐衛門尉 (豊前)

天文三年六月十二日 仁保隆綱感状 増補訂正編年大友史料 16-316

大幡村太賀和好氏家藏系図

「去月十八日、至豊後高田表働候時、人多く被召連、馳走之段則 興重遂注進候之条、年寄衆以奉書、神妙之通被申候、彌々無。油断御忠節專一に候、恐々勤言、

(天文三年) 六月十二日

仁保刑部丞 隆綱 在判

加来佐衛門尉殿

1534 賀来新左衛門尉

天文三年六月三日 忠節感謝状 増補訂正編年大友史料 16-315

栗屋次郎丞重吉 在判

1534 賀来新左衛門尉

天文三年六月十二日 忠節感謝状 増補訂正編年大友史料 16-316

仁保刑部丞隆綱 在判

1534 五郎太郎 賀来五郎太郎

天文三年九月廿九日 大友義鑑知行預状 増補訂正編年大友史料 16-385

渡辺純夫氏蒐集文書

「高田庄之内、賀来五郎太郎跡之内、拾貫分芦付有別既之事、預置候、可有知行候、恐々勤言、

九月廿九日

大友義鑑 (花押)

小原弾正忠殿 』

1534 杉與重等 賀来右京進、亮次郎 (房畑賀来氏)

天文三年十月十一日 杉與重等書状 佐田文書 153、増補訂正編年大友史料 16-391

(秀三注) 天文3年十月、大友と佐田と、豊前豊後の境において戦う。房畑賀来氏。

「去七日夜、於境目、郎從賀来右京進討捕頭一、新開孫次郎、賀来亮次郎討捕頭一、新開孫三郎、彼是二送進上之通、以杉勘解由左衛門尉興道吹参状遂披露候、誠忠心不怠次第、殊御感之由、所被・仰下也、仍執達如件、

天文三年十月十一日

中務大丞 判

三河守 判

佐田因幡守(朝景)殿 』

1534 右京進 賀来藤三、右京進 (房畑賀来氏)

天文三年 佐田隆居討死手負注文

佐田文書 172、熊本県史料中世 2

「1534 隆居注文 参照 』

1534 賀来藤三

天文三年 佐田隆居討死手負注文 佐田文書 172、熊本県史料中世 2

「1534 隆居注文 参照 」

1535 田北氏註

天文四年 田北氏註 増補訂正編年大友史料 161p194

偏諱授与の風習に関し、云々、義鑑より鑑を授与され、鑑種と号したるもの、次の義鎮の代にて鎮種と号することなし。歴代人命の序列が、長、鑑、鎮、統とある系図は、正しい系図なる可能性がある。宇佐氏、佐伯氏、緒方氏の族には、編諱を受けた者は殆どない。

1535 源鑑綱

天文四年

文書 4 2 3 の源鑑綱に対する註 増補訂正編年大友史料 16-p201

(秀三注) 天文四年 (1 5 3 5) 四月十三日、源鑑綱 (姓未詳) 由原八幡宮に田地を寄進す。柞原八幡宮文書、大分県史料 (9) の 167 に、この鑑綱を賀来氏となせるは誤りなり。賀来氏は源氏にあらず、豊後の土豪大神緒方氏の分流なり。臼杵庄内に賀来名字の地存在せず。史料綜覧には、この鑑綱を臼杵氏と解しあり。在記文書中に、「臼杵庄名字之地」云々の文句あるにより、この鑑綱を臼杵氏と解するは根拠薄弱なり。徳川時代、臼杵庄内には 7-6ヶ村有りたり。その何れの村が鑑綱名字の地なるかは未詳なり。豊後国志卷五村里の条を参照せよ。後日鑑綱の姓究明に資するため、卷末に鑑綱の花押を載す。いま茲に二三の例を引用せん、大分郡賀来村が、賀来氏名字之地にして、直入郡朽網郷田北村が、田北名字の地なり。大野郡志賀村が志賀氏名字之地、国東郡武蔵郷吉弘村が吉弘氏名字の地たるなり。以下斯のごとし。

1535 源鑑綱

天文四年卯月十三日 源鑑綱寄進状 増補訂正編年大友史料 16-423,p202-203
柞原八幡宮文書 167 大分県史料 6-167
賀来荘史料 75

(田北氏註) 如何なる理由根拠より、又如何なる考証の仕方によれば、左記文書の鑑綱が 或は賀来氏となり、或は臼杵氏となるか、全く不可思議なり。串尾と称する部落は現今南 津留村の内にあり、大分県史料を見るに、賀来の社大宮司宮千代の親父に鑑綱と称する人物あり、これより早合点して、大分県史料は左記文書の源鑑綱を賀来氏と解せるものならんか。重ねて警告す、同姓同名の者多きは、今も昔も変わらず、賀来氏は源氏に非らざることを留意すべし。

(賀来註) 文書 422 と同一の花押しが、文書 451 にもあり、清田鑑綱とも異なる。或いは志賀鑑綱の前の名か?。恐らく、源鑑綱は社寺奉行であったと見られる。

「 鑑綱有故土佐国逗留中、豊後帰国之時、臼杵庄名字之地之内可寄進之立願成就候条、 先以田地壺反北方中尾下、八幡大菩薩寄進仕者也、仍為・後日状万歳之儀、珍重候也。

于時天文四乙朱卯月十三日 源鑑綱 (花押)

宮師御房 」

1536 右衛門 賀来右衛門大輔

天文五年？九月十四日 大友義鑑知行預状写 宮成万里文書 2 賀来莊史料 78

(秀三注) 親父忠義の賞として筑後国内の地を預く。親父は賀来民部丞ならむ。

「親父戦死忠儀、寔無・比類候、為其賞、筑後国之内四町分睥付在別紙 事預置候、可有知行候、恐々勤言、

九月十四日 義鑑 (花押)

賀来右衛門大輔殿 』

1536 民部丞 賀来民部丞

天文五年七月二日 大友義鑑知行預状

増補訂正編年大友史料 17-13

柞原八幡宮文書 173

大友家文書録 888 賀来莊史料 76

(秀三注) 筑後国竹野郡松門寺之内五町等を賀来民部丞に預け置く。

「筑後国竹野郡松門寺之内五丁・三井郡吉武之内六町分坏付在別紙 之事、預置候、可有知行候、恐々勤言、

(天文五年) 七月二日 (大友) 義鑑 御判

賀来民部丞殿

1536 民部丞 賀来民部丞

天文五年七月三日 大友氏年寄連署奉書

増補訂正編年大友史料 17-14

柞原八幡宮文書 168

大友家文書録 888 賀来莊史料 77

(秀三注) 筑後国内の地を賀来民部丞に打渡さしむ。

「筑後国竹野郡松門寺之内五丁・三井郡吉武之内六町分之事、被宛行賀来民部丞訖、任御判之旨、嚴重可被打渡之由、依仰執達如件、

天文五年七月三日 (入田親廉) 丹後守 (花押)

(山下長就) 和泉守 (花押)

(田北親員) 大和守 (花押)

三原和泉守殿

豊饒美作入道殿

1536 紀伊守 賀来社正大宮司紀伊守

天文五～十一年 大友義鑑書状

大友家文書録 2-1191

増補訂正編年大友史料 18-479

(秀三注) 天文五～十一年頃の文書である。大友家文書録に左記の文書あり。

立花城の落居につき祝儀として音物を贈られたるを謝す。

大友家文書録に「義鑑因・筑前国立花城事、授書於賀来社正大宮司紀伊守、且遣兵守其城、云々、」とあり、立花城落城に付き、祝儀を由原宮に贈る。

「立花城属案中候、為祝儀腹卷一領・同毛甲一匁給候、悦喜候、猶重々可申候、恐々勤言、

六月朔日

義鑑 在判

正大宮司殿 』

1538 左京亮 賀来左京亮、大宮司

天文七年正月九日 由原宮造替覚書

柞原八幡宮文書 169、県史料 9-169

由原宮一部造替覚書案

大友松野文書 1-11 県史料 25-189

「一天文七年戊戌正月九日、宮師坊少納言盛栄・西坊与喧嘩仕出、於拜殿宮師被官一人
殺害候、少納言如内殿逃入候、則兩人共ニ国中を取払候、雖然宮師者、弟之宮内卿
存栄ニ被下候、拜殿口而被置造替候、西御門・東御門者殺害人死人出候之間、何
茂造替候、然者拜殿上棟、天文拾六年丁未十一月十四日ニ候、御屋形様御社参候、御供
之人数、臼杵四郎左衛門尉・寒田左衛門太夫・串村三郎三人也、(口はやがて)

一御幣之役、寒田左衛門太夫ニ香童子是を渡す、

一御太刀之役、賀来左京亮番匠ニ是を渡す、

一御白幣之役、田尻左近将監ニ番匠を渡す、被請取御前 義鑑様へ被上申候、

一御馬之役、高山次郎左衛門尉、東之度にて御馬所ニ是を渡す、請取番匠ニ渡候、

一御一献之事、為・造宮奉行役是を勤む。御仕立。三番叟、御座敷弥勒寺、

一社家衆ニ仕立之事、同造宮役、□□大宮司其外社家人是を行ふ。

一御社参ハ式之御参、

一造宮奉行、竹田津佐渡守也、

1538 左京亮 賀来左京亮鑑重(柚原大宮司なる添え書き有り)

天文七年三月 入田親誠等連署願文

大友家文書録 2-932

増補訂正編年大友史料 17-137

(秀三注) 天文七年三月、大友義鑑、大内義隆と和を講ず。

大友家文書録に、次の記載に続き、入田親誠、賀来左京亮鑑重等連署願文を載せる。

「七年戊戌三月、大内義隆使遣・陶安房守隆房((等三人) 赴中筑前国秋月、義鑑亦遣田北大和
守親員(等三人) 談之、云々、之時豊後長臣清田兵庫頭等三十人願書連署、而祈
豊防和議平安於神、云々、」

「敬白、至御分国中 諸鎮守奉立願、千疋之御犬追物張行事、

右意趣者、大内家御当方倍以御無二之儀、筑前国御分領之事、如前々“為可被属^御

御案中、陶安房守・杉伯耆守・杉美作入道至秋月表下着之条、從爰元も田北親員・

山下長就・臼杵鑑統至彼境御発足、寔千秋万歳候、然者御対談時宜、聊無相違、

早速御成就之儀、奉仰各丹々精願書如件、

天文七年三月十八日

清田兵庫頭 鑑緒 在判

以下略

賀来 左京亮 鑑重 同

以下略

1538 左京亮 賀来左京亮鑑重

天文八年八月 犬追物手組事

大友家文書録 2-970 p119

増補訂正編年大友史料 17-235

(秀三注) 天文八年八月、犬追物の行事が行われた。大友家文書録に、次の記載がある。

「八月二十四日、義鑑、小笠原刑部少輔・小笠原澄長及家臣等行犬追物、」

「 犬追物手組事

小笠原刑部少輔殿十三疋 田北勘解由左衛門尉 十一疋

上野兵部少輔十三疋 以下略

野上中務少輔六疋

斎藤 新五郎十三疋

平井兵部少輔二疋

戸次左衛門大夫九疋

検見

喚次

臼杵三郎右衛門尉

賀来左京亮(鑑重)

天文八年八月廿四日 』

1539 大宮司 賀来社大宮司 平鑑綱

天文八年十二月二十七日 文書? 増補訂正編年大友史料 17-287 柞原八幡宮文書

(秀三注) 天文八年十二月二十七日 左衛門督某袖原宮賀来社大宮司平鑑綱に有職故実を伝授す。

(秀三註) この頃、賀来社大宮司に平氏がいたか?検討を要する。

「一 依位装束色之事 (以下略)

一 装束着様之事 口伝

一 同誘様 口伝

一 輿乗様之事 (以下略)

右条々、豊後国由原賀来社大宮司平鑑綱令相伝事、

天文八年十二月二十七日 左衛門督 (花押)

1540 神右衛門 賀来神右衛門尉 (豊前)

天文九年正月廿四日 小松藤広等連署状 増補訂正編年大友史料 17-289

小山田文書 127-9

(秀三注) 天文九年正月廿四日、賀来永松等連署、宇佐宮二の御殿始めの時の御精米二石の正送状は重ねて進ずべく、古米の増米六斗を只今使者え渡し進ずる旨、大大工小山田氏に報告した。

「式御殿御始之時、御精米式石輿蔵宦米 正送状之事、以永鶴朝景加判、重而可被進、依古米之増米六斗、唯今御使へ所渡進、如件、

天文九年正月廿四日 賀来神右衛門尉 景縁 (花押)

小松 若桜守 藤広 (花押)

大々工殿 』

1540 中務丞 賀来中務丞

天文九年七月廿五日 佐田朝景書状 増補訂正編年大友史料 17-287、永弘文書 2107

(秀三注) 天文九年(1540)七月廿五日、佐田朝景、宇佐宮下宮竈殿の上葺々替の必要を認め、

近日実地調査のため賀来中務丞を宇佐宮に差遣し検査せしむる旨を、番長大夫永松氏に通報し、造作を要する個所品々等を注進せしむ。

「返々御放生会御執行之由候、目出候、此内に急度可申候間、御調肝要候、当社御竈殿御上葺之事、破壊候之間、原葺之由、従当職蒙仰候、彼上葺永立之儀候間、無^ゞ余儀存候条、近日可申付覚悟候、仍為檢知之、賀来中務丞下進之間、有御社参而□□之次第、懇に以御注文並御報、可承候、彼入目等、以御公物、被仰付儀候間、為注進候、恐々勤言、

七月廿五日 (佐田) 朝景 (花押)

番長大夫殿□□□ 」

1540? 大宮司 雄城台

天文九年頃 八月十三日大友義鑑書状 大友松野文書 1-1、大分県史料 25-179

(秀三注) 山野雉法度を犯す者の交名を出さしむ。

「雄城台近辺、其方領内、山野雉法度事度々申候 倍調可被申付候、万一法式之上猥族候者、能々相究、以交名可承候、以其上一途可申出候、恐々勤言、

八月十三日 義鑑 (花押)

1540 惣地頭 賀来社惣地頭

天文九年?十一月十一日 大友義鑑書状 宮師文書 2-7、県史料 9-294

(秀三注) 由原宮末社の大破に就いて賀来社惣地頭の怠慢を責め、出府せしむ。

「由原末社及大破之由候、兎角不被申候、如何候哉、曲事候、従前々直勤候在所、造営奉行勤候所、銘々付注、各明日以出府可被申候、聊不可有油断之儀候、恐々勤言、

十一月十一日 義鑑 (花押)

賀来社惣地頭殿

造営奉行殿

宮師御坊 」

1541 賀来左京亮

五月十七日 義鑑書状 増補訂正編年大友史料 18-474

当社旧記以賀来左京亮、中村但馬守返遣能々可被請取置事專要候、尚竹田津佐渡守可申候恐々謹言

五月十七日 義鑑 (花押)

柚原宮師御坊

1541 紀伊守 賀来紀伊守

天文十年十二月十五日 大友義鑑書状 大友家文書録 2-1194 大分県史料 32

増補訂正編年大友史料 18-531

(秀三注) 天文十年、明国人巨鑑に乗じて大分神宮寺浦に来る。義鑑、唐人越度の科人成敗を賞し、同類を探索生寄せしむ。紀伊守は賀来社正大宮司なり。

「於方角唐人越度候、科人成敗祝着候、彼同類尋搜生害之儀、可被申付事肝要候、聊不可有緩之儀候、恐々勤言、

十二月十五日

義鑑 在判

賀来紀伊守殿 』

1542 賀来社正大宮司

天文十一年六月朔日 義鑑礼状 増補訂正編年大友史料 18-479

立花城属案中候為祝儀腹卷一両同毛甲一匁給候悦喜候猶重々可申候恐々謹言

六月朔日

義鑑 在判

賀来社正大宮司殿

1542 大宮司 賀来紀伊守か？

天文十一年？八月十三日 大友義鑑書状 増補訂正編年大友史料 18-503

史料編纂所蔵影写本柞原八幡宮文書

「雄城台近辺其方領内山野雑法度事、度々申候、倍稠可被”申付候、万一法式上之上猥族候者、能々相究、以交名一可書、以其上一途可申出候、恐々勤言、

八月十三日

義鑑 (花押)

賀来社大宮司殿 』

(稠 しげく．おおく)

1542 五郎太郎 賀来五郎太郎

天文十一年？九月廿九日 大友義鑑知行預状 大友家文書録 2-1158

増補訂正編年大友史料 18-518

(秀三注) 田北日く、左の向文書は、大分県高田村字丸亀向井頼母氏家伝の文書なり。この家の文書は、眉に唾して読むべきなり、と。大友家文書録日く、向弥三郎は中務丞に改む。

「高田庄之内、賀来五郎太郎跡之内、拾貫分坪付在別証 之事、預置候、可有知行候、恐々勤言、

九月廿九日

義鑑 在判

向弥三郎殿」

1550 二階崩れ

天文十九年二月 (田北氏註) 増補訂正編年大友史料 18-p185,19-p2

(秀三注) 天文十九年二月二日夜、大友二階崩れの凶変あり。義鑑重傷を被り二月十二日死。

この事件の時の入田丹後守は入田親廉または其の子親誠ならむ。

1550 二階崩 天文十九年 大友二階崩騒動記 大友家文書録 4-2437

「天文十九年庚成年

義鑑子息三人あり、三馮塩市丸を甚愛す、或時嫡男満湯治、豊後国別府浜脇と云所え赴く、其の

留守に義鑑家老の斎藤播磨守・小佐井大和守・津久見美作守・田口蔵人佐を招きて日、義釵を廢して塩市丸を家督とすべき由と云々、四人の者不肯して退く、義鑑怒之て、斎藤・小佐井を誅す、津久見・田口謀反して、館の裏の門より駆入、至二階間塩市丸を津久見害す、室家をば田口害し、息女二人其外侍女数輩切殺し、楞の間へ切って出づ、義鑑抜打刀立向ふ、津久見打合せて義鑑を疵つく、近習の輩津久見・田口を討留畢、義鑑は被深手、明後日天文十九年庚戌二月 日逝去也、謂之二階崩國中騒動す、義鎮於浜脇聞之て急ぎ立石に至る、入田丹後守親誠初より室家に頼まれて塩市丸を馳走せし間、此時謀趣露頭す、義鎮立石に於て戸次伯耆守鑑連・斎藤兵部少輔鎮実に仰て入田を誅せしむ、入田府内を出帆して肥後国へ到て、冀阿蘇惟豊を頼む、惟豊其暴逆を憎で入田を討て、首を義鎮に献ず、於是、國中静謐す、義鎮は二月廿日に館へ入て続家督、

1550 二階崩

天文十九年二月十日 大友二階崩れ 増補訂正編年大友史料別巻上

(秀三注)「大友二階崩れ」は大友家文書録の外、大友興廃記、豊筑乱記、両豊記、筑前琵琶にも語り継がれている。

「大友二階崩れの乱劇は、天文十九年二月十日の夜、豊後府内上野原の大友館で行はれた。この乱劇で、大友第二十代の当主義鑑が、深手を負ひ、十二日に四十九歳を一期として、敢無き横死を遂げた。又義鑑の室、息子塩市丸は、その場において兇刃にたほれ、逆臣津久見美作守、田口新蔵人等も、誅伐せられ、府内はもとより、大友領内、上を下への大騒動をした事変である。この乱をきっかけに、菊池義武が肥後で乱を起し、大友に謀反し、遂に義鎮の肥後征伐にまで、事件が拡大した。

大友二階崩れの直接の原因は、父義鑑が其の嫡子義釵をきらって、庶子塩市丸を家督に立てんとした事にある。義鑑は五郎義鎮の乱暴な性質を嫌い、側室に出来た塩市丸を愛し、これに家督を相続させようと計画したためである。」

1550 中務少輔 賀来中務少輔

天文十九年?五月廿六日 大友義鑑書状 熊本県田尻文書、新選事蹟通考 26
増補訂正編年大友史料 19-169

(秀三注)天文十九年八月、義鎮は小原鑑元佐伯惟教を將として、菊池義武を肥後に攻む、義武防ぎえず、隈本城を出て、嶽村に走り田尻駿河が家に匿る。大友軍大挙して襲い、義武は島原に逃げる。田尻は大友の配下となる。十二月十二日、牛島彦五郎俊政は三郎左衛門の名を、又田尻善左衛門は駿河守の名を所望し、義鎮より許可を得ている。

「一大友殿より牛島三郎左衛門に給る御状、
「其国寄之衆、内々申旨候之条、不図賀来中務少輔差遣候、此節於励忠儀・者、一段覚 満足候、恐々勤言、

(天文二十年) 五月廿六日 義鎮 御判

(右之御状河内村に有り。他に壺通右同文体に而、田尻掃部介助、同善左衛門、同伊賀守、以上三人にあたりたる御状嶽村に有り。)

「同文、

五月二十三日

義鎮 御判

田尻掃部介

同 善左衛

同 伊豆守 』

1550 八房丸 賀来地頭民部少輔次男八房丸

元和六年頃 賀来社宮師跡由来書 柞原八幡宮文書 219、賀来莊史料 99

「1620 宮師由来 参照、1550 年頃、民部少輔に男子二人出来、次男を八房丸と号す」

1550 賀来社大宮司

天文二十年 大友義鎮書状

山口賀来家文書

肥後国詫摩郡之内竹崎刑部左衛門尉跡 笛田大明神領拾貳町分事、為社職預置之候、可有知行候。

恐々謹言、

六月十三日

義鎮 (花押)

賀来社 大宮司殿

1550 連署奉書

天文二十年 大友氏加判衆連署奉書

肥後国詫摩郡之内竹崎刑部左衛門尉跡 笛田大明神領拾貳町分事、被宛行賀来社大宮司鑑綱訖、

任 御判之旨、嚴重可被打渡之由、依仰執達如件。

天文廿年六月十三日

前安房守 (花押)

遠江守 (花押)

越前守 (花押)

安房守 (花押)

大和守 (花押)

若狭守 (花押)

吉岡三河守殿

大津留常陸介殿

清田越後守殿

夏足民部少輔殿

清田遠江入道殿

志賀左馬助殿

田吹上総介殿

岐部能登守殿

*宛所の諸氏は檢使。

1551 田尻文書 加来丹波守、伊豆守、治部少輔、弾正忠

天文廿年?十二月廿五日 小原宗惟書状案

熊本県田尻文書 7. 肥後国志
増補訂正編年大友史料 19-206

「到河尻表殘党現形候、雖 7 難有指儀候気毎々無実所国候条、各不可有油断之儀候、万一敵於・相動は、於関城万事可被添御心候、各忠儀此時候、爰元よりも可有御発足之御覚悟候、志口真光寺田次上総介方到國中衆被差遣候、我等事急度可罷下之覚悟候、紀伊助山城守可申談 - - 候、頼入存候、恐々勤言、

十二月廿五日 (小原鑑元入道) 宗惟 書判
加来丹波守殿
緒方刑部少輔殿
賀来伊豆守殿
緒方民部少輔殿
賀来治部少輔殿
賀来弾正忠殿
田尻與左三郎殿

1551 賀来民部少輔、

天文廿年八月廿六日 大友義鎮知行預状 大友家文書録 2-1275 賀来文書 1-7
増補訂正編年大友史料 19-181
賀来莊史料 81

(秀三注) 天文十八年八月、義鎮、兵二万三千を率いて肥後に向かう。九月陶、大内を亡ぼし国を奪う。左記の大友家文書録の文書はこの戦後の報奨であろう。

大友家文書録に「八月二十六日、義鎮授領地於賀来民部少輔某□□、有書」

「肥後国飽田郡之内梶尾八町分(五町分三町分)同郡河尻庄之内渋江老町八段分事、預置候、可有知行候、恐々勤言、

八月廿六日 義鎮 在判
賀来民部少輔殿」

1551 弾正忠 加来丹波守、伊豆守、治部少輔、弾正忠

天文廿年?十二月廿五日 小原宗惟書状案 熊本県田尻文書 7、肥後国志
増補訂正編年大友史料 19-206
新選事蹟通考 26-p406

「1551 田尻文書 参照」

1552 萩原氏 萩原氏出自 (豊前) 増補訂正編年大友史料 19-p255

(秀三注) 萩原氏の出自に関し、田北氏の記事あり。

豊前の萩原氏は、もと大分郡萩原村より出る。始め右京進大神朝臣房俊、罪を得て、豊後大分郡高田荘萩原村に配せらる。云々。応永中、美濃守房円に到りて、宇佐郡広山郷宮熊敷田二村の地頭職となる。宇佐郡三十六家の一つに萩原四郎兵衛あり。天正八年萩原山城守あり。尚、日本地名大辞典大分県の萩原村、及び宮熊・敷田村を見よ。

1552 民部少輔 賀来民部少輔

天文廿一年三月廿日 大友義釵知行預狀

大友家文書録 2-1276

増補訂正編年大友史料 19-239

(秀三注) 大友家文書録に次の記載あり、続いてこれに関連した文書を示す。

「二十日、義釵授一領地於永富弾正忠、作書、老臣臼杵前阿波守鑑続・田北大和守・山下遠江入道 I 長就 I …吉岡越前守長増・志賀安房守親守・雄城若狭守治景等連署、寄遵行狀於大津留常陸介長清・夏足民部少輔鑑秀・清田遠江入道宗道・志賀佐馬助守亶・清田越後守鑑裕・吉岡三河守某(打渡狀除三河守、載中務少輔鑑香、按同人而更名乎)、田吹上総介鑑富、且大津留長清等寄賀来民部領地打渡狀)」

(大友義鎮知行預狀、1276)

(秀三注) 肥後国飽田郡河尻庄内の地を預く。

「肥後国飽田郡河尻庄之内、御岳参詣田今村分拾貳町分事、預置候、可有知行候、恐々勤言。

三月廿日

義鎮 在判

永富弾正忠殿 』

1552 民部少輔 賀来民部少輔

天文廿一年三月廿日 大友氏年寄連署奉書

大友家文書録 2-1277

増補訂正編年大友史料 19-240

(秀三注) 肥後国飽田郡河尻庄内の地を永富弾正忠に打渡さしむ。

「肥後国飽田郡河尻庄之内、御岳参詣田今村分拾貳町分事、被宛”行永富弾正忠訖、任御判之旨、不殘段歩、嚴重可打渡之由、依仰執達如件、

| | | |
|-----------|-------------|----|
| 天文廿一年三月廿日 | (志賀 守) 前安房守 | 在判 |
| | (田北畿生) 大和守 | 同 |
| | (小原鑑允) 遠江守 | 同 |
| | (吉岡長増) 越前守 | 同 |
| | (臼杵) 安房守 | 同 |
| | 若狭守 | 同 |

大津留常陸介殿

夏足民部小輔殿

清田遠江入道殿

志賀 佐馬助殿

吉岡 三河守殿

田吹 上総介殿 』

1552 民部少輔 賀来民部少輔

天文廿一年三月廿日 大津留長清等連署打渡狀

大友家文書録 2-1278 賀来文書 1-8

増補訂正編年大友史料 19-241

(秀三注) 肥後国飽田郡内梶尾八町分等を賀来民部少輔に打渡す。

「肥後国飽田郡之内梶尾八町同郡河尻庄之内渋江壺町八段分之事、任御判御遵行之旨、嚴重打渡申所、如件、

天文廿一年三月貳拾日

| | |
|--------|----|
| 清田遠江入道 | 在判 |
| 夏足民部少輔 | 同 |
| 清田 越後守 | 同 |
| 田吹 上総介 | 同 |
| 志賀 佐馬介 | 同 |
| 佳岡中務少輔 | 同 |
| 大津留常陸介 | 同 |

賀来民部少輔殿 』

1552 民部少輔 賀来民部少輔、次男八房、賀来社地頭

天文廿一年五月八日 大友義鎮書状

宮師文書 2-17、 賀来莊史料 86
増補訂正編年大友史料 4-2423

(秀三注) 由原宮師一跡を承認す。 柞原八幡宮文書 177、大友家文書録 4-2423 参照。

「宮師一跡之事、可為祖母存分俣之由申候之处、寒田右京亮娘塩徳女与 賀来民部少輔 次男八房以妻愛連続之通承候、得其意候、然者灯油・同武射之御祭礼等、堅可被申付候、猶志賀伊賀入道・石墻大蔵少輔可申候、恐々勤言

五月八日

義鎮 (花押)

賀来社地頭殿 』

1552 中務少輔 加来中務少輔

天文廿一年五月八日 大友義鎮書状

田尻家所蔵文書 肥後国志
増補訂正編年大友史料 19-258
新選事蹟通考 26-p405

「其国寄之衆、内々申旨候条、不図加来中務少輔差遣候、此節於励忠儀は、一段覺満足入候、恐々勤言、

五月廿六日

義鎮 判

田尻掃部介との

同善左衛門との

同 伊豆守との 』

1552 大官司 賀来大官司

天文廿一年九月十三日 志賀親守書状

東京大学史料編纂所々蔵文書
増補訂正編年大友史料 19-291

「到・御遷宮之儀、預御懇札候、且令被見候、当時我等事養生気候条、在府候、長増

(I) 1 令相煩候、其上、鑑続(臼杵) 今程在府候、併於参庄者、各可申談候、尚期後音之時候、恐々勤言、

九月十三日

親守 (花押)

賀来大宮司御報 』

1552 佐田文書

佐田文書と出自

増補訂正編年大友史料 19-p159

(秀三注) 佐田文書は熊本県熊本市黒髪村大字坪井佐田長三郎蔵本、東京大学史料編纂所々蔵影写本による。田北氏の次の注記あり。

「佐田氏は豊前の守護宇都宮信房の後裔にして、宇佐郡佐田庄を本拠とする。大内氏豊前の守護となるに及び、佐田氏はその配下になる。弘治三年、大内氏滅びてより、大友氏の配下に属す。文禄二年五月、大友義統、朝鮮出征中に秀吉に領国を没収せらる。因って、佐田統綱、黒田長政に仕ふ。慶長五年十月、長政、豊前に転封せられ、細川忠興豊前を領す。ここに於て、佐田統綱、元和元年九月、忠興の家臣となる。統綱の嫡家宗琢、寛永九年に細川忠利に随い肥後に移り、百五十石を領す。尾立維孝氏の編纂する宇都宮文書は、この佐田文書と同一なり。」

1552 神九郎

賀来神九郎鎮秀

天文廿一年八月廿二日 大友義鎮名字状

増補訂正編年大友史料 19-280、281

大友家文書録 2-1282,1283

賀来文書 1-1.2、賀来荘史料 83,84

(秀三注) 大友家文書録に左記の注記と二通の文書あり、

廿二日、義鎮授字於賀来神九郎民部少輔子名鎮秀、有二書、

「大友義鎮名字状写」大友家文書録 2-1282、賀来文書 1-1

「名字之事、以別紙認進之候、恐々勤言、

八月廿二日

義鎮 在判

賀来神九郎殿 』

「大友家文書録写」大友家文書録 2-1283、賀来文書 1-2

「如冠 名字之事

大神鎮秀

天文廿一年八月廿二日 』

1552 八房

賀来八房

天文廿一年九月二日 長重等連署奉書案

増補訂正編年大友史料 19-287

宮師文書 1-24、賀来荘史料 87

東京大学史料編纂所々蔵文書

(秀三注) 宮師代替りにつき領内成敗に関して申し入れる。

「賀来殿進申一通案文」

「 就宮師代替、雖事新申事候、領内御成敗之続、以一書申入候、

一、宮師・宮迫・松木坊、彼三坊以一・番手陳夫一人馳走之事、

一、賀来庄点役之時、隔地頭可懃事、

一、礼儀錢之事、

一、領内御追討之時、妻子奴婢牛馬雜物等之事者、任前々之旨、可被成御存知候
家之事者、我々可存知仕候、

右之条々、為向後後室同然に申入候、同兩人加判被仕候、以”御分別可預御報
候、恐々勤言、

天文廿一年

八房

九月二日

鑑久 在判

長重 在判

賀来殿参御宿所 』

1552 地頭成敗

天文廿一年九月二日

鑑泰鑑満連署書状

東京大学史料編纂所々蔵文書

柞原八幡宮文書

増補訂正編年大友史料 19-288

「地頭成敗之趣、条々以一書蒙 候、得其意、御領内に聊爾人於有之者、早速蒙
仰申談、以閉目明白之時者、御一通之俛、罪科人妻子奴婢牛馬雜物等之事、可追捕仕候、家之
事者、從”其方可有御存知候、一通之旨相互不可有相違候、
恐々勤言、

九月二日

鑑満 (花押)

鑑泰 (花押)

由原宮師

御同宿御中 』

1552 紀伊守

賀来紀伊守

天文廿一年?三月廿三日

大友義鎮書状

柞原八幡宮文書 177、賀来荘史料 85

増補訂正編年大友史料 19-244

続増補訂正編年大友史料別巻

(秀三注) 由原宮師一跡につき後室と申談せしむ。宮師文書 2-17 大友家文書録 4-247 参照。
賀来庄の地頭賀来氏が、一時由原宮の宮司と成っていた。宮師の勢力が弱くなって、地頭のため
に宮の支配権を掌握されたものと見られる。

「就由原宮師一跡之儀、被申旨、得其意候、当時後室可為存分俛候、每事其方

以入魂、可然様可被申談候、猶志賀伊賀入道・石櫓大蔵少輔可申候、恐々勤言

三月廿三日

義鎮 (花押)

賀来紀伊守殿 』

1552 八房賀来

賀来民部少輔次男八房

天文廿一年頃

文書断簡

「 □□□□

大津留常陸介長清

寒田右京亮娘塩徳女与□□□

賀来民部少輔次男八房 』

1552 式部大輔 民部少輔次男式部大輔

寛永弍年(1625)霜月七日 加来氏家伝

肥後古記集覧 5-6

東京大学史料編纂所々蔵文書

「1625 加来家伝 参照 』

1555 周防守 賀来周防守

天文廿四年?二月廿日 大友義鎮書状 増補訂正編年大友史料 20-7、大友家文書録

(秀三注)宛名の人々は全部大分郡庄内方向の人々、「待屋」とは狩の時の用に供する家にて諸家の狩猟場に之を設けありたり。東庄内に大友家狩猟場あり、待屋奉行を任命した。

「至大龍待屋、近々可罷越候、待屋手垣并中宿之儀、役人奉行被申談、如前々、稠敷被申触、急度可被相調候、聊不可有油断候、恐々勤言、

二月廿日

義鎮 在判

橋爪次郎左衛門尉殿

大津留治部少輔 殿

橋爪 主税介 殿

田北 隠岐守 殿

賀来 周防守 殿

大津留 常陸介 殿

1556 紀伊守 賀来紀伊守

弘治二年五月五日 志賀親守等連署書状

佐田文書

増補訂正編年大友史料 20-96

(秀三注)左記文書中、不儀之仁とは、本莊新左衛門尉・佐伯惟教・小原鑑元入道宗惟・中村長直・賀来紀伊守等なり。大友摩下中の他姓の衆等が、山口の大内家の混乱、豊前の動乱に乗じて、頽勢を挽回せんとし、同紋衆に対抗して巻き返しを行えるものなるべし。明らかに派閥闘争の形跡あり。右連署者の氏姓別出自を見るに、雄城治景ただ一人が、他姓(大神)の衆にして、他の四名は大友の分家の者等なり。同紋衆をもって、大友家政治組織の中枢部を固めんとする傾向は、次第に強くなるを注意すべし。

「就不儀之仁、御成敗早速示預候趣、則令・被露候、被添心候次第、御祝着之由候、然者今度被討漏候者共、至・其国落行候者、堅固被申付、打捕御注進肝要之段、可申旨候、猶期来信候、恐々勤言、

(臼杵安房守) 鑑続 (花押)

(古岡越前守) 長増 (花押)

(田北大和守) 鑑生 (花押)

(雄城著桜守) 治景 (花押)

(志賀安房守) 親守 (花押)

佐田弾正忠（隆居）殿」

1556 紀伊守 賀来紀伊守

弘治二年

大友家文書録、増補訂正編年大友史料 20-102

(秀三注) 大友家文書録に、この年、佐伯惟教は伊予に退く云々、とあり、賀来紀伊守も四国に遁れたものと見られる。(先の氏姓の乱の時も、賀来氏は伊予に遁がれた)

「是年、佐伯惟教、有恨義鎮之事、卒男惟真等氏族家人、去柁牟礼城在州海部郡佐伯、退住伊予国、」

1556 紀伊守 賀来紀伊守

弘治二年十一月十九日

大友義鎮知行預状

大友家文書録 2-1417

増補訂正編年大友史料 20-149

(秀三注) 大友家文書録 1278 によれば、賀来民部少輔は肥後国飽田郡の地を預かっている。ここでは、ほぼ同じ地と見られる処が、賀来紀伊守跡として、没収されている。極めて紛らわしいが、紀伊守は正大宮司で地頭であり、民部少輔とは別人であろう。

「肥後国飽田郡河尻庄の内、賀来紀伊守跡、若宮修理亮八町八段分之事。預置候、可有知行候、恐々勤言、

十一月十九日

義鎮 在判

荒木中務丞殿」

1556 紀伊守 賀来紀伊守

弘治二年十一月十九日

大友義鎮知行預状

田北盛義氏文書

増補訂正編年大友史料 20-154

(秀三注) 没収された賀来紀伊守跡を、田北忠次郎に預けた。同様に、肥後玉名郡之内、小原鑑元跡は、文書 20-155 では田北伯耆守に与えている。

「今度不儀之仁、成敗之刻、勘解由左衛門尉以所被碎手被疵之候、忠貞感悦候、仍為其賞、直入郡郷之内、賀来紀伊介跡長迫五貫分事、預置候、可有・・知行候、恐々勤言、

十一月十九日

義鎮 (花押)

田北忠次郎殿」

1556 次郎 賀来次郎

弘治二年秋

宇佐郡三十六人衆着到

香下文書

両豊記

増補訂正編年大友史料 20-160

「大友氏幕下」

安心院五郎

松本主膳

深見壱岐守

斎藤駿河守

原口次郎

飯田主計正

高並主膳助

津房次郎

佐田弾正

副但馬守

香下出雲守

矢部伊勢守

大菌監物

廣崎対馬守

渡辺和泉守

上田稻葉守

是恒備前守

吉村弥六左衛門

都留右近

真加江太郎

相良主水

麻生撰津守

木内帯刀左衛門

赤尾式部少輔 佐野源右衛門 萩原四郎兵衛 時枝平大夫
荒木三河守 城井三郎兵衛 津々見源五郎 照山雅樂助
賀来次郎

1556 太郎跡 賀来太郎

弘治二年八月三日 大友義鎮所領寄進状写 大恩寺文書 1、大分県史料 26-232
(秀三注) 入田次倉名のうち、十五貫文を寄付す。

「入田次倉名之内、賀来太郎跡拾五貫分之事、寄付候、然者万雑諸点役等、可免許候、
弥毎事寺務不可有油断之状、仍如件、

弘治二年八月三日 源義鎮 (花押)
(宛名欠く)」

1556 紀伊介跡

(弘治二年) 十一月十九日 大友義鎮知行預状 田北文書 5、熊本県史料中世 4
「未完 賀来紀伊介跡 」 (義鎮花押 6)

1557 主計允 加来主計允

永禄元年? 卯月六日 鑑續書状 宇都宮文書枚 45
(秀三注) 尾立維孝曰、闕所は地頭職欠員の地を言う。

「就`当郡闕所之儀`前々之立栖承候。田北鑑生申合具達`上聞`候。爰元音繁多之条。重而取
合不`可`有`疎略`候。隆居先以可`然様御載判肝要候。猶加来主計允方可`被`申候
恐々勤言。

卯月六日 鑑 續 在判
佐 田 弾 正 忠 殿
御 報 』

1557 中務丞 賀来中務丞

弘治三年六月廿四日 大友家年寄連署状 佐田文書 194、熊本県史料中世 2
山田以下敵来襲の時隆居家中賀来中務丞鑑初仕(以下略)
佐田弾正忠殿 白杵鑑続他 花押

1557 賀来九郎

弘治三年? 七月十六日 大友義鎮書状 増補訂正編年大友史料 20-247
東京大学史料編纂所影写本

「炎天時分、長々在陣辛勞之儀察存候、雖 7 無`申迄候上、此節別而可被抽忠儀事肝要
候、必取静可顯`其志候、恐々勤言、

七月十六日 義鎮 (花押)
賀来九郎殿 』

1558 周防守 賀来周防守

永禄元年? 二月廿日 大友義鎮感状写 田北一六文書 13、県史料 25-453
(秀三注) 大龍待屋に狩りするを告げ、役人奉行衆に用意せしむ。花押は 1555-1562 年のもの。

「至大龍待屋近々可罷越候、待屋手垣並中宿之儀役人奉行被申談、如前々“稠敷被”
申触、急度可被相調候、聊不可有油断候、恐々勤言、

二月廿日

義鎮 (花押)

橋爪次郎左衛門尉殿
大津留 治部少輔殿
橋爪主税助殿
田喜多隱岐守殿
賀来周防守殿
大都留常陸介殿 』

1559 隆居分捕 賀来市助、中務丞、神三郎、備後守、善三郎 (房畑賀来氏)

永禄二年八月廿二日 佐田隆居分捕手負注文 佐田文書 204 宇都宮文書枚 52
増補訂正編年大友史料 20-438

(秀三注) 尾立維孝曰、西郷遠江守は仲津郡大村不動岳城主宇都宮興正也。

「永禄二年八月廿二日、於西部遠江守要害攻口、佐田弾正忠隆居人数分捕高名之次第、
着到銘々加被見畢、

頸一 平郡彦次郎 討之

(六行略)

石弓 賀来市助

矢疵一カ所 賀来中務丞

槍疵三ヶ所 賀来神三郎

(三行略)

槍疵二ヶ所 賀来備後守与従 又右衛門

槍疵一； 賀来善三郎与従 小次郎

槍疵一； 賀来市助与従 与太郎

矢疵一； 同人与従 中六

槍疵一； 賀来中務丞与従 新九郎

矢疵一； 同人与従 神三

(三行略)

以上 』

1559 隆居手負 賀来秀三郎、助六、賀来大蔵丞

永禄二年十月朔日 佐田隆居手負注文 佐田文書 207 熊本県史料中世 2p287
佐田隆居被官注文 増補訂正編年大友史料 20-474

宇都宮文書枚 53

(秀三注) 尾立維孝曰、五徳谷は香春岳城搦手に在り。この城は天慶三年藤原純友築きて、次男伊予次郎純年を置く。保元三年平清盛太宰大貳となり、香春岳城を築き、鬼ヶ岳城と名く。平治二年(1160)清盛帰京。緒方惟栄が子刑部丞惟時治承元年まで守る。建久中より宇都

宮信房の支配に属す。云々。

「佐田弾正忠隆居被官、於田川郡五徳小屋、当石衆。

注文 永禄式十ノ朔。

| | |
|-------|-------|
| 永松宮内丞 | 賀来秀三郎 |
| 徳光治部丞 | 賀来助六 |
| 新兵衛 | 六郎兵衛 |
| 弥四郎 | 与四郎 |

以上

十月朔日 隆居 (花押)

田原殿 (田原民部大輔親賢) 」

* 宇都宮文書には「田原殿」とあり、裏面に

「於・田川五徳小屋被打石衆注文。(花押) 田原蔵賢」 とある。

1559 賀来市助 賀来市助、中務丞、神三郎、善三郎 (房畑賀来氏)

永禄二年八月廿二日 佐田隆居分捕手負注文 佐田文書 204

増補訂正編年大友史料 20-438

「 1559 隆居分捕 参照、石弓 賀来市助」

1559 中務丞 賀来市助、中務丞、神三郎、善三郎 (房畑賀来氏)

永禄二年八月廿二日 佐田隆居分捕手負注文 佐田文書 204

増補訂正編年大友史料 20-438

「1559 隆居分捕 参照、矢疵一カ所 賀来中務丞」

1559 善三郎 賀来善三郎、備後守、市助 (房畑賀来氏)

永禄二年八月廿二日 佐田隆居分捕手負注文 佐田文書 204 増補訂正編年大友史料 20-104

「1559 隆居分捕 参照」

1559 神三郎 賀来市助、中務丞、神三郎、善三郎 (房畑賀来氏)

永禄二年八月廿二日 佐田隆居分捕手負注文 佐田文書 204 増補訂正編年大友史料 20-104

「1559 隆居分捕 参照、鏝疵三ヶ所 賀来神三郎」

1559 備後守 賀来善三郎、備後守、市助 (房畑賀来氏)

永禄二年八月廿二日

佐田隆居分捕手負注文 佐田文書 204

増補訂正編年大友史料 20-438

「1559 隆居分捕 参照」

1559 秀三郎 賀来秀三郎、助六、賀来大蔵丞 (房畑賀来氏)

永禄二年十月朔日 佐田隆居手負注文 佐田文書 207 熊本県史料中世 2p287

佐田隆居被官注文 増補訂正編年大友史料 20-474

「1559 隆居手負 参照」

1559 賀来助六 賀来秀三郎、助六、賀来大蔵丞 (房畑賀来氏)

永禄二年十月朔日 佐田隆居手負注文 佐田文書 207 熊本県史料中世 2p287
佐田隆居被官注文 増補訂正編年大友史料 20-474

「1559 隆居手負 参照」

1559 大蔵丞 賀来秀三郎、助六、賀来大蔵丞 (房畑賀来氏)

永禄二年十月朔日 佐田隆居手負注文 佐田文書 207 熊本県史料中世 2p287
佐田隆居被官注文 増補訂正編年大友史料 20-474

1560 賀来九郎

永禄三年頃 七月十六日 大友義鎮書状 大友松野文書 1-7、県史料 25-185

(秀三注) 炎天下の在陣の勞を賞す。花押により 1555 年-1562 年のもの。

「炎天時分長々在陣、辛勞之儀察存候、雖無申迄候上、此説別而可被抽忠儀事要候、必取静可顯其志候、恐々勤言、

七月十六日 義鎮 (花押)

賀来九郎殿」

1560 年中行事 大宮司賀来氏、賀来社地頭

永禄の頃 武家年中行事 大友年中行事記、速見郡史、大友興廢記

「元日朝四ツ時御家門之大名衆諸職役之歴々御礼始也、云々、御屋形御小書院に着せ給へば、御同紋六十二家、国衆三十七家、諸氏百五十家の内より御由緒之衆一人宛御太刀目録にて御敷居の外一疊目にて披露、四疊目にて御礼、御盃三方にて頂戴、御肴被下直に持て退也、云々、二日は諸大名諸職司の惣領衆並御紋付呉服拝領楛以上の御礼也、三日は由原八幡宮の大宮司賀来氏、祇園社の祝所日野氏、若宮八幡の大宮司高山氏、奈多八幡宮大宮司奈多氏に及御分国中の神人大麻を捧て御礼申し上る也、云々、十四日由原八幡宮の大宮司並祠官各登城、白馬頭花献上す、馬は禁中の白馬の宴を表す、頭花は紙を丸く切て萩の末に付る也、

[条々

- 一 賀来之社造営之事
- 一 京都御一礼之事
- 一 國中道作之事

以上

正月十六日

御老中 各連判

賀来社地頭殿 植田社追捕使殿

笠和郷政所殿 高田政所殿

野津院政所殿」

此五ヶ所へ御意の御文体は道作に付てとの儀共老中の訶にて書出し、其後五人御前に伺ひ御盃被下惣て老中の書出しは奉書と云、云々、(以下略)」

1561 但馬守 賀来但馬守

永禄四年二月四日 糸永幸輔等連署状 長谷雄文書、増補訂正編年大友史料 21-72

(秀三注) この連署者は田原親賢入道紹忍の家臣なり。

「永松治部丞殿」

「 坪付

一所 壹丁 築城郡拾丁弁分之内 賀来但馬守

カマフチノ上

一所 弍反十五代 金吉之内 同人

トキワ

一所 弍反 鬼河原源二郎

サクラキ

一所 壹反 善三郎、三郎右衛門

同

一所 弍反 久恒藏人佐

トキワ

一所 壹反廿代

少くら

一所 弍反

右田数弍丁壹反廿五代

永禄四年辛酉二月日

糸永但馬守 幸輔 (花押)

有永河内守 資辰 (花押)

竹田津萬作守 栄元

阿部宮内少輔 房清 (花押)

清成山城守 資房 (花押)

永松治部丞殿 』

1561 豊前賀来氏

永禄四年

毛利家文書

大友家文書録

増補訂正編年大友史料 21-56

(秀三注) 毛利家文書に、この頃香春岳の記事あり、おそらく毛利元就に応じた豊前賀来氏の事であらう。大友家文書録につぎの記事あり。

「是年、豊前州士有賀具氏者、叛義鎮、聚同族千余人、據香春岳城、義鎮、使田原近江守親賢、將三国東速見二郡兵、討平之、」(按賀具氏叛、恐応元就者乎)

1561 和泉守 賀来和泉守 (豊前)

永禄四年三月二日

吉岡長増書状

増補訂正編年大友史料 21-84

佐田文書 224

「前至。仲尾郷同築地村悪党乱入之处、則被懸付、被討果之段、注進之趣、具令・被露候、御感深重之通、以御書被御遣候、珍重候、殊去重々有乘陣、堅固之才覚、無”油断之由承候之辻、銘々

達上聞候条、御祝着不斜候、方角衆被 相違、弥可被励御忠儀事肝要候、爰元勢衆出張之儀、堅被仰付候之儀、諸勢於著陣者、悪党御退治不可有程候、可御心安候へ兼又、時枝兵部少輔（隆令）、内尾治部丞（久重）・秣備前守・賀来和泉守・福島安芸守（長久）、別而馳走之次第、

就中分、捕虜同被疵衆中、以着到承候之条、具備上覧一候、必追而一段可被賀之 由、先以隆居迄可申旨候、為御存知候、猶期来喜省略候、恐々勤言、

三月二日 吉岡 長増 (花押)

佐田弾正忠殿 御報 』

1561 鑑綱他 賀来鑑綱、大宮司宮千代

永禄四年閏三月廿八日 大友義鎮安堵状案 柞原八幡宮文書 185、賀来荘史料 90
増補訂正編年大友史料 21-98

(秀三注) 父掃部頭鑑綱一跡を宮千代丸に安堵す。辻は道筋の意。藤左衛門は肥後細川藩士で、賀来統久の後なり。家系調査の形跡がある。

「親父掃部頭一跡之事、賀来社大宮司職、同本下用並進官物以下、親治・義鑑以御判之辻、任相続之旨、領掌、不可有相違候、恐々勤言、

閏三月廿八日 義鎮 在御判

賀来社

大宮司宮千代殿 』 (御証判所持賀来藤左衛門(黒印))

1561 宮千代 賀来鑑綱、大宮司宮千代

永禄四年閏三月廿八日 大友義鎮安堵状案 柞原八幡宮文書 185・賀来荘史料 90
増補訂正編年大友史料 21-98

「1561 鑑綱他 参照 父掃部頭鑑綱一跡を宮千代丸に安堵す。」

1561 賀来松寿

永禄四年 佐田隆居知行宛行状 佐田文書

豊前国築城郡光重内居宅江御加扶持分事

壱町 賀来松寿猶是

1565 隆居手負 賀来采女佐、弥右衛門尉 (房畑賀来氏)

永禄八年八月十四日 佐田隆居手負注文 佐田文書 250 宇都宮文書枚 67
佐田隆居被疵注文 増補訂正編年大友史料 21-415

(秀三注) 永禄八年八月、義鎮は長野筑後守成敗の戦をした。佐田氏からの被疵報告である。

「上進案

八月十三日於長野城被疵人数事

| | |
|-------------|----------|
| 賀来弥右衛門尉 | 手火矢疵、右の股 |
| 永松弥八郎 | 同 、左の膝 |
| 平野惣左衛門尉 | 同 、膝の左右 |
| 中間 清 三 | 手火矢疵、左の脚 |
| 加来采女佑下人 源五郎 | 同 腹 |

同 弥七 同 左の手

(以下七人略)

以上

(永禄八年) 八月十四日

(佐田薩摩守) 隆居

田原殿

1565 采女佐 賀来采女佐、弥右衛門尉

(房畑賀来氏)

永禄八年八月十四日

佐田隆居手負注文

佐田文書 250

佐田隆居被疵注文

増補訂正編年大友史料 21-415

「

1566 円成寺 志料

永禄九年? 卯月五日

大友宗麟書状

屋形米二郎氏文書

増補訂正編年大友史料 22-23

(秀三注) 円成寺は大分郡賀来村にあり、賀来庄賀来氏の菩提寺であった。豊後国志卷四に、「円成寺云々」とあり、享禄三年の氏姓の乱で焼失したが、永禄六年七月より再建が始まった。

「松山之儀、従向地重々可被誘之通風聞候、於事实者、可為敵案之条、急度可割捨之段、至・其表衆申付候、田原近江守被申談、乍・辛勞別而馳走肝要候猶円成寺申含候、恐々勤言、

卯月五日

宗麟 (花押)

屋形掃部助殿」

1569 宮内丞 賀来宮内丞

永禄十二年八月廿九日

大友宗麟手負注文一見状

大友家文書録 2-1551

増補訂正編年大友史料 22-451

(秀三注) 田川郡香春岳麓の干飯村における田原親宏一族郎党の軍忠に一見を加えた。

賀来宮内丞は田原親宏の郎党であったか。大友田原氏系図の十五代親宏の系譜にもあり。

「二十九日、豊前田川郡香春岳麓星井村役、田原親宏有戦功、宗麟加”袖判於其註文、此役未詳事故敵名等、

大友 宗麟 袖判

永禄十二年八月廿九日、於・田川郡香春岳麓干飯村、田原常陸介親宏人数、或分捕高名、或被疵、着到銘々加被見畢、

頸一 名字不知 後藤弥右衛門尉

頸一 賀来宮内丞

1569 三郎右衛門尉

永禄十二年十月

田原親宏被官分捕手負人数注文

大友家文書 2-1554

増補訂正編年大友史料 22-p220

(秀三注) 下記大友家文書録以外に、田原氏系図中親宏の系譜にもほぼ同様な記載あり。

[是月九日、田原親宏戦一於豊前国規矩郡東小倉及小田村・備前守宅所鳥羽田村、有功、親宏兵溝部右衛門尉斬・一小田村兵庫允、且被△創右股碓、云々 亦共獲一首級、被創者、

賀来三郎右衛門尉、重光右馬助 j、(以下十名省略)、十三日、親宏呈一其著到于浦上左京入道、告之宗麟

「 令被見畢

宗麟乃加・一袖判、 」

(大友宗麟)

袖判

永祿十二年十月九日、規矩郡東小倉並於小田村・備前守宅所鳥羽田村、或分捕、或被疵人数注文、

頭一 小田村兵庫允

溝部右衛門尉討取之一

頭一 名字不知

森新四郎討取之、

(以下略)

手負

溝部右衛門尉 矢疵右之股

賀来三郎右衛門尉 同疵右之足

重光右馬助 同疵左脚

成安右馬允 手火矢疵頸

(以下九名略)

以上、 」

1569 三郎右衛門尉 賀来三郎右衛門尉

永祿十二年十月 田原親宏被官分捕手負人数注文

大友家文書録 2-1554

増補訂正編年大友史料 22-p2220

(秀三注) 下記大友家文書録以外に、田原氏系図中親宏の系譜にもほぼ同様な記載あり。

[是月九日、田原親宏戰於豊前国規矩郡東小倉及小田村・備前守宅所鳥羽田村、有功、親宏兵溝部右衛門尉斬小田村兵庫允、且被^レ創右股、云々 亦共獲首級、被創者、賀来三郎右衛門尉、重光右馬助、(以下十名省略)、十三日、親宏呈一其著到于浦上左京入道、告之宗麟

宗麟乃加・一袖判、 」

「 令被見畢 (大友宗麟) 袖判

永祿十二年十月九日、規矩郡東小倉並於小田村・備前守宅所鳥羽田村、或分捕、或被疵人数注文、

頭一 小田村兵庫允

溝部右衛門尉討取之一

頭一 名字不知

森新四郎討取之、

(以下三行略)

手負

溝部右衛門尉 矢疵右之股

賀来三郎右衛門尉 同疵右之足

重光右馬助 同疵左脚

成安右馬允 手火矢疵頸

「以下 九名略)

以上、 」

十月十三日

田原常陸介親宏 在判

浦上佐京入道殿 』

1569 田原親宏 加来宮内、三郎右衛門、和泉 (豊前)
永禄十二年 第十五代田原親宏系譜 大友田原系図杵築入江千代子氏家蔵本
増補訂正編年大友史料 32

「親宏 常陸介

○永禄十二年八月二十九日、於豊前田川郡香春岳麓子飯村、令合戦之時、親宏之人数高名或被誦者、云々、頰一、加来宮内討捕之、云々 (大友宗麟手負注文一見状)

○永禄十二年十月九日、豊前国規矩郡東小倉並於小田村備前守宅所鳥羽田村、親宏之手者分捕或被誦者、云々、加来三郎右衛門右足失& 云々 (田原親宏被官分捕手負人数注文)

○攻於西郷遠江守要害抽武功、手者今戦死、或被瀉訖、城井大蔵並恵良備前、荒卷右馬介、別府石見、荒卷新左衛門、賀来和泉也、」

1570 宮師豪栄 賀来地頭民部少輔、八房丸、豪栄
賀来社宮師跡由来書 榨原八幡宮文書 219、賀来莊史料 99

「 1620 宮師由来 参照 1570 頃、八房丸を養育し、出家を遂られ、宮師豪栄と称す」

1570 賀来四郎 (豊前)
永禄十三年卯月廿三日 寄揆被官着到注文 吉弘鎮整氏文書
増補訂正編年大友史料 23-65

「袖判 (大友宗麟)

永禄十三年卯月廿三日、於一肥前国佐賀表原村、防戦之砌、吉弘伊予守鑑理寄揆被官被疵人数着到銘々加. 被見畢、

寄揆 右田三介 手火矢疵

寄揆 賀来四郎 同

古間 備後守 以下省略

諸田五兵衛尉

千 徳 坊

丸小野左馬助

都甲帶刀允

諸田雅樂助

屋田監物允

藺木新三郎

鶴成主計允

1571? 地頭 (民部少輔?)

元龜二年? 卯月十六日 大友宗麟書状 榨原八幡宮文書 191

「由原造當之事、無油断可被申進事肝要候、神慮第一之儀候条、宮師三香童子、其外至”社家中、神事祭礼等、任” 往古之旨堅固可被申付候、自然背地頭` 内訴之人等雖有之、至鑑林可申談候、所詮社方之儀、対地頭` 以入魂承候者、毎事可申合候、為存知候、恐々勤言、

卯月十六日

宗麟 (花押)

一万田民部少輔殿」

1571 豪栄 宮師豪栄 (八房丸)

元龜二年五月十二日 由原宮造宮雜物注文

柞原八幡宮文書 190

宮師素栄註進状

大分宮師文書 2、県史料 9-249

(秀三注) 造宮及び遷宮に関する雑事を指示す。宮師文書同文。

「(首部欠) 云々、小原方御被コモ、大辰二枚・小原二枚・一夜加用宮師一人・造宮奉行一人・正御馬一人、一夜加用事、大応寺一人・正御馬右馬亮殿一人・宮師次郎左衛門尉殿一人、造宮奉行方供奉人数之事、国方社家方皆同也、地頭賀来諸給人、御留守番之御幸道之間七里也、車引程領主口被仰候也、

元龜二年辛未五月十二日

宮師豪栄 (花押)

1571 豪栄 宮師豪栄

元龜二年九月 日 宮師豪栄書状

大分宮師文書 3、県史料 9-250

「元龜二年辛未九月 日 註之候也、

就当社御造替幸野山稜御行幸之事、

一所々催促之事、御奉書申請候、九月八日相調也、

先惣力ヲ以道作、其外神役以下之事、宮師・大宮司・造宮奉行・地頭連署ヲ以催促候也、

次陣道・鎰取・宮掌・御奉書”持、小原名。大辰名諸給人中江催促申也、御殿御供屋・舞殿御供米相調候て、九月廿六日御行幸可有候之处、为上意霜月まで延引候、十一月四日御幸なり申候、御とも道行次第放生会のことく也、此度者御奉行三人也、田吹家智・挟間掃部助・石合宮内允也、幸野方ヨリ燈明を不参候ま下神人等皆家二火付候

也、今以後等燈明馳走候者、狼藉不可有候矣。

宮師

豪栄 (花押)」

1572 宮師豪栄 豪栄

元龜三年五月十二日 由原宮造宮雜物注文

柞原八幡宮文書 190、賀来莊史料 92

宮師素栄註進状

宮師文書 2-2 大分県史料 9-246

(秀三注) 由原宮造宮及び遷宮に関する雑事を指令す。

「(首部継目より破損) □□一帖・宮師一帖・権宮師一帖・東光坊供僧一老・其他□□社家一色宛配分之、

御殿三間大辰・小原名造進之、善神王殿御在所一、小原役、是ハ舞殿也、ヲシ卷四帖、兩小原方、大辰三帖、舞殿藤薦事、小原四枚・大辰四枚・祝コモ一枚、小原方御供米内、稜三升三合、土器二一升、手水桶・手水・手洗御殿小原方、手水桶・手水・手洗御供屋、大辰御杖、折敷五枚・大辰六枚、小原方御稜コモ・大辰二枚・小原二枚、一夜加用宮師一人・造宮奉行一人・正御馬一人、一夜加用事、大応寺一人・正御馬右馬亮殿一人・宮師次郎左衛門尉殿一人、造宮奉行方供奉人数之事、国方社家方皆同也、地頭賀来諸給人、御留守御番之御幸道之間七里也、車引程領主口

被仰候也。

元龜三年辛酉五月十二日

宮師 豪栄 (花押)」

1572 大宮司

元龜三年三月廿三日 老臣連署書状

大友家文書録

増補訂正編年大友史料 23-164

「大友家文書録」に、(元龜三年)三月、宗麟、因・来年賀来社大神宝事、使老臣等作書、
「就来年当社大神宝会、買物費用等之事、任先々之旨、被遂催促、早々、至商買人、可被申与之
由、依仰執達如件、

元龜三年三月廿三日

(志賀親度) 安房守 在判

(吉岡長増) 越前入道 在判

(臼杵鑑速) 越中守 在判

(佐伯惟教) 紀伊介 在判

賀来社 大宮司殿

宮師御房

1573 孫五郎 賀来孫五郎

元龜四年十二月廿一日

鳥羽紹佐等請取状

詫磨文書

増補訂正編年大友史料 23-232

「(頭部切断)

御段米一段別 米六升 通事、

□□□□五段内、三町三段廿歩、米 一石九斗八升三舍 賀来孫五郎

十五町内、 四町五十歩分米、二石四斗八合 詫磨分

□□□□□内、二町分、米一石二斗 蔦野分

右之前、請取所、如件、

元龜四年十二月廿一日

臼杵新介入道

紹册 (判)

古庄能登守

鑑秀 (花押)

鳥羽平兵衛入道

紹佐 (花押)

大神図書介殿

中村式部丞殿

1575 宮師注文 賀来防州入道、宮師豪栄

天正三年三月十五日

宮師豪栄木屋入座居次第注文

宮師文書 8。県史料 9-255

増補訂正編年大友史料 23-316

(秀三注) 年月日を中心に左右対象に書いた文であるが、左記のごとく略記した。

「

| | | |
|-----------|---|-----------------|
| 右 | 天 | 左 |
| | 正 | |
| 真光寺寿源法師 | 三 | 宮師 |
| 作事奉行 | 年 | |
| 実相寺宗稔 | 乙 | 権大宮司「当時正大宮司さしあい |
| 造営奉行 | 亥 | |
| 一万田民部少輔 | 三 | 香林房 |
| 作事奉行、地顛 | 月 | |
| 市川惣左衛門尉入道 | 十 | 一老 |
| | 五 | |
| 社奉行名代 | 日 | 三香童子 |
| 賀来防州入道 | 木 | |
| 作事奉行 | 屋 | 弁官 |
| 大工 | 入 | |
| | 祝 | 御馬所 |
| 引頭 | 式 | |
| | 之 | 陣道 |
| 惣大工 | 時 | 益取 |
| | 座 | 執当 |
| 仕手 | 居 | 土器 |
| | 次 | 小手ぬり |
| | 第 | |
| (以下略) | 也 | |

記之
宮師豪栄 (花押)

1575 知行目録 左衛門尉、兵部丞、和泉守、九郎、与一、藤次郎、又次郎
新五郎、弥太郎、弥左衛門尉

天正三～七年 山上衆知行目録写 内田文書、熊本県史料中世 2p18p23

「 山上衆知行目録写 「大友義統 花押4)

| | | |
|----------|--------|--------|
| 飽田郡飛田之内 | 一所三町 | 賀来左衛門尉 |
| 飽田郡すやその | 一所二町 | 賀来兵部丞 |
| 飽田郡飛田之内 | 一所七段 | 同人 |
| 飽田郡津野久之内 | 一所一町 | 同人 |
| 飽田郡扇迫 | 一所二町五段 | 同人 |
| 無足衆 | 賀来和泉守 | 賀来又次郎 |
| | 賀来九郎 | 賀来新五郎 |

賀来与一 賀来弥太郎
賀来藤次郎 賀来弥左衛門尉

(以上賀来氏合十人) 」

1575 重家大蔵 惟秀、重家(大蔵)、真直、重泰、重記(宗師) (房畑賀来氏)
嘉永七年(1854)六月 賀来宗師墓碑 佐田郷土史
参照、1575 頃、惟秀四世孫重家大蔵」

1578 大宮司

天正六年三月九日 大友義統書状 大友松野文書 1-10、県史料 25-188
(秀三注) 天正六年島津と戦を始む(耳川戦)。進発の立願に太刀一腰を由原宮に奉納す。
花押は 1575-1579 のもの。これにより六年と推定す。

「就進発、為一立願太刀一腰・馬一疋、令進宮候、弥可被励武運長久之懇祈事、
可為祝著候、賀事、恐々勤言、

三月九日 義統 (花押)
賀来社
大宮司殿 」

1578 大宮司

天正六年三月九日 大友義統書状 東京大学史料編纂所々蔵文書
増補訂正編年大友史料 24-14

(秀三注) 義統出陣に際し、由原宮に立願す。大宮司は賀来□□

「就進発為立願、太刀一腰、馬一疋、令進官候、弥可被励武運長久之懇祈事、
可為”祝着く候、賀事、恐々勤言、

三月九日 義統 (花押)
賀来社 大宮司殿 」

1578 賀来太郎 (房畑賀来)

天正六年卯月十日 佐田鎮綱分捕手負注文 佐田文書 262 熊本県史料中世 2
「 義統(花押)

天正六年卯月十日、土持要害松尾落去之刻、佐田弾正忠鎮綱被官分捕之着到、銘々分
被見訖、

| | | | |
|------|----|---------|-----|
| 名字不知 | 頸一 | 佐田内記兵衛尉 | 討之、 |
| 山香主計 | 頸一 | 佐田右近介 | 討之、 |
| 名字不知 | 頸一 | 賀来太郎 | 討之、 |
| 名字不知 | 頸一 | 渡辺三郎 | 討之、 |

(以下略) 」

1578 大蔵丞 賀来大蔵丞(惟秀) (房畑賀来)

天正六年? 七月廿八日 田原親賢書状 佐田文書 262、熊本県史料中世 2

1580 大宮司

天正八—九年卯月六日

大友義統書状

柞原八幡宮文書

東京大学史料編纂所々蔵文書

増補訂正編年大友史料 25-79

(秀三注) 由原宮造営材に就き義統の指示。大宮司は賀来□□

「数度如申候、当社御造営之事、無油断可被相調候、殊本社材木取之事、於由布院六所採用専一候、奉行中被申談、早々に越山、霖雨前可被”取調事、肝要候、

聊不可有緩之儀候、恐々勤言、

(天正八、九年頃)

卯月六日

義統 (花押)

大宮司殿」

1580 左衛門

賀来左衛門大夫、宮内少輔

天正八年閏三月廿九日

大友宗麟書状 1

賀来つる文書、

続増補訂正編年大友史料別巻

(秀三注) 大友宗麟が賀来左衛門大夫を利用して、田北紹鉄に一味の者共の結束を攪乱せんとしたときの書状である。田北学氏の解説がある。

「田北紹鉄事、連々、一雅意深重之条、以時分、一途可申附□之処、今度、諸境、自乱妄以来、(種々狼籍悪逆之企、前代未聞之条□□□不及用捨一成敗之儀被申出、南部衆、今日老寄、可討果之由而、挟間村打立候、仍其方事、以順路之覚悟、格別之段、聞及候、案中候、如存知、鑑生(田北)一筋目之儀、鎮周(田北)令連続、去々年《天正六年》於日州表(日向耳川)戦死、忠儀無比類候、因茲、家督之儀、既鎮衆娘へ、与妻合之儀統員平介之上者、縦、紹鉄進退、無別儀候共、立帰、彼家裁判之事者、難有候、況、不儀顕然之条、云彼云是、為親類家中之仁者、統員夫婦一篇之馳走、鎮周、可為申置□□、然者、紹鉄事、早々遂生害、於顕心底者、对国家、可為忠儀候、適、賀来宮内少輔同前在宿之由候間、右之趣、家中者へ、能々申達、速被相調候者、為統員、別而、可成其感之内候之間、急度、才覚肝要候、恐々勤言、

閏三月廿九日

宗麟 在判

賀来左衛門大夫殿」

1580 左衛門

賀来左衛門大夫、宮内少輔

天正八年閏三月廿九日

大友宗麟書状 2

賀来つる文書、

続増補訂正編年大友史料別巻

(秀三注) 田北学氏の解説。

「今度、諸境、自乱妄以来」云々とあるのは、一つには同年(天正八年)二月より、西国東郡鞍懸城において田原右馬頭親貫の乱が勃発している事を指す。大友興廢記やその他の著書に、天正八年二月廿四日に田原親貫が鞍懸城で切腹して、乱が収まったかの如く書いてあるのは、元より誤りである。豊城世譜収載の田原氏系譜、佐田文書、硬田叢史に収載の清田文書、安藤隆氏文書等々、田原親貫の乱に関係の文書を見ると、何れも二月廿四日に親貫が鞍懸城で切腹して城が陥落したといふ説の誤りなることをはっきり証明している。云々。

他方日向国においては、豊後勢と島津勢との戦争が始まっていた。「南部衆」とは大野直入二郡の士を指す。云々。「鑑生一筋目之儀、鎮周令連続」云々と書いてあるが、鎮周とは鑑生の子で、田北紹鉄の弟であり、田北相模守弥十郎平介鎮周である。兄紹鉄の順養子と成り、田北家の家督を継いだ。田北紹鉄の祖父は田北大和守親員で、宗麟の父義鑑時代の大友家の老中職の一人であった。云々。宗麟に目を懸けられた田北鎮周は日向耳川の役で戦死、田北氏一族百二十人もこの役に戦死した。そこで鎮周の娘三人の中の長女に、吉弘鎮信の三男を婿養子として妻合はした。「因茲、家督之儀、既、釵周娘へ、与妻合之儀統員平介之上者」云々とあるのは、即ち此の婿養子弥十郎平介統員の事を言う。云々。天正十四、十五年に島津軍が豊後に進入した時、活躍した田北宮内少輔はこの統員の事で、田北紹鉄の乱には関係していない様である。前掲賀来文書により、宗麟が賀来左衛門大夫を利用して田北紹鉄に一味の者共の結束を攪乱せんとした事が明瞭である。」

1580 采女佐他 賀来次郎左衛門尉、采女佐 (房畑)
 天正八年六月廿二日 佐田鎮綱手負注文 佐田文書 279、熊本県史料中世 2
 宇都宮文書 73

(秀三注) 尾立維孝曰、云々、采女佐は采女佑カ。防戦は時枝鎮継と戦う也。

「 (義統) (花押)

天正八年六月廿二日於宇佐郡上田表防戦之刻、佐田弾正忠鎮綱親類家中之人
 依励粉骨被疵之衆着到。銘々令被見訖。

| | |
|----------|-------|
| 佐田宮内丞 | 矢疵 |
| 賀来次郎左衛門尉 | 手火矢疵、 |
| 松木備中守 | 手火矢疵 |
| 賀来采女佐 | 矢疵、 |
| 仲間藤三郎 | 矢疵 |

以上 』

1580 采女佐 賀来次郎左衛門尉、采女佐
 天正八年六月廿二日 佐田鎮綱手負注文 佐田文書 279 熊本県史料中世 2
 宇都宮文書枚 73

「1580 采女佐他 (参照)」

1581 賀来与一、賀来半次郎、賀来清左衛門尉、賀来主税、賀来甚左衛門尉
 天正八年 下毛郡多布原両村における城討 増補訂正編年大友史料 25-37
 神代長野文書

1582 鎮光 賀来兵右衛門尉鎮光、子松寿丸 (三七)
 天正十年 大友義統安堵状? 賀来文書 1-3、東大史料編纂所蔵

(秀三注) 松寿丸は賀来三七統久の幼名のこと。おそらく兵部少輔として朝鮮出兵の前に所領を相続したのであろう。三七の加冠は天正十七年である。

「親父兵右衛門尉鎮光一跡之事、任相続之旨領掌、云々 (未完)

二月廿九日

義統 (花押)

賀来松寿殿 』



1582 緒方一族 賀来氏

天正十年頃 緒方一族三十七家之事 豊陽志、増補訂正編年大友史料 15-367

(秀三注) 田北曰う、この三十七家は、当国直入郡御祖母岳大明神の神裔大神惟基より種姓始まり、かの緒方三郎惟栄、臼杵次郎惟隆等が子孫にて、当国出生の一流、姓は大神、紋は鱗形、惟字を相嗣ぎ家名とする。

諸氏百五十家の中に、宇佐姓賀来氏あり、また大神姓阿南族松武氏あり。

「緒方一族三十七家之事 (豊陽志)

佐伯 雄城 小原 田尻 下郡 真玉 田吹 小深田 敷戸 木の上 東家 長峰 由布
賀来 徳丸 堅田 夏足 都甲 秋岡 高城 上野 陣 阿南 安藤 栃原 森迫
植田 世利 芦刈 胡麻津留 稗田 小井手 大津留 深田 橋爪 神志那 奈須 』

1582 城主姓氏録 賀来土佐守、賀来越中守

天正十～十一年頃

大友家臣城主姓氏録(抄) 利根一族共同保管文書

増補訂正編年大友史料 15-370

(前略)

| | | | | |
|-------|--------|---------|-------|---------|
| 緒方大神氏 | 大津留常陸守 | 橋爪三郎 | 賀来土佐守 | 植田又四郎 |
| | 雄城上総守 | ごま津留弾正忠 | 田尻和泉守 | 上野遠江守 |
| | 佐伯次郎 | 敷戸安芸守 | 田吹安芸守 | 都甲左衛門大夫 |
| | 真玉掃部助 | 阿部弾正忠 | 堅田弾正忠 | 秋岡次郎 |
| | 中村土佐守 | 小深田左衛門尉 | | |
| | 下群次郎 | 芦刈越前守 | 賀来越中守 | |
| | 恵良薩摩守 | | (以下略) | |

1583 大神氏 大友部下大神氏

天正十一年小春廿三日 大友部下姓氏付

増補訂正編年大友史料 153-369

志手環氏家蔵文書

「豊後大神氏

佐伯 雄城 田吹 小原 大津留 田尻 賀来 植田 小深田 敷戸 木上 下郡
東家 橋爪 神志那 上野 徳丸 深田 堅田 夏足 長峰 都甲 真玉 世利
葦刈 陣 阿南 安藤 秋岡 栃原 由布 高城 奈須 胡麻津留 稗田
小井手 森迫 神崎 下藤

以下略 (この他 宇佐氏族中に賀来氏あり)

天正十一年小春廿三日 』

1583 国井手

天石十一年 国井手建設

豊後全史 p-11

「○天正十一年閏正月賀来荏隈笠和の人民をして大溝を鑿しむ。東院より笠和に至る、以て灌漑に便かス。○三月竣工す、土人之を国井手と名く。」

1582 賀来土佐守 賀来土佐守（豊後）、賀来越中守（豊前）
天正十～十一年頃 大友家臣城主姓氏録（抄） 利根一族共同保管文書
増補訂正編年大友史料 15-370

「1582 城主姓氏録 参照」

1582 越中守 賀来土佐守（豊後）、賀来越中守（豊前）
天正十～十一年頃 大友家臣城主姓氏録（抄） 利根一族共同保管文書
増補訂正編年大友史料 15-370

「1582 城主姓氏録 参照」

1583 中務少輔 賀来中務少輔
天正十一年正月廿八日 大友義統書状 佐田文書 297、熊本県史料中世 2
宇都宮文書枚 77

「数度如申候安心院要害于今相支度候事。方々聞更不可然候。就中至城内粮以下差籠人在之候由候。偏当陣衆油断誠不是非候。右閑目之儀至田原近江入道、本庄中務少輔も申遣候条。彼衆被申談。諸口堅固差搦。急度一着之調儀頼存候。委細猶賀来中務少輔、上野掃部助申含候。恐々勤言。

天正十一年癸未

正月廿八日

義 統 （花押）

飯田但馬入道殿

矢部 三郎 殿

飯田三右衛門尉殿

佐田弾正忠 殿

其外 郡衆中 』

1583 大官司 （鎮綱？）

天正十一年二月廿八日 大友義統書状 大友松野文書 1-9 県史料 25-187

（秀三注）由原宮臨時の祭礼に精誠を抽んでしむ。花押により天正十一年。精誠は精心誠意。

「於由原八幡宮臨時之祭礼、被執行之由候、祝著候、弥可抽精誠事肝要候、猶大津留主馬允可申候、恐々勤言、

二月廿八日

義統 （花押） 5ノ4

賀来社

大官司殿 』

1583 大官司

天正十一年卯月六日 大友義統書状 大友松野文書 1-8、県史料 25-186

（秀三注）社殿造営を油断なからしむ。花押により天正十一年のもの。

「数度如申候、当社御造営之事、無油断可被相調候、殊本社材木取之事、於由布院六所採用専一

候、奉行中被申談、早々以越山霖雨前、可被取調事肝要候、聊 不可有緩之儀候、恐々勤言、

卯月六日

義統 (花押) 5-4

大宮司殿 』

1583 大宮司

天正 11 ~ 12 年二月廿八日

大友義統書状

柞原八幡宮文書 205

東京大学史料編纂所々蔵文書

増補訂正編年大友史料 26-263

(秀三注) 臨時祭の執行を祝す。花押により、天正 11 ~ 12 年と推定。大宮司は賀来□□(鎮綱?)

幡宮文書

「於由原八幡宮、臨時之祭礼被執行之由候、祝著候、弥可被抽精誠事肝要候、

猶大津留主馬允可申候、恐々勤言、

二月廿八日

義統 (花押)

賀来社

大宮司殿 』

1584 大宮司

賀来社大宮司

天正十二年? 二月廿八日

大友義統書状

柞原八幡宮文書 205

(秀三注) 由原宮臨時祭執行を祝す。(花押) により天正 11-12 年と推定。

「於由原八幡宮臨時之祭礼被・執行之由候、祝着候、弥可被抽精誠事肝要候、

猶大津留主馬允可申候、恐々勤言、

二月廿八日

義統 (花押)

賀来社大宮司殿 』

1584 左近将監

賀来左近将監

天正十二年十月十七日

大友義統官途状

柞原八幡宮文書 206

(秀三注) 賀来左近将監と推定す。又(花押) により天正 11-12 年と推定。

「左近将監所望之由、可・存知候、恐々勤言、

十月十七日

義統 (花押)

1585 兵部少輔

賀来兵部少輔

天正十三年十月八日

大友義統感状

義統 (花押)

賀来文書、大友家文書録 3-1948

増補訂正編年大友史料 24-114

「大友家文書録」○ 天正十三年十月 義統勞須江左馬助・賀来刑部少輔・衛藤統門在陣、授感書、且悼立花道雪病死、云々、

「今度従最前以在陣 別而軍勞、殊分過之馳走深重之由、令承知、寔 感悦候、弥

可被励 忠貞事、可為・祝著候、必追而可顯其志之趣、猶田原常陸介(親家) 可申候、

恐々勤言、

(天正十三年) 十月八日

須江左馬助殿

義統 在判

同文

賀来兵部少輔殿

義統 在判

1585 兵部少輔

賀来兵部少輔

天正十三年十月八日

大友義統感状

賀来文書、賀来荘史料 93

大友家文書録 3-1948 2359

増補訂正編年大友史料 24-114

(田北注) 熊本細川藩士賀来作左衛門が、1640年頃文書録編集のため高家初代大友義孝へ提出せる写本の内。賀来作左衛門は三七の子で、兵部少輔の孫である。

「今度従最前以在陣、別而軍勞、殊分過之馳走深重之由、令承知、寔感悦候、弥可被勤忠貞事、可為祝着候、必追而可顯其志之趣、猶田原常陸介可申候、恐々勤言、

(天正十三年) 十月八日

義統 判

賀来兵部少輔殿」

1586 大宮司

賀来鎮綱

天正十四年十一月廿一日

大友義統感状

大友家文書録 3-1920

増補訂正編年大友史料 27-322

(秀三注) 天正十四年、薩軍豊後に入る。義統は賀来大宮司鎮綱に命じて高崎城を整備せしむ。十月、島津義久府内に入る。十二月十二日、義統府内を開き、高崎城にいる。十三日竜王城に移る。

「今度至・高崎、令登城、別而辛勞、殊普請等之儀、預馳走之由、祝着深重候、弥無油断、覺悟肝要候、猶田原近江入道可申候、恐々勤言、

(天正十四年)

十一月廿一日

義統 在判

賀来社大宮司殿」

1586 鎮綱

賀来兵部少輔鎮綱

天正十四年十二月 賀来兵部少輔鎮綱之事

大友家文書録 3-p258

増補訂正編年大友史料 27-359

「(天正・十四年十二月) 島津家久欲攻鶴城、云々、○七日、家久大兵困鶴城、攻守連日、云々、賀来刑部少輔鎮綱為由原八幡宮神職而兼武仕、佯為叛義統、降島津家久、毎聞家久謀計、密告之宗滴・義統、家久粗疑之、詰問鎮綱、鎮綱陳謝、而接夾如舊、云々」

1586 主膳

賀来主膳

天正十四年十二月

島津豊後を攻む

大友二十二代史 p-49

「時に十二月十二日なり、家久追撃して津守に至る。云々。此夜宗像鎮次等統幸を召還し、共に義統に勧めて曰く、云々。義統之に従ひ、其の夜高崎に走る。統幸鎮次等更に議して曰く、此城要害なきに非らずと雖ども、糧食兵器の備へ無きを以て久しきを支ゆ可らず、

況んや強敵を拒ぐをや。豊前竜王城は地仮令遠と雖も、田原紹忍の久しく據守する所にして、難を避くに適せり。姑く往て據るに如かずと。義統又之を容れ、翌十四日を以て宗像鎮次、吉弘統幸、田北統員、同統辰、臼杵統光、寒田統正、賀来主膳、秋岡式部、斎藤勘介等四千人を率いて高崎を發し、竜王に至る。家久義統の既に走るを聞き、兵を進めて上西の軍を率いて豊前に至る。家久大いに懼れ、夜に乗じて逃走る。云々。」

1586 主膳 賀来主膳

天正十四年十二月 島津豊後を攻む 豊後全史 p-99

「戸次の戦に豊軍利を失ひ宗厳公（義統）高崎山に通る。吉弘統幸等相議して日、此地要害頼むへしと雖とも、糧食の運輸便ならず、久しく士卒を養ひ、大敵を支ふべきにあらず、豊前竜王城の保守すべきに如かずと。公之に従ひ翌日竜王に向ふ。大津留鎮益兵百五十余人あり。五十人を分ちて己が居城松ヶ尾に帰らしめ、百余人を以て公に従へ、宗像鎮繼五百人吉弘統幸三百余人其弟田北統員百五十余人田北統辰臼杵統光寒田統政斎藤勘介賀来主膳秋岡式部等四千五百余人、公を護衛し、十二月十五日竜王城に至る。」

1586 主膳 賀来主膳

天正十四年冬 島津豊後を攻む 太宰府管内志豊後国志 p39

「軍記略に、大友勢帰陣于府内依衆議義統其夜竊引弘府内楯籠于高崎城。次一説なり。仙石・長曾我部自別府越金山過山香郷入于豊前国妙見岳云々。十五日家久又以大軍攻府内城城中猶雖有二万余軍勢其内有反逆者放火城中之間不及一戦而没落畢云々。又依諸将之衆議義統打立高崎入于豊前国龍王城相従人々者、大津留河内守鑑益・宗像掃部助鎮繼・吉弘嘉兵衛統行・田北平助統員・田北六郎統辰・臼杵弾正統光・寒田六之進統政・斎藤勘助・賀来主膳・秋岡式部一都合四千五百余人也。云々。十六日家久入・于府内城以天台寺為本陣其後移于義統居城云々。」

1587 刑部丞 賀来刑部丞跡

天正十五年八月十三日 植田庄内賀来刑部丞跡坪付 杵原八幡宮文書 209

増補訂正編年大友史料 27-597

(秀三注) 所領授与の坪付であるが、誰に対するもの。かは不明、この時同日に、魚返伊豆入道・平井弾正忠・志賀湖左衛門尉・平村兵部丞等に対する坪付あり。

「 (大友義統花押)

坪付

一所 七貫分

賀来刑部丞跡

已上

天正十五年八月十三日

(□□□□□□殿) 」

1587 松寿丸 賀来松寿、父兵右衛門尉鎮光

天正十五年？ 大友義統安堵状 賀来文書 1-3、東大史料編纂所蔵
(秀三注) 賀来松寿は賀来三七統久の幼名松寿丸のこと。天正元～十五年のもの。

「親父兵右衛門尉鎮光一跡之事、任相統之旨領掌、云々
(未完)

二月廿九日 義統 (花押)

賀来松寿殿 』

1587 松寿丸 賀来松寿、父兵右衛門尉鎮光

天正十五年？

大友義統安堵状 賀来文書 1-4

(秀三注) 賀来松寿は賀来三七統久の幼名松寿丸のこと。

「親父兵右衛門尉鎮光一跡之事、任相統之旨領掌、云々
(未完)

九月十日 義統 (花押)

賀来松寿殿

1587 兵右衛門 賀来松寿、父兵右衛門尉鎮光

天正十五年？

大友義統安堵状 賀来文書 1-3、東大史料編纂所蔵

「1587 松寿丸 参照」

1587 鎮光 賀来松寿、父兵右衛門尉鎮光

天正十五年？ 大友義統安堵状 賀来文書 1-3、東大史料編纂所蔵

「1587 松寿丸 参照」

1587 賀来松寿 賀来松寿、父兵右衛門尉鎮光

天正十五年？ 大友義統安堵状 賀来文書 1-4、史料編纂所文書

「1587 松寿丸 参照」

大友義統安堵状

(花押)

1589 三七統久 賀来三七統久

天正十七年正月十六日 大友吉統加冠状 賀来文書 1-5,6

大友家文書録 2-2185,2186

増補訂正編年大友史料 28-115,116

大友家文書録

「天正十七年己丑正月、吉統授統字家臣賀来三七、曰名統久、有書統久幼名松寿丸、後号
大神神九郎 』

大友吉統名字状

「名字之事、以別紙認遣之候、恐々勤言、

(天正十七年) 正月十六日

(大友義統) 吉統 在判

賀来三七殿
大友吉統加冠状

「加冠 名字之事
大神統久

天正十七年正月十六日」

1589 兵部少輔 賀来兵部少輔

天正十七年七月廿日 大友吉統書状

大友家文書録 2-2196

賀来文書 1-11

増補訂正編年大友史料 28-147

(秀三注) 豊後全史曰う、天正十一年閏正月、賀来荏隈笠和の人民をして、大溝を鑿しむ。東院より笠和に至るを以て、灌漑に使用す。三月竣工す。土人これを国井手と名付く。とあり、おそらく此の大溝の修復を、関係地頭に命じたものならむ。

「荏隈郷井手之儀付而、辛勞之由肝要候、雖然未□尾之通申候、彼調第一之事候之間、前々之辻堅固被催促、急度成就候様可被申付候、至・田吹与三左衛門尉茂、重々以 状申候条被申談、聊不可有緩之儀候、恐々勤言、

(天正十七年) 七月廿日

(大友義統) 吉統 在判

奈良越中入道殿
賀来兵部少輔殿

1591 刑部大輔 賀来刑部大輔

天正十九年 1591 卯月十四日 天正十六年参宮帳

大分県史料 26-369

東京大学史料編纂所々蔵文書

(抄)

「天正十九年卯月十四日

豊後国北浦辺国東郡田村庄 永松内蔵頭、同新衛門殿四人

同大分郡 賀来之庄 賀来刑部大輔殿二人

同大野郡 藤北村 阿南善左衛門殿一人

(以下略)」

1592 将監 賀来将監

文禄 年(1592?) 大友氏家臣交名

大友家文書録 4-2442

増補訂正編年大友史料 28-387

(秀三注) 大友氏国除後のものか、賀来中書(戦死)の名は見えず。

□□・・・・□□

□□・・・・□□

□□・・・・□□

松崎弾正忠

□□ 善吉

田吹藤右衛門尉

□□伝三郎
小坂 将監
雄城左近入道

小田部孫三郎
広河作右衛門尉
河野伝兵衛入道

如此軒後屋
岡部 勘七
賀來 将監

岡部惣三郎
朝倉大学允
佐藤主馬允

大津留塩松
柴田 亀寿
(以下省略)

藪内善三郎
平林孫次郎

1592 賀來将監

文禄元年三月吉日 植田庄名々給人注文写 利光文書 1 大分県史料 26-138

- 「 植田庄本名七名、枝名加而十名にて候、
一乙大名之事、是ハ田数ひみつにて候、
一上義名之事、七十五町にて候、
一光吉名之事、
一〃 三十口貫分、雄城殿 一〃 十貫分、木本
一〃 三十五貫分、田尻殿 一〃 七貫分、永富あと
一〃 式十貫分、怒留湯殿 一〃 七貫分、報恩寺

一〃 式十貫分、雄城平作殿 一〃 三貫分、つかの
一〃 五貫分、吉永領 一〃 三貫分、賀來将監
一〃 十貫分、宗方殿 一〃 壺町、ふとう給

一吉藤名之事

(以下略)

古帳写候、已上、 利光下総入道
文禄元年三月吉日 聖秋 (花押)」

1592 中書 賀來中務少輔

文禄元年三月十二日 高麗陣大友義統供奉着到交名 大友家文書録 3-2247,2362
高麗陣大友吉統供奉衆交名 大友家文書録 3-1936

「高麗御陣之砌、義統公供奉着到
文禄元壬申三月十二日、豊後之國御出陣也、
(以下關係者以外省略 加來利一)

門司勘解由允

賀来中務少輔 (寒田とあり 増補訂正編年大友史料 28-270)

志賀湖左衛門

臼杵神右衛門

(田原親冢)

大神兵部少輔

田北平介

佐伯権正 (惟定)

大津留典薬允

田尻次郎左衛門尉

以上百十六名

1592 中務少輔 賀来中務少輔

文禄元年三月十二日 豊後出陣 朝鮮国戦死・病死者交名 大友家文書録 4-2264

増補訂正編年大友史料 28-274,384

(秀三注) 現地での戦死・戦病死者の他、帰国後各地での戦病死者百余名の名簿で、この中に賀来中書の名がある。賀来兵部少輔は戦病死していない。大神兵部少輔は戦死後兵部大輔と云う。

子有賀来中務少輔

大津留主馬允

大神賢介

田北次右衛門尉

以下九十数名省略

1593 兵部少輔 賀来兵部少輔

文禄二年 軍士配賦着到衆交名

大友家文書録 4-2300

増補訂正編年大友史料 28-383

大友家文書録に、

「五月、秀吉信二奉行之讒、遣・・福原右馬助長堯・熊谷口蔵丞採允直盛於朝鮮責吉統之罪、闕其領国豊後、使・・毛利口元衛其身於是吉統配賦兵士於生駒近則、蜂須賀家政・黒田長政・福島正則・戸田民部・立花宗茂・毛利吉成等諸将、其身自率、臼杵舍人允統堯・徳丸玄右衛門尉統正・云々等二十余人、口河内乗船而帰朝、義述適留・干朝鮮へ云々、軍士配賦之着到」とあり、次にこのときの軍士配賦着到衆交名を載せる

「生駒殿分着到

(十六人略) 右合三百十人

蜂須賀殿

(二十一人略) 右合人数三百三人

黒田殿

戸次衆
賀来兵部少輔

古庄右馬助者
合三百五人
福島殿
大神兵部少輔
大津留孫七代
(以下略)

「以下、戸田殿、立花殿、毛利どのに配さるものおり」

1594 賀来左京入道、次郎

文禄三年六月九日 山口着到之士 増補訂正編年大友史料 28-446

「 著到 次第不同
賀来左京入道、 同次郎

臼杵刑部丞後家
古庄甚左衛門入道
(以下略)

以上百八十八人
□□□三拾三人

1596 着到記

慶長三年十月 義統豊後侍着到記 永富文書大分郡東植田村大字高城岡永富氏所蔵
増補訂正編年大友史料 2 28-275

賀来中務少輔、兵部少輔、大宮司、将監

(着到帳の。表紙に)

「天正二十年正月ヨリ。二月三月迄不殘渡海被仰、此年文禄に替前後五年に成る。

大閣朝鮮征伐に付き、義統豊後侍着到記、慶長三ツチノエ戌 年十月」とあり。

豊後侍着到記(抄)

佐伯権正

戸次孫平太

臼杵四郎左衛門

臼杵右京亮

寒田志摩入道

大神九郎

奴留湯長門守

臼杵惣六

朽網三郎左衛門

朽網左近大夫

臼杵甚右衛門
豊統弾正忠
田北平内亮
原弥右衛門尉
宇野中務少輔
佐藤弥平
吉弘九郎左衛門
加来兵部少輔
寒田長門入道
寒田宮内少輔
長峰三右衛門
田北鬼若
戸次市之進
朽網左馬助輔
河西勘三郎
賀来大宮司
朝倉大学亮
加来将監

(以下省略) (以下六十二名省略)

玖珠郡衆 (七十八名省略)
国東郡衆 (三十八名省略)
日田郡衆 (百十名省略)
湯布院衆 (二十六名省略)
戸次衆 (六十名省略)
山香郷衆 (六名省略)
緒方衆 (二十二名省略)
井田郷衆 (四名省略)
宇田枝衆 (八名省略)
野津院衆 (十七名省略)
高田衆 (十四名省略)

以上都合七百四十四人 』

(秀三注) 日田衆の中に加来市右衛門尉の名を見る。以上の合計。ば七百二十一名であるので、二十三名の脱落がある軍士配賦着到交名には直入衆、津江衆が見えるこれか。

1596 朝鮮出陣

田北氏註

増補訂正編年大友史 28-p156

元禄の頃、大友家文書録の編集に当り、豊後国大分郡橋爪村之住、牢人、田北八郎兵衛なるもの、家蔵の文書を東京大友氏に提出す八郎兵衛の子孫は大分郡西庄内村字橋爪、現住、田北隆信氏なり。この文書中に、前掲の高麗陣著到あり。大友家文書録は之を収載せるなり。肥後細川藩之土、賀来作左衛門と称する者、又、大友義孝に家蔵の文書写を提出す。その中にも高麗陣著到あり。前掲文書の傍書は、賀来の提出せるものを比較のために記入

したるなり。賀来の提出文書による時は、本木隠岐守（打死）ありて、その代わりに鶴原兵部少輔の記載なし。いま鶴原家関係の文書を調査するに、兵部少輔の朝鮮出陣は確証あり。次に大友家文書録には記載なきも、大分郡植田村大字高城、水富健吉氏家蔵文書中に、朝鮮征伐出陣の着到あり。「都合七百四十四人」と記入あるも、実際には七百二十一人に過ぎず、脱落あるのみならず、誤字の個所ありと推定さる。云々。

1596 中務少輔 賀来中務少輔、兵部少輔、大宮司、将監
慶長三年十月 義統豊後侍着到記 永富文書大分郡東植田村大字高城岡永富氏所蔵
増補訂正編年大友史料 28-275

1600 三七 賀来三七統久
義統豊後侍着到記
慶長五年六月廿七日 大友中庵書状 大友家文書録 4-2360

「媛元為見廻罷上候、就中 内府様会津表御出馬付而、此方可参陣之段聞及、供奉之以覚悟罷上候事 感悦無極候一人至遠国心懸 奇特之儀候何様向後共、不可有失念候、弥 馳走之覚悟肝要候、猶岐部左近入道可申候恐々謹言

六月廿七日 中庵（大友義統）「判」

賀来三七殿

1617 豪栄 宮師豪栄（賀来八房）
元和三年正月 宮師豪栄願文案 柞原八幡宮文書 215

岐部左近入道可申候、恐々勤言。

（秀三注）元和三年正月、御還宮の時の宮師豪栄の宣命。豪栄は賀来鎮綱の第二子八房で、宮師第三十二代目を嗣いだ。

「惟元和三年丁巳正月□□

南膽部州扶桑朝豊後国一宮賀来社、生々掛々八幡大菩薩□之広前建立社頭相励次第神宝物准□妨造饒納□、奉遂御還宮節、三所和光定廻随喜眸 必勤動称揚脣依之□□神威光億兆□行□行雨之沢无謁諸家之栄運 千万端現報後報□専惟芳、是以本地位高、安養九品月照煩惱妄想之暗 垂跡徳新 随縁利物之花繫機感想応之梢 誰人不頓首辺際外亦尽宗廟社稷之深底和光真如最□、調破邪帰正奥旨、随縁利物籬下、一陰一陽句・久薰、普天之下誰不浴 吾神之恩波、率土上何更漏当社恵沢国土无炎干飢饉災不人民無患中夭事然則渴仰人者、忽成現当二世諸願 運歩於輩者、恣達先途後栄之所望 就中守護処竹中采女正藤原重義、為御発願任御神□例造替御社種々神宝瀝・懇棘方叢祠之露 祈願望柏城之月 平四維之敵 立処揚弓箭名於一天、家門繁昌而齡保万春 内外孫葉斯樂千秋重乞造営奉行、高木九郎左衛門尉藤原勝吉・田染次左衛門尉宇佐宿祢統次・高木新介源光・渡辺藤左衛門尉源重、調到進御初拝御神宝、是非先生之佳徳哉、子孫繁昌而寿算等龜鶴 福祐山満而果報同須達之十徳偏預大菩薩擁護叶心底望、眼前扨厄難事无疑、其外諸細工手足供給輩、心中所願皆令 満足 天下泰平・国家安全、諸願成就畢而已、再拝々々敬白。

宮師豪栄律師 』

1620 重家大蔵 惟秀、重家（大蔵）、真直、重泰、重記（宗師）（房畑賀来氏）

嘉永七年六月

賀来宗師墓碑

佐田郷土史

「1854 宗師墓碑 参照 重家四世孫重家大蔵、1620 年頃の人」

1620 宮師由来 賀来地頭民部少輔 八房丸、豪栄

元和六年頃 賀来社宮師跡由来書

柞原八幡宮文書 219 賀来荘史料 99

（秀三注）1620 年頃の宮師豪政の文で、賀来地頭民部少輔の次男八房丸が、宮師の養子となり、第三十一代宮師を嗣いで豪栄と称した。

「豊之後州一宮賀来社由原山と宮師とは、金亀和尚の旧跡なり。彼の上人大願望により、豊前国宇佐宮に参籠と、妙経兩部の秘法を勤行され、此の大法成辨の。功力に随つて、豈神感なかつちや。茲れに因り・て天長七年庚戌七月初七日に、大菩薩当山に御影向を成らせ奉りてより以来、御託宣に云う、和尚を本宮の師と宣言有り、是に従り宮師と号す。

是則ち左大臣学頭の家を蒙り、直帝を請けしこと分明なり。斯砌より・以来、神領代々怠慢なく、富に繁栄云々。然らば即ち大昔威力増益にして靈驗倍々顕然と見えたり・。和尚は則ち此山の開基の元祖と成らせ給うべきなり。和尚は源修律師に宮師を相続あり。源修と申すは、人王第五十五代文徳天王の王子にて御座す。諒に当寺先師の由緒□□竊かに愚案するに、皆蒙昧にしてその。要用を知らず。然る時に律師妻帯と成らせ給う事、宮師代々の□残、相属たらしむるなり。他人に跡を譲る事莫れと、云々。然所に和尚より第三十代秀清宮師に男子なく、女子一人有り。其の節、賀来の地頭民部少輔に妻無きに因りて、娘を以つてこれに娶す。民部少輔に男子二人出来、次男を八房丸と号す。秀清遷化の時、彼八房丸に宮師跡を付属せんと希う所なり。秀清の遺誠に順つて、其の祖母は大友義鎮公に注進を遂げ、大守も頗る感悦に思し食し、御奉書等下し置かれ、即ち件の祖母は八房丸を養育し、出家を遂られ、宮師毫栄と称す。斯の時代までは、屋形当国に居城有り、此の山の神領は一国の内に限らず、他国端々を以つても、寄付とせられけり。之に加え、宮師供僧神官以下に及ぶ迄、栄昌盛んなり。然らば即ち、屋形代々神領訴訟旧記等今に大概之有り。噫、その後御大友家は耶蘇宗に帰伏して、神明仏陀の冥利遠離し、当国没落す京家に赴き社領空しく成りぬ。宮師諸社家人等難儀此の節成り。就中、大宮司は堪忍遂げ難きに因りて、離山浪人の境界と成り行き、中国萩と云う所に栖を成し、其の外に神官社人等悉く滅じ、然りと雖、毫栄は難儀、逼迫の道理を顧みず、御神の厚恩を忘れ難さに依りて、社役を相勤め来り、剩さえ坊中社人を建立、其の上遷宮還宮の社役を両三ヶ度勤仕せらる事、寔に以つて中興開山の宮師なり。然る所、大宮司退転に依つて、毫栄自信姪子を取立て、毫栄の隠居所・居屋敷等□田畑をも譲り、社役名字を許容し、今は漸く二代相続の権大宮司なり、□又毫栄の直弟宮内卿と言うて之有と雖、若年にして逝去す。之に依りて甥の毫円宮師相続し、毫栄は七十五にして遷化あり。則ち毫円社法を師伝の如くに勤めらる。その頃、府中城主日野織部正吉明公、宮師衆徒等清僧に改むべく心底を頻りに仰せつけらるるによりて、此の意趣を毫円答えて曰く「当山の社僧宮師代々衆徒中妻帯にて相勤め来る事神納受にもあらん、□に従い御定たれと雖、神慮を憚るに則らんは如何ん」と時

に吉明公の御立腹浅からず、種々の御言等これ有り、守護の愈違背し難さに任せ、此の代より社僧中清僧と改め、豪円の直弟豪憲に宮師役付属有り、此の豪憲より清僧を立て、宮位に進み、宮師職を勤仕、豪憲自身の甥予豪政に宮師を許さる。某に至る迄、開山和尚自り以来三十四代怠転なく、当山の社法職支配等、往古の如く代々相伝の旨、丁寧に勤仕せしめんと欲するものなり。」

1625 加来家伝 治綱、神九郎、民部少輔、式部大輔、加来維時
寛永貳年霜月七日 加来氏家伝 肥後古記集覧 5-6
東京大学史料編纂所々蔵文書

「延徳元年(1489)九月廿一日 賀来(五郎左衛門尉治綱)の次男神九郎
大友親治の頃 云々 (未完)

天文廿一年(1552)三月六日 賀来民部少輔、
大友義鎮の頃 云々
肥後飽田郡の。内、梶尾八町把田六町、川尻庄の内高江一町八段を民部に、
肥後の十五町八段は次男式部大輔に譲る。肥後の加来の元祖なり。
寛永貳年霜月七日、加来三郎四郎維時 73才 書之。」

1625 加来維時 加来維時 (肥後賀来氏)
寛永貳年霜月七日 加来氏家伝 肥後古記集覧 5-6
東京大学史料編纂所々蔵文書

「1625 加来家伝 参照」

1631 兵右衛門尉 加来兵右衛門尉
寛永八年八月 日 細川三斎知行目録 徳本文書、熊本県史料中世 3p302
「未完」 加来兵右衛門尉殿

1638 助衛門 助衛門、庄衛門 (内河野賀来氏)
寛永十五年?二月二日 佐田友房書状 1 佐田系図、
東京大学史料編纂所々蔵文書

(秀三注) 佐田勘左衛門友房が当時肥後細川藩に仕えていた佐田市郎左衛門宗琢に差し出した書状である。山龍村は山蔵村の旧称ならん。

「(前略)

山龍村賀来庄衛門と申者、其御地へ罷越候之条、乍恐奉啓上候、先以貴公様益御堅固御勤仕可坡為遊と従は大慶奉存候、云々、

(二項略)

一私儀七歳にて孤と罷な候、其時分転々仕候哉、古証文等は一つも無御座候、併、弾正忠様(鎮綱)之下腹に小兵衛殿と申後は佐田眼雪と申候、鎮綱様小倉へ被為成御座候時分、当地山龍村加来助衛門と申者、是も御家之子にて一二之侍にて御座候が、彼小兵衛殿を被

遣候はば、養立可進之由申上候、則当地へ小倉より御遣被成候、定而其時御渡し可被成候御感状又は続目之御祝儀申上、其御返状、義統義鎮之御判之物共数多、彼小兵衛殿御所持被成候、然所に筑前福岡に鎮綱様之御舎弟御座候に付、為御見回之小兵衛尉殿筑前に御越被成刻、当地佐田村又左衛門と申者に、彼数通之御証文を箱ながら御預け被城候、彼又左衛門其時御証文を五つ盗取、其子太郎右衛門に令移蔵仕持居申候御事、

(三項略)

一佐田眼雪より私方に被下候御感状は、拾弍通嶋原に旧冬霜月上旬に指上げ申候、其子細は左様之古証文等有之候はば、可差上由御触に候、其上彼太郎右衛門申候は、其方などは賀来家にて可有哉、但又先祖より口に、名字等は有之間敷由申候、互に慥成名字名乗有之、証文無之方は佐田名字此後名乗間敷由などと、雑言仕候条、私奉行所にて右之証文等指出、其刻是は殿様へ可被召上由に候、其節指上申も、いかがと存、前廉指上申候、此方は写を被下由にて御坐候得共、未如何程之御沙汰も無之候事。

(二項略) (廉ただす、悦たしか) 利一注 鎮綱は佐田鎮綱 (続く)

1638 助衛門 助衛門、庄衛門 (内河野賀来氏)

寛永十五年?二月二日 佐田友房書状2 佐田系図、
東京大学史料編纂所々蔵文書

(秀三注) 佐田勘左衛門友房が当時肥後細川藩に仕えていた佐出市郎左衛門宗琢に差し出した書状である。山龍村は山蔵村の旧称ならん。(続)

「一佐田と申在所は、豊後豊前之境にて、山中不斜山龍村内河野村と村並にて、彼内河野村は私祖先より知行所にて、只今も被内所に居申候、御領主は肥前島原松平主膳頭様にて御座候、

一当地へも御冢之侍共末々、数多居候。何茂在人に罷成不仕合に御座候へども賀来一家の者共は参拾余人及支一類之者共は僅に弍拾余人、殊之外不仕合にて罷有候、衷今一度御代を御取かへしと折に打寄而は御噂仕事に御坐候、

一貴公様より私に可被下御尊書之趣は別紙に書付進上仕候、若二郎右衛門めと申分之時は、奉行所へも指出し可申之旨、左様御意得被遊可被下候、万事媛元之儀は此庄右衛門に御尋可被下候、猶委細之儀は別紙書付進上候、誠恐惶敬白、

二月二日

佐田勘左衛門入道

一入

佐田市郎左衛門様

友房 (花押)

御子息様

御小姓中」

1638 大蔵 賀来大蔵 (内河野賀来氏)

寛永十五年?二月二日 佐田友房書状3 佐田系図、
東京大学史料編纂所々蔵文書

(秀三注) 佐田勘左衛門友房が当時肥後細川藩に仕えていた佐田市郎左衛門宗琢に差し出し

た覚書である。山龍村は山蔵村の。旧称ならん。大蔵は1578年頃の人。

「 覚え

一当地村並古川村と申在所へ佐田朝景様より御感状四つ御座候云々、
一彼古川三郎左衛門と申者、御代之時分、古川村にて之大百姓にて御座候、
一賀来大蔵と申者は、御家にて一二之侍、私祖先に次而之者にて、其末子今は繁昌仕、参拾余人に及、此庄右衛門なども其の一類にて、御家大切に存者にて御座候、其上此庄右衛門親□□御親父様之時分は、両度御申廻申上奉得御懇意候者にて御座候、
一賀来大蔵は感状廿余通被下候、末子未持居申候、此感状之内には寔無非類御感状に御座候、是は日之下に御名乗御判被遊殿と當り居申候、彼者は山龍村に居住仕候へ共、文字を賀来と申さば、左様に當り申候、彼者只今は房ヶ畑村に罷有候事
一彼佐田村太郎右衛門持候御感状と、古川三郎左衛門に被下御感状云々、
一 (以下六項略)

寅ノ

二月二日

佐田勘左衛門入道

友房 (花押)

佐田市郎左衛門様

御子息様

御小姓中

1638 庄衛門

助衛門、庄衛門

(内河野賀来氏)

寛永十五年? 二月二日 佐田友房書状 1

佐田系図、

東京大学史料編纂所々蔵文書

「1638 助衛門 参照、」

1640 佐左門

賀来兵部少輔、三七、賀来中書、弾正、大隅、周防、鑑介、左京田吹若狭守、野上孫次郎

寛永十七年頃

賀来氏来歴覚 1

大友家文書録 4-2361-1 - 賀来文書

(秀三注) この文書は寛永十八年(1640)頃、賀来佐左衛門尉が大内蔵助を通して、大友右京亮正照に提出した文書で、文書録 4-5329、2360、2361 および 2362 から成る。

以下は、「来歴覚え」で、旧藩主大友家の再興と復帰とを祈念したものであろう。尚この賀来氏の子孫は熊本藩で加来流槍術を伝えている。

(うら書き)「進上

大内蔵助様

賀来佐左衛門尉」

「 覚え

一 私の。祖父大神兵部少輔。同名三七父子儀、豊後之内 天賀城ヲ持居申候、大友屋形様御居城上野原ヨリ一里半、御近所ニテ御座候、惣別兵部儀者、筑紫おだまきの子孫ニテ御座候、是藤。是角以後 屋形様ニ廿一代相勤申内二御家崩申上ニテ牢人仕候。

兵部儀、屋形様御代ニハ七人衆之内ニテ、親子共ニ御名乗ヲ一ツ御免被下候、高麗国迄も致御共、そこかしこニテ忠ヲ成シ申候、三七儀も兵部同前ニ御奉公仕候、則中庵屋形様ヨリ父子方ニ被遣候御感状迄ヲ写し、懸御目申候、右之御感状ハ、家康様未 内府様と申たる刻ニ、会津表被為向御馬ヲ候時節之御感状ニテ御座候へ者、御一門様方之御為、並私職迄も別而之儀ニ奉存候、彼様之御感状ハ余人ニハ無御座候哉何方ニテも見不申候、此外ニも屋形様御判数々所持仕候、会津表ニ被為向御馬候趣、

三斎様ニも御出陣被成候ニ付而、不断ニ被遊御咄候を、私儀廿年ニ及御そばニ相詰申ニ付、朝暮承申候、三七名ヲ老後ハ兵右衛門と申候、節々兵右衛門被召出、右之次第被聞召候事。

「一 同名中書儀ハ、高麗陣之御供ニ罷越 三十六ニテ討死仕候 中書事ハ後近辺ニ御心易被召仕候由、申伝候高麗陣之御供ニ被召連候、諸侍衆之書立写シ懸御目申候。

(秀三注 後出の着到交名参照)

一 同名弾正儀ハ、 八郎御曹司様御守ニ被付置候処ニ、御曹司様長門国毛利家ニ御養子ニ被成御座候而、彼地ニテ御遠行被遊候刻、切腹仕り相果申候、則 公私之御位牌 長門之内八ノ寺と申候ニ、到干今御座候事。

一 同名大隅。周防。源左衛門尉。鑑介。左京儀ハ、度々之御合戦、立石表などニテも何れも忠ヲ致シ、御奉公相勤、源左衛門尉儀ハ、豊前之内うろうづの城ニ被召置候刻、黒田如水老とも節々せり合、後ハ和談ニ罷成候由、申伝候事。」

一 田吹若狭守儀ハ三七母方之祖父ニテ御座候、肥後之内、野津原之上田吹と申す城ニ被召置候、然所ニ島津弾正大将分ニテ、驚が城と申古城ニ立籠居申候ニ、太閤様ヨリ

仙石殿・長曾我部殿被成御下シ候処ニ右御兩人ハ被成敗軍豊前へ御引取候而、其ヨリ上方へ御登り被成候由、申伝候、若狭儀ハ蒙打死申候、同名与三左衛門尉ハ 御近辺ニ御心易被召使候、高麗陣ニも御供ニ罷越、終ニハ御皆陣之上ニテ、御用ニ立 相果申候由、申伝候、若狭守儀ハ下り侍之由に御座候、若狭女房方ハ、吉弘ニテ御座候事。

一 野上孫次郎、同名主膳兩人儀、私母方ニテ御座候、孫次郎・主膳儀、方々ニ子致御奉公、宗麟屋形様御遠行之刻、御供衆一人も無ニ御座候由申出シ、七日ニ御当り候時節 ニ、御寺ニ参、親子刺違切腹仕り、相果申候、家来之侍老人供仕候、孫次郎儀ハ射之刻ニも、当座ニ御用ニ罷立、先様ヲ打果シ申候由、申伝候、右兩人之元来は、美濃国ノ野上下の侍之由申候、私儀先年美濃表罷通り、野上之在所具ニ一覽仕候、孫次郎女房方ハ 白杵ニテ御座候事。」

一 兵部・三七父子儀。牢人之内黒田如水老可被召抱由、色々被仰、牢人之見継ぎ迄披成候得共、屋形様ニ一先ツ被成御適候を、主人ニ頼申所、侍之道理に違申ニ付、達而御理り申内ニ、兵部少事病死仕候、然処ニ、屋形様御身代御方付被成候内ハ、ともニ方々と仕候処ニ、屋形様御遠行被遊候上ニテ、右京様始何れも豊前小倉ニ未三斎様御代ニテ被成御座候内ニ、御迎参被成御下り候、以後三七儀も 三斎様ニ身代有け申候ニ、与風ロウゼキ者ニ出会申候ニ、首尾能仕廻申段、具ニ三斎様被聞召届候上ニテ、少知を被下、御裏方御門

矢倉被成御預候而、重而三七筋目万事之儀共、御一門様方ニ被成御尋へ何にても書物以下所持仕候者、可懸御目之由御意ニ付テ、御感状万事の書物差上ケ申所ニ御覽候テ、益々御懇ニテ、肥後八代に被成御越 御加増陂仰付へ又御裏方御門共ニ被成御預、夜白之御用等相達シ、七拾余ニテ病死仕候事

一 賀来と申名字之儀、古へ従

禁中様より、勅使ヲ被成。御下シ、万御改之上ニテ、八幡宮エ御社領被成御座候二付テ、賀来之社（ヨロコビキタルノヤシロ） 由原山八幡宮と相極り申候、惣別由原山者兵部少輔領分、賀来之庄 三百町之内ニテ御座候、其上金龜和尚二代目、大神之比義ヨリ只今之金蔵院座主迄ニ、三十六代ニ御座候、兵部一門として八幡宮を執行ヒ申候、右之首尾ニテ賀来名を名乗り申候、則 御綸旨数々、源家之御判数々、屋形様御判数々、高氏西国御下向候テ、大神と被成・御一味へ平家御退治之御判、无 神功皇后異国退治陂遊候刻之趣、賀来之社由原山八幡宮之次第、御縁起ニ卷ニして、八幡宮別テ之御宝物右之次第二千御座候付、古へ上々様ヨリ之御書出シニ、賀来之社由原山八幡宮と遊ばし被置候二付テ、今も右之通ニテ御座候、豊後二国之御衆、御目付衆様之分ハ追々聞召及二卷之起共ご一覽の事ニ御座候、右之御書物何れも八幡宮宮へ納り居申候。

一 控へを以、有増懸御目申候、相違之儀も可有御座候、右京様ニは具被一聞召届由、常々被成一御意候、勿論也、大神名・佐伯名ハ、則 屋形様御へりばりニも御座候、国侍之分屋形様御同前ニ罷成、□ヲ聞申たる侍程、御見届之ため、様々の躰ニ罷成候由申伝候、昔のつなぎにて御座候へ共、朽ちて不朽を伝乃道理ニ仕、罷有御事ニ御座候、只今まで御家御堅固ニ御続被成候者、何を営み可申哉、此御事のミニ奉存候、天道の御恵み八幡宮御守り強く、弥御冥加ニ御叶被成、御本国ニ御入部遊シ、御数代の諸侍衆ニ被懸御目を召被仕候様ニと、朝夕念シ奉候、古へ九州九ヶ国を御敷被成候御筋目ニテ被成御座候処、是非不ニ及申候、必成就せんにより、賀来之社と御縁起ニ相見へ申候、金蔵院愈らず御武運御長久ニテ、御冥加ニ御叶陂成候様ニと、朝夕八幡宮於御神前ニ、清成申上候うえハ、追々御吉左右可有御座と、大悦ニ奉存候、右之趣ハ、相違之処も可有御座へ共、如此有増懸御目 “置申候上者、畿久子孫共ニ願上申候、以上。”

1716 地頭 地頭御家人

正徳五年十一月十九日 豊後図田帳考索

鎌倉遺文

「此図田帳を以、往古天下の、事を考るに、人皇の四始より八十二代後鳥羽院の御宇迄は公家の天下也、文治元年右大将家総追捕使と成、此時始て諸国に守護を立、莊園に地頭を置、雖然、公家天下の時の国土、或公家、或寺社領迄も、往古に相替らざる故、公家もさのみ衰微せず、国土をも地頭御家人と名づけ、国々ともに此を直人と云、鎌倉九代の間は、此作法を用ゆ、然る所に、後醍醐帝元弘建武の大乱より、古法皆捨り、国々の公家の、知行、或寺社領も皆諸軍勢の分ち取り、地頭御家人も大略其国々の家人と成なり、其后足利將軍の時の侍も、亦如此、信長・太閤・家康公の代と成て、昔の侍の子孫は、有力無力に成果、俗姓も知ざる新家共入替るなり。」

杵築竹田津氏藏本云、右正徳五年乙亥十一月十九日大神尚山考索するもの也、
正徳六年丙申閏二月下旬書写之、石坂平大夫大神義知」(以下略)

1744 佐田系図

延享元年三月吉日 佐田系之事 佐田系図 (肥後国詫間郡九品村佐田庄三郎藏本)
増補訂正編年大友史料 33

「豊前国佐田住人佐田弾正忠鎮綱及代々住佐田、鎮近郷、云々、
代々中国大内家に属す、云々、
弘治二年(1556)宗麟豊前にお入り、竜王城に在陣、是より佐田隆居大友家に属す、云々、
天正十五年(1587)三月、豊前を毛利勝信に与ふ、黒田孝高中津に在城す、国侍皆流浪す、
其後大友屋形退転し、豊前国に細川公御入国有て、後小倉へ奉仕す、細川公肥後へ国替有
て、鎮綱子孫熊本に有之、其一族佐田庄内河野邑に有之、佐田泰綱、其子内記光綱代々内
河野邑食地なり・、云々、

天正六年(1578)耳川戦の。後、鎮綱は細川公に奉仕也、弥右衛門父子浪人となり、内河
野口耕す、この時小倉より鎮綱の庶子小兵衛鎮忠(法名眼雪)を当地山中という所に居有、
代々庄官相勤候、云々、

延宝五年(1677)佐田村太郎右衛門と申す者と、名字の事で争論し、肥後に通達あり。

(山蔵邑賀来庄右衛門御地罷越候事、云々)

越後守(佐田鎮綱)より某迄七代也、友久入道一人は壮年之時、肥後嫡家へも見舞し事、
父友房此心有といえども遂に不果、云々、

延享元年(1744)三月吉日 佐田市郎兵衛友重」

1800 真直 惟秀、重家(大蔵)、真直、重泰、重記(宗師) (房畑賀来氏)

嘉永七年六月 賀来宗師墓碑 佐田郷土史

「1854 宗師墓碑 参照、惟秀十世孫真直兄重泰、1800頃の人」

1825 重記宗師 惟秀、重家(大蔵)、真直、重泰、重記(宗師) (房畑賀来氏)

嘉永七年六月 賀来宗師墓碑 佐田郷土史

「1854 宗師墓碑 参照、真直の子、重記号宗師、1854卒57才」

1854 宗師墓碑 惟秀、重家(大蔵)、真直、重泰、重記(宗師) (房畑賀来氏)

嘉永七年六月 賀来宗師墓碑 佐田郷土史

「君諱重記、字幸之丞、物齋其号、房畠人、其先出於大神氏 食邑於後豊賀来郷、因氏焉、
又文龜(1501)中惟秀来居山蔵、四世孫重家称大蔵丞為里正十世至 君考緯真直 君其第二子
也、伯重泰早卒、君性沈重、有操、不問家人生産・、燕間好論 古今専連々
不止、尤善筆翰 弟子頗多、以止嘉永七甲寅六月二十四日卒、年五十七、葬先塋、
法諱昭意、配五十嵐氏 始其兄重泰娶杵築五十嵐氏女へ亡何兄死、五十嵐抱其孤重大郎泣
日云々 (燕=宴、塋=墓 亡何=無何いくばくもなく)

増補訂正編年大友史料からの追加史料

加来利一

1-12 {豊後国志} 卷之四、大分郡 由原八幡祠、在賀来郷由原山中、社記曰、淳和天皇天長四年十月、延暦寺僧金亀和尚、詣豊前国宇佐祠、称経勤行有神託之感乃来此郡賀来郷偶望見古樟樹、則有神神教之驗於是建祠、国司大江朝臣宇久以奏之、因得預官社、承和、嘉祥之後猶有勅使奉幣云、建久以還、大友氏世修理、応永七年大友式部大輔親世、建普賢堂宇祠側天正十二年左京大夫義鎮為鑄洪鐘、(以下略)

1-261 (田北注) 建久二年(1192)二月二十八日、幕府、宇都宮信房を豊前伊方庄地頭職に補任す。佐田文書に下記あり。佐田氏は宇都宮信房の裔にして、世々宇佐郡佐田庄に居る。子孫、大友氏の麾下たりしが、十六世の孫佐田次郎統綱に至って天正十五年七月三日豊臣秀吉その領地を没収して、黒田孝高に与う。統綱すなはち浪人となり、五郎右衛門と改名して、大友義統による。文禄二年、義統朝鮮陣中にありて、国除かる。ここに於いて、統綱身を黒田長政に託す。慶長五年十月、長政、封を筑前に涉され細川忠興豊前国主となるに及んで、元和元年九月其の臣となり、築上郡別府村越路村の内三百石を賜う。嫡孫宗琢寛永九年細川忠利に従い肥後に移る(以下略)

24-114 「賀来文書」大友家文書録収載 熊本細川藩士賀来作左衛門、高家初代大友義孝へ提出せる写本

25-62 「萩原文書」天正八年三月二十三日？

加来安芸守に対して萩原山城に関する才覚を求める田原紹忍の書状

33-7 「佐田系図」覚 東大史料編纂所蔵

前略

一、賀来大蔵と申す者は、御家にて一二の侍、私先祖に次而之者にてその末子今は繁盛仕、三十四人に及この庄右衛門などもその一類にて、御家大切に存者にて御座候。此の庄右衛門口御親父様之時分は、両度御見回申上奉得御懇意候者にて御座候。

一、賀来大蔵は感状貳拾余通被下候末子末持居申候被者は山龍村に居住仕候えども文字を賀来と申さば左様に当たり申候彼者只今は房ヶ畑村にて罷有候事。

以下略

大永四年四月十八日(1524)

義鑑加冠状

山口賀来家文書

名字奉取以
 別紙徳意
 并奉取
 義鑑加冠
 賀来家

加冠
 名字奉
 大永四年四月十八日
 義鑑

